

第 71 回総会第 3 委員会公式文書(1)

房野 桂 訳

女子差別撤廃委員会報告書(A/71/38)

第 61 回会期 (2015 年 7 月 6 -24 日)

第 62 回会期(2015 年 10 月 26 日-11 月 20 日)

第 63 回会期(2016 年 2 月 15 日-3 月 4 日)

伝達書簡

[2016 年 3 月 22 日]

「女子に関するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に従って設立された女子差別撤廃委員会は、経済社会理事会を通して、その活動に関して毎年総会に報告しなければならないという「条約」の第 21 条に言及することを名誉に存じます、

委員会は、2015 年 7 月 6 日から 14 日まで第 61 回会期を、2015 年 10 月 26 日から 11 月 20 日まで第 62 回会期を、2016 年 2 月 15 日から 3 月 4 日まで第 63 回会期を、ジュネーブの国連事務所で開催いたしました。委員会は、2015 年 7 月 24 日の第 1332 回会議、2015 年 11 月 20 日の第 1372 回会議及び 2016 年 3 月 4 日の第 1402 回会議で、会期に関する報告書を採択いたしました。これら報告書は、ここに、第 71 回総会にお伝えいただくために提出されます。

(署名)林陽子 議長

第一部: 第 61 回女子差別撤廃委員会会期報告書

2015 年 7 月 6-24 日

第 1 章: 委員会が採択した決定

決定 61/I

2015 年 7 月 24 日に、女性の司法へのアクセスに関する一般勧告第 33 号(2015 年)をコンセンサスで採択した(CEDAW/C/GC/33)。

決定 61/II

委員会は、2015 年 6 月 22 日から 26 日まで、サンノゼで開催された第 27 回人権条約機関会議の議長によって支持された「脅しまたは報復に対するガイドライン」に留意し(HRI/MC/2015/6 を参照)、以下を決定した:

(a)委員会ビューローは、会期間を含め、脅しまたは報復に関するフォーカル・ポイントとして継続して行動すること。

(b)ビューローは、委員会との協力を求めまたは協力したことに対する個人または集団に対する脅しまたは報復の実体のある申し立てに対応して取るべき行動の適切な筋道を、本会議でコンセンサスで、委

員会と相談して決定するであろうこと。会期間には、ビューローが委員会委員に相当の連絡を取り続けるであろう。

(c)委員会は、その特別な状況、マンドート及び経験を最もよく反映するようにそれらを適合させ、開発する目的でガイドラインをさらに検討するであろうこと。

決定 61/III

委員会は、第 27 回人権条約機関会議の議長によって支持された一般コメント/一般勧告の策定とこれに関する相談の要素に留意し、以下を決定した：

(a)サブ・パラグラフ(a), (b), (d)及び(h)に含まれている要素は、委員会の既存の慣行に沿っていること。

(b)サブ・パラグラフ(c)に含まれている要素を採択すること。

(c)サブ・パラグラフ(e)と(g)に含まれている要素の意味合いをさらに調べること。

(d)委員会の関連作業部会によって決定される段階で、一般勧告案の最新版が国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)のウェブサイトにポストされるであろうとの理解の下で、サブ・パラグラフ(f)に含まれている要素を採択すること。

決定 61/IV

一会期につき 3 つまたは 4 つ以上を準備する人権条約部の請願・調査課の側での能力の欠如を仮定すれば、委員会は、「条約」の「選択議定書」の第 2 条の下で、調査のために登録されている個人通報の数の増加と採択の準備ができていない事件の積み残しが懸念の原因である。時間制約を念頭に置き、委員会は、採択の準備ができていない事件の採択の遅れと未決の事件の膨大な積み残しを生むことを避けるために、その状況に効果的に対処する方法と手段を緊急に探求するよう OHCHR に勧めることを決定した。

決定 61/V

委員会は、その事務局に、その報告書が 5 年以上提出期限が過ぎているすべての締約国に督促状を送るよう事務局に要請することを決定した。

決定 61/VI

決定 51/1 に従って、委員会は、2016 年 1 月 31 日までに第 5 回から第 7 回合同定期報告書を提出するようアンティグア・バーブダに最終督促状を送ることを決定し、万一報告書が受領されない場合には、2016 年 10 月/11 月の第 65 回会期で、報告書不在のまま、アンティグア・バーブダの検討を予定することを決定した。

決定 61/VII

委員会は、国連ウィメンとの協働で、「持続可能な開発目標」のターゲット 5.1 のための指標をさらに開発し監視するための方法と手段を探求するよう、「条約」とジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)に関する作業部会にマンドートを与えることを決定した。委員会は、この作業部会が、「条約、国連ウィメン及び持続可能な開発目標」と名称変更し、委員は一般公募とすることも決定した。

決定 61/VIII

委員会は、ジェンダーと HIV/エイズに関するフォーカル・ポイントと、性と生殖に関する権利に関するフォーカル・ポイントを合併し、ジェンダーと HIV/エイズ及び性と生殖に関する健康と権利に関する 1 つのフォーカル・ポイントにし、Louiza Chalut, Theodora Oby Nwankwo と Patricia Shulz を共同フォーカル・ポイントとして確認することを決定した。

第 II 章: 組織上及びその他の問題

A. 「条約」と「選択議定書」の締約国

1. 第 61 回委員会の最終日の 2015 年 7 月 24 日に、「条約」の締約国は 189 カ国あった。さらに 70 の締約国が、委員会の会議時間に関する「条約」の第 20 条 20(1)の修正を受け入れていた。現在、総計 126 の「条約」の締約国が、これを発行させるために修正を受け入れるよう求められている。
2. 同日、「条約」の「選択議定書」の締約国は 106 カ国あった。

B. 会期の開会

3. 委員会は、2015 年 7 月 6 日から 24 日まで、ジュネーブの国連事務所で第 61 回会期を開催した。委員会は、19 の本会議を開催し、議事項目 5 から 8 を討議するために 8 つの会議も開催した。委員会に提出された文書のリストは、本報告書第一部の付録に含まれている。
4. 2015 年 7 月 6 日の第 1305 回会議で、会期が議長によって開会された。

C. アジェンダの採択

5. 委員会は、2015 年 7 月 6 日の第 1305 回会議で暫定アジェンダ(CEDAW/C/61/1)を採択した。

D. 会期前作業部会の報告

6. 2014 年 11 月 10 日から 14 日まで開かれた会期前作業部会の報告書(CEDAW/C/PSWG/61/1)は、2015 年 7 月 6 日の第 1305 回会議で、Patricia Schulz によって紹介された。

E. 作業組織

7. 2015 年 7 月 6 日と 13 日に、委員会は、国連システムの専門機関、基金、計画及びその他の政府間機関の代表者たちと非公開会議を開催し、その間に、これら機関は、国に特化した情報と「条約」の実施を支援する努力に関する情報を提供した。
8. さらに、委員会は、NGO と国内人権機関の代表者たちと非公式の公開会議を開催し、彼らは、委員会がこの会期でその報告書を検討している締約国における「条約」の実施に関する情報を提供した。
9. 2015 年 7 月 15 日に、委員会は、建設的対話中に国際開発慣行の変化するシナリオと女性の経済的・社会的・文化的権利の評価の結果の可能性に関する非公式の討議のために集まった。この会議は、国際人道法・人権ジュネーブ・アカデミーが主催し、ジュネーブ条約機関プラットフォームが後援した。
10. 2015 年 7 月 23 日に、委員会は、先住民族問題永久フォーラムの議長であり、フォーカル・ポイントでもある Megan Davis との会合を開催し、Megan Davis は、先住民族女性の権利に関連する問題についてブリーフィングを提供した。

F. 委員会委員

11. 全委員が第 61 回会期に出席した。以下の委員は示された日には出席しなかった: Bakhita Al-Dosari、7 月 20 日から 24 日まで、Nicole Ameline、7 月 6 日から 9 日まで、Barbara Bailey、7 月 6 日から 10 日まで、Niklas Bruun、7 月 24 日、Louiza Chalal、7 月 24 日、Naela Gabr、7 月 20 日、Ruth Halperin-Kaddari、7 月 10 日から 24 日まで、Theodora Oby Nwankwo、7 月 6 日から 10 日まで。任期を示した委員会委員の名簿は、本報告書第 2 部の付録 II に含まれている。

第 III 章: 会期間活動に関する議長報告

12. 2015 年 7 月 6 日の第 1305 回会議で、議長は、第 60 回会期以来のその活動に関する報告書を提出した。

第 IV 章: 「条約」第 18 条の下で、締約国が提出した報告書の検討

13. 委員会は、「条約」第 18 条の下で提出された 8 つの締約国の報告書を検討し、これらについての最終見解を準備した:

ボリヴィア多民族国家	(CEDAW/C/ BL/CO/5-6)
クロアチア	(CEDAW/C/HRV/CO/4-5)
ガンビア	(CEDAW/C/GMB/CO/4-5)
ナミビア	(CEDAW/C/NAM/CO/4/5)
セントヴィンセント・グレナディーン	(CEDAW/C/VCT/CO/4-5)
セネガル	(CEDAW/C/SEN/CO/3-7)
スペイン	(CEDAW/C/ESP/CO/7-8)
ヴェトナム	(CEDAW/C/VNM/CO/7-8)

最終見解に関連するフォローアップ手続

14. 委員会は、以下の締約国から受け取ったフォローアップ報告書を検討した:

チリ	(CEDAW/C/CHL/CO/5-6/Add.1)
キプロス	(CEDAW/C/CYP/CO/6-7/Add.1)
ハンガリー	(CEDAW/C/HUN/CO/7-8/Add.1)
クウェート	(CEDAW/C/KWT/CO/3-4/Add.1)
マルタ	(CEDAW/C/MLT/CO/4/Add.1)
メキシコ	(CEDAW/C/MEX/CO/7-8/Add.1)
旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国	(CEDAW/C/MKD/CO/4-5/Add.1)
トルクメニスタン	(CEDAW/C/TKM/CO/3-4/Add.1)

15. 委員会は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎているパキスタンに第 1 回督促状をガイアナ、インドネシア、ジャマイカ及びサモアに第 2 回督促状を送付した。

16. 委員会は、提出期限が過ぎている追加の情報の提出に関して、レソトに督促状を送付した。

17. フォローアップに関する報告者は、そのフォローアップ報告書の提出期限が過ぎるものと仮定して、ウガンダの代表者と会った。

第 V 章: 「選択議定書」の下で行われた活動

18. 「選択議定書」の第 12 条は、委員会は、「選択議定書」の下でのその活動の概要をその年次報告書に含めることとすると規定している。

A. 「選択議定書」第 2 条の下で生じる問題に関して、委員会が取った行動

19. 2015 年 7 月 17 日と 23 日に、「選択議定書」第 2 条の下での活動を討議した。

20. 委員会は、「選択議定書」の下での第 32 回通報作業部会の報告書を支持した(<http://wwgoo-gl/9y5BjJ>を参照)。

21. 委員会は、「選択議定書」第 2 条の下で提出された 4 つの個人通報に関して最終決定を採択した。委員会は、通報第 24/2009 号(*X と Y 対ジョージア事件*)(CEDAW/C/61/D/24/2009)、及び通報第 45/2012 号(*Belousova 対カザフスタン事件*)(CEDAW/C/61/D/45/2012)に関して、違反有りとする見解を採択した。委員会は、通報第 50/2013 号(*O.V.J. 対デンマーク事件*)(CEDAW/C/61/D/50/2013)と第 52/2013 号(*D.G. 対オランダ事件*)(CEDAW/C/61/D/52/2013)に関して、不許可との決定も採択した。すべての決定はコンセンサスで採択された。

B. 個人通報に関する委員会の見解のフォローアップ

22. 委員会は、第 32 回作業部会が、フォローアップ対話が継続しているそれぞれのケースで、フォローアップ状況を討議し、取るべき行動について合意したことを伝えられた。現在フォローアップ調査の下にある 9 つのケースの中で、1 つはブラジルに関連し、3 つはブルガリアに、1 つはカナダに、1 つはオランダに、1 つはペルーに、1 つはフィリピンに、1 つはスペインに関連している。もう一つのケース(第 28/2010 号、*R.K.B. 対トルコ事件*)では、委員会は、その勧告の部分的に満足な解決策を見いだして、フォローアップ対話を終了することに決定した。

C. 「選択議定書」第 8 条の下で生じる問題に関して委員会が行った行動

23. 委員会は、2015 年 7 月 23 日に「選択議定書」第 8 条の下でのその活動を討議した。委員会は、第一回作業部会の報告書(<http://goo-gl/9y5BjJ> を参照)を支持した。

24. 委員会は、未決の調査手続きに関連する作業部会のフォローアップ勧告を採択した:

(a) フィリピンに関する調査第 2010/1 号に関連して、第 64 回会期のための会期前作業部会によって確立されることになっている問題と質問のリストで委員会によってなされた勧告の実施に関して問題を提起すること。

(b) カナダに関する調査第 2011/1 号に関連して、フォローアップ・プロセスを始めること。

(c) 提出物第 2011/2 号に関連して、調査を行い、その決定を当該締約国に伝えること。

(d) 提出物第 2011/4 号に関連して、「選択議定書」第 8 条の下で委員会が受領した情報に関連して、2 カ月以内に見解を提出するよう当該締約国に要請すること。

(e) 提出物第 2013/2 号に関連しては、調査を行わないこと。

25. 委員会は、作業部会によって行われた以下の決定を裁可した:

(a) 提出物第 2011/3 号に関して、委員会が調査を行うことを勧告するかどうかの検討を第 2 回作業部会まで延期すること。

(b) 提出物第 2012/1 号に関して、追加情報を提供するよう求めて情報の出所に督促状を送ること。

(c) 提出物第 2014/2 号に関して、「選択議定書」第 8 条の下で委員会が受領した情報に関連して、締約国の見解に対する委員会の要請に関してフォローアップを行うために、ジュネーヴの国連事務所及びその他の国際団体への当該締約国の代表部の代表との会議を第 61 回会期中に手配すること。

26. 調査第 2013/1 号と調査第 2014/1 号に関連して、委員会は、それぞれのケースで、その領土への訪問に同意するよう要請して、当該締約国に督促状を送ることを決定した。

27. 提出物第 2014/3 に関連して、委員会は、「選択議定書」第 8 条の下で委員会が受領した情報に関連して、当該締約国が見解を提出する期限を 2015 年 10 月 1 日まで延期することを決定した。

第 VI 章: 委員会の作業を促進する方法と手段

28. 事務局は、「条約」第 18 条の下での締約国による提出期限の過ぎた報告書の提出状態について委員会に伝えた。

29. 2015 年 7 月 6 日に、事務局は、2015 年 6 月 22 日から 26 日まで、サンノゼで開催された人権条約機関の第 27 回議長年次会議に関するブリーフィングを委員会に提供した。

議事項目 7 の下で委員会が取った行動

今後の会期の日程

30. 会議カレンダーに従って、以下の日程が、第 62 回・63 回委員会と関連会議のために確認された:

第 62 回会期(ジュネーヴ)

(a) 「選択議定書」の下での第 33 回通報作業部会: 2015 年 10 月 20 日-23 日

(b) 「選択議定書」の下での第 2 回調査作業部会: 2015 年 10 月 21 日-23 日

(c) 第 62 回会期: 2015 年 10 月 26 日-11 月 20 日

(d) 第 64 回会期の会期前作業部会: 2015 年 11 月 23 日-27 日

第 63 回会期(ジュネーヴ)

(e) 「選択議定書」の下での第 34 回通報作業部会: 2016 年 2 月 9 日-12 日

(f) 「選択議定書」の下での第 3 回調査作業部会: 2016 年 2 月 11 日-13 日

(g) 第 63 回会期: 2016 年 2 月 13 日-3 月 4 日

(h) 第 65 回会期前作業部会: 2016 年 3 月 7 日-11 日

今後の会期で検討される報告書

31. 委員会は、第 62 回・63 回会期で、以下の締約国の報告書を検討することを確認した:

第 62 回会期: レバノン、リベリア、マダガスカル、マラウイ、ポルトガル、ロシア連邦、スロヴァキア、スロヴェニア、東ティモール、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン

第 63 回会期: チェコ共和国、アイスランド、日本、ハイティ、モンゴル、スウェーデン、タンザニア連合共和国、ヴェヌアトゥ

第 VII 章: 「条約」第 21 条の実施

紛争防止、紛争及び紛争後の状況にある女性に関するタスク・フォース

32. タスク・フォースは会期中に集まった。

司法へのアクセスに関する作業部会

33. 作業部会は会期中に集まった。2015 年 7 月 21 日に、委員会は、委員会の手続き規則の規則 31 に従って、司法への女性のアクセスに関する一般勧告第 33 号(2015 年)(CEDAW/C/OC/33)を採択した。

農山漁村女性に関する作業部会

34. 作業部会は会期中に集まり、農山漁村女性の権利に関する一般勧告案を改善した。
災害危険削減と気候変動のジェンダー関連の側面に関する作業部会

35. 作業部会は会期中に集まった。

教育権に関する作業部会

36. 作業部会は会期中に集まり、女兒と女性の教育への権利に関する一般勧告の第一案を討議した。

作業方法に関する作業部会

37. 作業部会は会期中に集まった。

「条約」、国連ウィメン及び「持続可能な開発目標」に関する作業部会

39. 作業部会は会期中に集まった。

女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する作業部会

40. 作業部会は会期中に集まり、女性に対する暴力に関する一般勧告第 19 号(1993 年)を更新する一般勧告案の策定のためのオンラインとプロセスを討議した。

第 VIII 章: 第 62 回会期の暫定アジェンダ

41. 2015 年 7 月 24 日の第 1332 回会議で、委員会は、第 61 回会期の暫定アジェンダ案を検討し、承認した。

第 IX 章: 報告書の採択

42. 2015 年 7 月 24 日の第 1332 回会議で、口頭で修正された第 62 回会期の報告書案を検討し、採択した。

付録: 第 61 回会期に、委員会に提出された文書

文書番号	タイトルまたは説明
CEDAW/C/61/1	暫定アジェンダと注釈
CEDAW/C/61/2	委員会の作業を促進する方法と手段に関する事務局メモ
CEDAW/C/61/3	国際労働機関報告書
CEDAW/C/61/4	国連教育科学文化機関報告書
締約国報告書	
CEDAW/C/BOL/5-6	ボリヴィア多民族国家の第 5 回・6 回合同報告書
CEDAW/C/HRV/4-5	クロアチアの第 4 回・5 回合同報告書
CEDAW/C/GMB/4-5	ガンビアの第 4 回・5 回合同報告書
CEDAW/C/NAM/4-5	ナミビアの第 4 回・5 回合同報告書
CEDAW/C/VCT/4-8	セントヴィンセント・グレナディーン第 4 回から 8 回までの合同報告書
CEDAW/C/SEN/3-7	セネガルの第 3 回から 7 回までの合同報告書
CEDAW/C/ESP/7-8	スペインの第 7 回・8 回合同報告書
CEDAW/C/VNM/7-8	ヴェトナムの第 7 回・8 回合同報告書

第 2 部: 第 62 回女子差別撤廃委員会報告書

2015 年 10 月 26 日~11 月 20 日

第 I 章: 委員会が採択した決定

決定 62/I

2015 年 11 月 20 日に、委員会は、難民危機と女性と女兒の保護に関するステートメントを採択した (www.ohchr.org/EN/HRBodies/CEDAW/Pages/Stateents.aspx を参照)。

決定 62/II

委員会は、その最終見解の「ミレニアム開発目標」と 2015 年以降の開発枠組に関する標準パラグラフを「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に関する以下の新しい標準パラグラフ: 「委員会は、『持続可能な開発 2030 アジェンダ』の実施プロセス全体を通して、『条約』の規定に従って、実体的ジェンダー平等の実現を要請する」に置き換えることに決定した。

決定 62/III

委員会は、以下のように決定 50/II を修正することを決定した:

(a) パラグラフ I は、末尾に以下の文を挿入することにより修正される: 「当該締約国との対話中に、国別報告者は、すべての関連問題が、これまで対処されて来なかった問題を提起するために、組織的にフォローアップ質問を尋ねることによりカバーされることを保障することとする。対話の直後に、非公開会議で、国別報告者は、最終見解に反映される主要な問題を手短に強調し、専門家より簡潔なフィードバックを受けることとする。」

(b) パラグラフ 2 の最初の文は、以下のように修正される: 「国別報告者は、委員と非公式の 2 国間相談を行い、国内の主要な問題領域を完全にカバーすることを保障し、重複を避けるために、必要ならば国別タスク・フォースの調整会議を開催し、当該締約国に関する私的な昼食時ブリーフィングに先立って、国別タスク・フォースの委員の間で条項の配分に関する提案を行うこととする。」

(c) パラグラフ 4 の最初の文は、以下のように修正される: 「国別報告者は、当該締約国との対話の前一週間以内に、できるだけ早く事務局に国別ブリーフィングメモも提出することとする。このメモには、関連事項と締約国の報告書、その共通の核心文書、委員会の問題と質問表への文書による回答及びその他の情報源の関連パラグラフの関連事項のリストが含まれることとする。」

決定 62/IV

委員会は、最終見解の長さは、6,000 語を超えてはならないことを決定した。

決定 62/V

委員会は、最終見解のフォローアップに関する締約国からの文書による情報の長さは 4,000 語を超えてはならないことを決定した。

決定 62/VI

委員会は、以下のように決定 52/VIII を修正することを決定した(これによって決定 50/I のパラグラフ 3 の最初の文も修正することになる): 「国別タスク・フォースは、最低 9 名の専門家より成るものとし(国別報告者を含め)、12 名の専門家を超えないものとする。」

決定 62/VII

委員会は、「選択議定書」第 8 条の下での活動(調査手続き)が検討されている委員会の非公開の本会議のために限られた数配布する概要報告書を準備するよう、ジュネーブの国連事務所の会議管理部に要請することを決定した。

第 II 章: 組織上及びその他の問題

A. 「条約」と「選択議定書」の締約国

1. 第 62 回委員会の最終日である 2015 年 11 月 20 日に、条約の批准状態(189 締約国)と委員会の会議時間に関する「条約」第 20 条(1)の修正を受け入れている締約国の数(70)は、第 61 回会期の最終日の 2015 年 7 月 24 日と同じであった。

2. 「条約」の「選択議定書」の批准状態(106 締約国)にも変化はなかった。

B. 会議開会

3. 委員会は、2015 年 10 月 26 日から 11 月 20 日まで、ジュネーブの国連事務所で、第 62 回会議を開催した。委員会は、26 の本会議を開催し、議事項目 5 から 8 を討議するために、14 の会議も開催した。委員会に提出された文書のリストは、本報告書第 2 部の付録 1 に含まれている。

4. 2015 年 10 月 26 日の第 1333 回会議で、会期は議長によって開会された。

C. アジェンダの採択

5. 委員会は、2015 年 10 月 26 日の第 1333 回会議で、暫定アジェンダ(CEDAW/C/62/1)を採択した。

D. 会期前作業部会報告

6. 2015 年 3 月 9 日から 13 日まで開かれた会期前作業部会の報告書(CEDAW/C/PSWG/62/1)は、2015 年 10 月 26 日の第 1333 回会議で、Patricia Shulz によって紹介された。

E. 作業組織

7. 2015 年 10 月 26 日と 11 月 9 日に、委員会は、国連システムの専門機関、基金、計画及びその他の政府機関の代表者と共に、非公開会議を開催し、その間にこれら機関は、国別情報と「条約」の実施を支援するその努力に関する情報を提供した。

8. さらに委員会は、この会期で委員会がその報告書を検討する締約国における「条約」の実施に関して情報を提供した NGO と国内人権機関の代表者との非公式公開会議を開催した。

9. 2015 年 10 月 29 日に、委員会は、非公式の相談のために人権委員会と会った。両委員会は、2014 年 7 月 16 日の前回合同会議で始まった人工妊娠中絶に関する討議を継続した。この会議は、国際人道法と人権のジュネーブ・アカデミーが主催し、ジュネーブ条約機関プラットフォームが後援した。

10. 2015 年 10 月 30 日に、Pramila Patten は、世界・地域・国内レベルでの決議の実施における 15 年の進歩を評価するために、理事会によって開催された高官見直し中の 2015 年 10 月 14 日の安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)の実施に関する世界調査の開始について委員会にブリーフィングを提供した。世界調査は、Ms. Patten がその一人である高官諮問グループの支援を得て、Radhika Coomaraswamy が指導してきた。

11. 2015 年 11 月 9 日に、世界銀行の開発経済学世界指標グループのディレクターである Augusto Lopez-Claros が、女性、企業、法律データ・セット及び世界銀行の関連指標に関して、委員会にブリーフィングを提供した。

12. 2015年11月12日と19日に、委員会は、「持続可能な開発目標」のターゲット5.1のフォローアップと見直しに委員会がかかわる可能性を討議するために、事務総長補であり国連ウィメンの政府間支援戦略パートナーシップ局の副事務局長であるLakshmi Puriとのビデオ会議を開催した。

13. 2015年11月13日に、委員会は、女性に対する暴力と取り組む際に、両メカニズムの作業に関して情報を交換するために、新しく任命された女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者Dubravka Simonovicとの非公式の会合を開催した。

14. 2015年11月17日に、委員会は、OHCHRと常設委員会事務局によって組織され、機関間常設委員会が準備した「人道行動にジェンダーに基づく暴力の介入を統合するためのガイドライン」のジュネーブにおける開始を主催した。

E. 委員会委員

15. Louiza Chalalを例外として、委員全員が第62回会期に出席した。以下の委員は、示された日は出席しなかった: Ayse Feride Acarは10月26日から11月2日までと11月17日から20日まで、Nicole Amelineは10月26日から30日まで、11月6日及び11月16日から20日まで、Niklas Bruunは11月5日、6日及び20日、Ruth Halperin-Kaddariは10月30日から11月6日まで及び11月20日、Isamail Jahanは11月5日と6日、Dalia Leinarteは11月9日から10日まで、Silvia Pimentelは10月26日から30日まで。任期を示す委員会委員のリストは本報告書の第2部付録IIに含まれている。

第III章: 会期間の活動に関する議長報告書

16. 2015年10月26日の第1333回会議で、議長は、第61回会期以来の活動に関する報告書を提出した。

第IV章: 「条約」第18条の下で締約国が提出した報告書の検討

17. 委員会は、「条約」第18条の下で提出された11の締約国の報告書を検討し、以下の最終見解を採択した:

レバノン	(CEDAW/C/LBN/CO/4-5)	リベリア	(CEDAW/C/LBR/CO/4-5)
マダガスカル	(CEDAW/C/MDG/CO/6-7)	マラウイ	(CEDAW/C/MWI/CO/7)
ポルトガル	(CEDAW/C/PRT/CO/8-9)	ロシア連邦	(CEDAW/C/RUS/CO/8)
スロヴァキア	(CEDAW/C/SVK/CO/5-6)	スロヴェニア	(CEDAW/C/SVN/CO/5-6)
東ティモール	(CEDAW/C/TLS/CO/2-3)	アラブ首長国連邦	(CEDAW/C/ARE/CO/2-3)
ウズベキスタン	(CEDAW/C/UZB/CO/5)		

最終見解に関連するフォローアップ手続

18. 委員会は、以下の締約国から受領したフォローアップ報告書を検討した:

ブルジェリア	(CEDAW/C/DZA/CO/3-4/Add.1)	アンゴラ	(CEDAW/C/AGO/CO/6/Add.1)
オーストリア	(CEDAW/C/AUT/CO/7-8/Add.1)	ネパール	(CEDAW/C/NPL/CO/4-5/Add.1)
トーゴ	(CEDAW/C/TGO/CO/6-7/Add.1)		

19. 委員会は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎているアフガニスタン、カーボヴェルデ、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、ドミニカ共和国、セルビア及びシリア・アラブ共和国に第1回督促状を、コモロと赤道ギニアに第2回督促状を送付した。

20. フォローアップ報告者は、そのフォローアップ報告書の提出期限が切れるものと仮定して、南アフリカ代表と会った。

第 V 章：「選択議定書」の下で行われた活動

21. 「選択議定書」第 12 条は、委員会がその年次報告書に「選択議定書」の下での活動の概要を含めなければならないと規定している。

A. 「選択議定書」第 2 条の下で生じる問題に関連して委員会が取った行動

22. 委員会は、2015 年 11 月 2 日と 9 日に、「選択議定書」第 2 条の下での活動を討議した。

23. 委員会は、「選択議定書」の下での第 32 回通報作業部会の報告書(<http://goo.gl/6L6fUK> を参照)を支持した。

24. 委員会は、「選択議定書」第 2 条の下で提出された 3 つの個人通報に関して最終決定を採択した。通報第 53/2013 号(A. 対デンマーク事件)(CEDAW/C/62/D/53/2013)に関しては、違反有りとする見解を採択した。委員会は、通報第 55/2013 号(C.D. 対英国事件)(CEDAW/C/62/D/55/2013)と第 56/2013 号(M.C. 対デンマーク事件)(CEDAW/C/62/D/56/2013)に関しては、不許可の決定も採択した。すべての決定は、コンセンサスで採択された。

B. 個人通報に関する委員会の見解のフォローアップ

25. 委員会は、第 33 回作業部会が、フォローアップ対話が継続しており、取るべき行動について合意されているそれぞれの事件で、フォローアップ状況を討議したことを伝えられた。現在フォローアップ調査中の 11 の事件のうち、1 つはブラジルに、2 つはブルガリアに、1 つはそれぞれカナダ、ジョージア、カザフスタン、オランダ、ペルー、フィリピン、スペイン及びタンザニア連合共和国に関連している。もう一つの事件(第 32/3011 号、*Jallow 対ブルガリア事件*)では、委員会は、原告に支払われた補償金(7,000 lev、3,500 ユーロと同額)に照らして、勧告の満足のいく解決があったとして、フォローアップ対話を終了することに決定した。

C. 「選択議定書」第 8 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

26. 委員会は、2015 年 11 月 13 日と 18 日に、「選択議定書」第 8 条の下での活動を討議した。委員会は、第 2 回作業部会の報告書(<http://goo.gl/6L6fUK> を参照)を支持した。

27. 委員会は、未決の調査手続きに関連して作業部会の以下の勧告を採択した：

(a)提出物第 2011/3 号に関連して、調査を行わないこと。

(b)提出物第 2014/3 号に関連して、委員会が調査を行うことを勧告するかどうかの検討を第 3 回作業部会まで延期すること。

28. 委員会は、作業部会によってなされた以下の決定を裁可した：

(a)フィリピンに関する調査第 2010/1 号に関して、調査報告書で委員会が行った勧告の実施に関する問題を、フィリピンの第 7 回・8 回合同定期報告書に関連する問題と質問のリストに含めることを第 64 回会期前作業部会に任せること。

(b)カナダに関する調査第 2011/1 号に関しては、2016 年 2 月 1 日が提出期限となっている、調査に応じて取られた措置に関する締約国の報告書を待つこと。

(c)調査第 2011/1 号に関しては、代表部の代表との会合に続いて、当該締約国領土への提案された訪問に関して、指名された委員が締約国とかかわり続けること。

(d)提出物第 2011/4 号に関しては、情報の出所に、その提出物を締約国の言語、国連公用語に翻訳することを要請し、翻訳された文書を締約国に伝え、受領から 2 カ月以内にその見解を提出するよう締約国に求めること。

(e)提出物第 2012/1 号に関しては、委員会に追加の情報を提供するために、情報の出所に延期を認めること。

(f)調査第 2013/1 号に関しては、第 3 回作業部会まで取るべき行動に関する決定を延期すること。

(g)調査第 2014/1 号に関しては、2016 年の当該締約国の領土への訪問の新しい日程を提案するよう指名された委員に要請すること。

(h)提出物第 2014/2 号に関しては、第 64 回会期の会期前作業部会のセッション中に、委員会の見解の要請をフォローアップするために、当該締約国のジュネーブ国連事務所及びその他の国際機関の代表部の代表との会合を手配すること。

(i)通報作業部会が言及している通報に関しては、それを通報作業部会に引き渡すこと。

第 VI 章: 委員会の作業を促進するための方法と手段

29. 事務局は、「条約」第 18 条の下での締約国による提出期限の過ぎた報告書の提出状態について委員会に伝えた。

30. 2015 年 10 月 26 日に、議長は、2015 年 10 月 13 日の第 3 委員会への第 58 回から 60 回会期に関する委員会の報告書の提出について委員会にブリーフィングを提供した。

議事項目 7 の下で委員会が取った行動

今後の会期の日程

31. 会議カレンダーに従って、委員会の第 63 回・64 回会期と関連会議のために以下の日程が確認された:

第 63 回会期(ジュネーブ)

(a)本報告書第 1 部のパラグラフ 30 に示されている通り。

第 64 回会期(ジュネーブ)

(b)「選択議定書」の下での通報作業部会第 35 回会期: 2016 年 6 月 29 日から 7 月 1 日まで

(c)「選択議定書」の下での調査作業部会第 4 回会期: 2016 年 6 月 30 日から 7 月 1 日まで

(d)第 64 回会期: 2016 年 7 月 4 日から 22 日まで

(e)第 66 回会期の会期前作業部会: 2016 年 7 月 25 日から 29 日まで

今後の会期で検討される報告書

32. 委員会は、第 63 回会期で、本報告書第 1 部パラグラフ 31 で列挙された締約国の報告書を検討し、第 64 回会期では、アルバニア、フランス、マリ、ミャンマー、フィリピン、トリニダード・トバゴ、トルコ及びウルグアイの報告書を検討することを確認した。

第 VII 章: 「条約」第 21 条の実施

紛争防止・紛争・紛争後の状況にある女性に関するタスク・フォース

33. 2015 年 11 月 19 日に、委員会は、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)の採択 15 周年を記念するために、スイス連邦外務省と国際人道法・人権ジュネーブ・アカデミーと協働して OHCHR が開催した「条約」と女性・平和・安全保障のアジェンダを繋げることにに関するパネル討論を開いた。パネリストには、本委員会と安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)の実施に関する世界調査のための高官諮問グループの委員である Pramila Patten; 紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表

である Zainab Hawa Bangura; 国内避難民の人権に関する特別報告者である Chaloka Beyani; 及びシリア女性連合のメンバーである Sarah Abu Assali が含まれた。委員会議長である林陽子とスイス連邦外務省国際法部副部長である Pascale Baeriswyl が、歓迎の挨拶を述べた。当時の国連人権副高等弁務官の Flavia Pansieri が討論を開会した。

34. 「条約」の総計 28 の締約国(アルジェリア、アゼルバイジャン、ブラジル、カナダ、コロンビア、デンマーク、フィジー、フィンランド、ギリシャ、イスラエル、イタリア、日本、リトアニア、ルクセンブルグ、モロッコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、ポルトガル、シエラレオネ、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、ウクライナ、英国及びウルグァイ)と 1 つの非締約国(イラン・イスラム共和国)が、この行事に代表者を出した。さらに、9 つの国連機関、専門機関及び国際・地域団体(欧州連合、国連食糧農業機関、国際開発法団体、国際移動機関、国際フランス語圏団体、国連難民高等弁務官事務所、国連子ども基金、国連教育科学文化機関及び国連人口基金)並びに 1 つの NGO(婦人国際平和自由連盟)がこの行事に出席した。

農山漁村女性に関する作業部会

35. 作業部会は会期中に集まり、委員会は農山漁村女性の権利に関する一般勧告案の採択を始めた。

災害危険削減と気候変動のジェンダー関連の側面に関する作業部会

36. 作業部会は会期中に集まった。作業部会は概念メモ案を提出し、これは委員会によって支持された。

教育への権利に関する作業部会

37. 作業部会は会期中に集まった。

作業方法に関する作業部会

38. 作業部会は会期中に集まり、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に関する新しい標準パラグラフ、国別報告者の役割、国別タスク・フォースの委員及び最終見解と締約国からのフォローアップ情報の最大語数に関する決定案(決定 62/II から決定 62/VII までを参照)を検討し、これを委員会に提出した。委員会は、作業部会が準備した国別報告者の責任に関するチェックリストの表示に留意した。

列国議会同盟に関する作業部会

39. 作業部会は、会期中に集まった。

「条約」、国連ウィメン、「持続可能な開発目標」に関する作業部会

40. 作業部会は会期中に集まり、「持続可能な開発目標」のターゲット 5.1 のための提案された指標のフォローアップと見直しへの委員会のかかわりに関する国連ウィメンの提案を検討した。

女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する作業部会

41. 作業部会は会期中に集まり、一般勧告第 19 号を更新する一般勧告の第一案を討議し、この案を練るために、2016 年 2 月に、経済学・政治学ロンドン校の女性・平和・安全保障センターで専門家会議を開催することを決定した。

第 VIII 章: 第 63 回会期暫定アジェンダ

42. 2015 年 11 月 20 日の第 1372 回会議で、委員会は、第 63 回会期の暫定アジェンダ案を検討し承認した。

第 IX 章: 報告書の採択

43. 2015 年 11 月 20 日の第 1372 回会議で、委員会は口頭で修正の第 62 回会期報告書案を検討し、採択した。

付録 I: 第 62 回委員会への提出文書

文書番号	タイトルまたは説明
CEDAW/C/62/1	注釈つき暫定アジェンダ
CEDAW/C/62/2	国連教育科学文化機関報告書
締約国報告書	
CEDAW/C/LBN/4-5	レバノンの第 4 回・5 回合同定期報告書
CEDAW/C/LBR/7-8	リベリアの第 7 回・8 回合同定期報告書
CEDAW/C/MDG/6-7	マダガスカル第 6 回・7 回合同定期報告書
CEDAW/C/MWI/7	マラウイの第 7 回定期報告書
CEDAW/C/PRT/8-9	ポルトガルの第 8 回・9 回合同定期報告書
CEDAW/C/RUS/8	ロシア連邦の第 8 回定期報告書
CEDAW/C/SVK/5-6	スロヴァキアの第 5 回・6 回合同定期報告書
CEDAW/C/SVN/5-6	スロヴェニアの第 5 回・6 回合同定期報告書
CEDAW/C/TLS/2-3	東ティモールの第 2 回・3 回合同定期報告書
CEDAW/C/ARE/2-3	アラブ首長国連邦の第 2 回・3 回合同定期報告書
CEDAW/C/UZB/5	ウズベキスタンの第 5 回定期報告書

付録 II: 2015 年 11 月 20 日現在の委員会委員

委員名	国籍	任期
Ayse Feride Acar	トルコ	2018
Gladys Acosta Vargas	ペルー	2018
Bakhita Al-Dosari ¹	カタール	2016
Nicole Ameline	フランス	2016
Magalys Arocha Dominguez	キューバ	2018
Barbara Evelyn Bailey	ジャマイカ	2016
Niklas Buun	フィンランド	2016
Louiza Chatal	アルジェリア	2018
Naela Mohamed Gahr	エジプト	2018
Hilary Gbedemah	ガーナ	2016
Nahla Haidar	レバノン	2016
Ruth Halperin-Kaddari	イスラエル	2018
林 陽子	日本	2018
Lilian Hofmelster	オーストリア	2018
Ismat Jahan	バングラデシュ	2018
Dalia Leinarte	リトアニア	2016
Lia Nadaraia	ジョージア	2018
Theodora Oby Nwankwo	ナイジェリア	2016
Pramila Patten	モーリシャス	2018

¹ 2014 年 11 月 4 日に、Bakhita Mohammed Al-Dsari は、2014 年 9 月 2 日に委員会を辞任した Noor Al-Jahani の任期の残余期間委員会委員を務めるよう任命された。

Silvia Pimentel	ブラジル	2016
Bianeamaria Pomeranzi	イタリア	2016
Patricia Schulz	スイス	2018
Xiaoqian Zou	中国	2-16

第 3 部: 第 63 回女子差別撤廃委員会報告書

2016 年 2 月 16 日~3 月 4 日

第 I 章: 委員会採択の決定

決定 63/I

2016 年 3 月 4 日に、委員会は、農山漁村女性の権利に関する一般勧告第 34 号(2016 年)をコンセンサスで採択した(CEDAW/C/GC/34)。

決定 63/II

2016 年 3 月 4 日に、委員会は、2016 年の国際女性の日に当たって、ステートメントを出した(www.ohchr.org/EN/HRBodies/CEDAW/Pages/Statements.aspx を参照)。

決定 63/III

委員会は、以下のように、建設的対話中の発言のための時間配分を修正し、それによって決定 50/I の第 4 パラグラフを修正することを決定した: 「『固定観念』の直後に『条約』第 5 条の下でなされる女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する発言に 5 分を配分することとする。」

決定 63/IV

委員会は、最終見解の勧告の中で「勧告する」という言葉を組織的に用いることを決定した。

決定 63/V

委員会は、最終見解の中の「普及」と題する標準パラグラフを次のように短縮することを決定した: 「委員会は、その完全実施を可能にするために、締約国の公用語での本最終見解のあらゆるレベルの国家机关(国内・地域・地方の)、特に政府、省庁、議会及び司法への時宜を得た普及を確保するよう締約国に要請する。」

決定 63/VI

委員会は、最終見解の中の「女性に対する暴力」という小見出しを「女性に対するジェンダーに基づく暴力」と置き換えることを決定した。

決定 63/VII

委員会は、関連する場合には簡素化された報告手続の下で採択される報告に先立つ問題と質問のリストのみならず、問題と質問のリストと最終見解の中に、適宜、締約国の法的に拘束力のある責務に対する偏見なく、「持続可能な開発目標」への言及を含めることを決定した。

決定 63/VIII

委員会は、組織的に会議を開催するよりはむしろ、フォローアップに関する報告者、フォローアップに関する報告者代理、事務局のフォローアップのためのフォーカル・ポイントに国別報告者が電子的に評価案に関するコメントを提供することができるようにする制度を確立することにより、締約国のフォローアップ報告書の評価プロセスを見直し、合理化することを決定した。

決定 63/IX

委員会は、第三者の意見の提出を促進する目的で、それぞれのケースの問題の手短な説明を含め、登録番号と締約国別に「選択議定書」の下で登録されたすべての個人通報のリストを、OHCHR のウェブサイトの委員会の公開ウェブ・ページにポストし、定期的に更新するよう事務局(請願・調査課)に要請することを決定した。

決定 63/X

委員会は、報告書の提出期限が 5 年以上遅れているすべての締約国に督促状を送付するよう事務局に要請することを決定した。

第 II 章: 組織及びその他の問題

A. 「条約」と「選択議定書」の締約国

1. 第 63 回委員会最終日の 2016 年 3 月 4 日に、「条約」の批准状態(189 の締約国)と委員会の会議時間に関する「条約」の第 20 条(1)の修正を受け入れている締約国の数(70 カ国)は、第 62 回委員会の最終日、2015 年 11 月 20 日と同じであった。
2. 「条約」の「選択議定書」の批准状態(106 の締約国)にも変化はなかった。

B. 会期の開会

3. 委員会は、2016 年 2 月 15 日から 3 月 4 日まで、ジュネーブの国連事務所で第 63 回会期を開催した。委員会は 21 の本会議を開催し、議事項目 5 から 8 までを討議するために 9 回の会議も開催した。委員会に出された文書のリストは、本報告書第 3 部の付録 I に含まれている。
4. 2016 年 2 月 15 日の第 1373 回会議で、会期は議長によって開会された。

C. 議事の採択

5. 委員会は、2016 年 2 月 15 日の第 1373 回会議で、暫定議事(CEDAW/C/63/1)を採択した。

D. 会期前作業部会報告

6. 2015 年 7 月 27 日から 30 日まで開かれた会期前作業部会の報告書(CEDAW/C/PSWG/63/1)は、2016 年 2 月 15 日の第 1373 回会議で Ismat Jahan によって紹介された。

E. 作業組織

7. 2016 年 2 月 15 日から 22 日まで、委員会は、国連システムの専門機関、基金、計画及びその他の政府間機関と非公開会議を開催し、この間にこれら機関は、「条約」の実施を支援する国別情報とこれら機関の努力に関する情報を提供した。
8. さらに委員会は、第 63 回委員会で検討される締約国における「条約」の実施について情報を提供する NGO の代表者たちと非公式の公開会議を開催した。

9. 2月24日に、委員会は、欧州議会の社会主義者・民主主義者漸進同盟グループの委員であり、英国労働党の党员でもある Mary Honeyball 及び国連エイズ行動計画の人権法律顧問である Patrick Eba と、人身取引、売春の搾取及び売春に対する取組みを討議するために私的会合を開催した。この会議は、国際人道法人権ジュネーブ・アカデミーが主催し、ジュネーブ条約機関プラットフォームが後援した。

F. 委員会委員

10. 第63回会期には全委員が出席した。以下の委員は示された日には出席しなかった: Ayse Feride Acar は2月15日から19日までと3月2日から4日まで; Nicole Ameline は2月15日; Niklas Bruun は3月1日; Ruth Halperin-Kaddari は2月19日と2月22日から26日まで及び3月4日; Pamila Patten は3月2日から4日まで。任期を示した委員会委員の名簿は、本報告書の第2部付録IIに含まれている。

第III章: 会期間活動に関する議長報告書

11. 2016年2月15日の第1373回会議で、議長は、第62回会期以来のその活動に関する報告書を提出した。

第IV章: 「条約」第18条の下で締約国が提出した報告書の検討

12. 委員会は、「条約」第18条の下で提出された8つの締約国の報告書を検討し、以下の最終見解を採択した:

チェコ共和国	(CEDAW/C/CZE/CO/6)	ハイティ	(CEDAW/C/HTI/CO/8-9)
アイスランド	(CEDAW/C/ISL/CO/7-8)	日本	(CEDAW/C/JPN/CO/7-8)
モンゴル	(CEDAW/C/MNG/CO/8-9)	スウェーデン	(CEDAW/C/SWE/CO/8-9)
タンザニア連合共和国	(CEDAW/C/TZA/CO/7-8)	ヴァヌアトゥ	(CEDAW/C/VUT/CO/4-5)

最終見解に関連するフォローアップ手続き

13. 委員会は、以下の締約国から受けたフォローアップ報告書を検討した:

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	(CEDAW/C/BIH/CO/4-5/Add.1)
キューバ	(CEDAW/C/DUB/CO/7-8/Add.1)
ギリシャ	(CEDAW/C/GRC/CO/7/Add.1)
パナマ	(CEDAW/C/PAN/CO/7/Add.1)
サモア	(CEDAW/C/WSM/CO/4-5/Add.1)
タジキスタン	(CEDAW/C/TJK/CO/4-5/Add.1)

14. 委員会は、レソトから受けた追加のフォローアップ情報(CEDAW/C/LSO/CO/1-4/Add.2)も検討した。

15. 委員会は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎているアンドラとベナンに第一回督促状を送付した。

16. フォローアップに関する報告者は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎているインドネシアの代表と会った。

第V章: 「選択議定書」の下で行われた活動

17. 「選択議定書」第12条は、委員会が「選択議定書」の下での活動の概要をその年次報告書に含むものとする規定している。

A. 「選択議定書」第 2 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

18. 委員会は、2016 年 2 月 22 日と 25 日に、「選択議定書」第 2 条の下での活動を討議した。
19. 委員会は、第 34 回作業部会の報告書(<http://goo.gl/XNexZF> を参照)を支持した。
20. 委員会は、「選択議定書」第 2 条の下で提出された 3 つの個人通報に関する最終決定を採択した。委員会は、1 人の委員が反対意見を添えた状態で、通報第 46/2012 号(*M.W. 対デンマーク事件*) (CEDAW/C/63/D/46/2012)とコンセンサスで通報第 60/2013 号(*Medvedeva 対ロシア連邦事件*) (CEDAW/C/63/D/60/2013)を違反有りとする見解を採択した。委員会は、再びコンセンサスで、通報第 62/2013 号(*N.Q. 対英国事件*) (CEDAW/C/63/D/62/2013)に関して不許可の決定も採択した。

B. 個人通報に関する委員会の見解のフォローアップ

21. 委員会は、第 34 回作業部会が、フォローアップ対話が継続しているそれぞれのケースでフォローアップ状況を討議したことを伝えられ、取るべき行動に関して合意した。現在、フォローアップ調査の下にある 10 のケースのうち、1 つはそれぞれ、ブラジル、カナダ、デンマーク、ジョージア、カザフスタン、オランダ、ペルー、フィリピン、スペイン及びタンザニア連合共和国に関係している。その他の 2 つのケース(第 20/2008 号、*V.K. 対ブルガリア事件*と第 31/2011 号、*V.P. 対ブルガリア事件*)では、委員会は、原告に支払われた補償金に照らして(それぞれ、5,000 lev. 2,500 ユーロ相当、と 20,000 lev. 5,000 ユーロ相当)、その勧告に対する満足のいく解決があったとしてフォローアップ対話を終了することを決定した。

C. 「選択議定書」第 8 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

22. 委員会は、2016 年 3 月 1 日と 2 日に、「選択議定書」第 8 条の下でのその活動を討議した。委員会は、第 3 回作業部会の報告書(<http://goo.gl/XNexXF> を参照)を支持した。

23. 委員会は、未決の調査手続きに関連して、以下の作業部会の勧告を採択した:

(a) 提出物第 2011/3 号に関連して、委員会はどんな根拠に基づいて調査を行う委員を指名しないという決定をしたのか、またその決定は機密なのかどうかについて知らせたいとの情報源からの要請に応えること。

(b) 提出物第 2014/3 号に関連して、委員会が調査を行う委員を指名することを勧告するかどうかの決定を第 7 回作業部会まで延期すること。

24. 委員会は、以下の作業部会の決定を裁可した:

(a) カナダに関する調査第 2011/1 号に関連して、調査に応じて取った措置に関する情報を当該締約国が提出する期限を 2 カ月延長することを認めること。

(b) 調査第 2011/2 号に関連して、その領土への訪問のモダリティを討議するために、指名された委員の当該締約国の代表部の代表との会合に加えて、指名された委員は、そのようなモダリティに関して締約国とかわり続けるべきこと。

(c) 提出物第 2011/4 号に関連して、「選択議定書」第 8 条の下で委員会が受けた情報に関連する見解を当該締約国が提出する期限を 1 カ月延長することを認めること。

(d) 提出物第 2012/1 号に関連して、追加の情報が提供できない場合には、作業部会がその裁量で、情報に基づいて進めることになる追加の情報の提供を 2016 年 4 月 30 日まで最終的に延期することを情報源に認めること。

(e)調査第 2013/1 号に関連して、2016 年 6 月に出ることになっている女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者の訪問報告を作業部会がまず分析できるように、当該締約国の領土を訪問するかどうかに関する決定を第 4 回作業部会まで延期すること。

(f)調査第 2014/1 号に関連して、2016 年 9 月に当該締約国の領土への訪問の新日程を提案するよう指名された委員に要請すること。

(g)提出物第 2014/2 号に関連して、「選択議定書」第 8 条の下で委員会が受け取った情報に関して、その見解を提出する期限を例外的に 1 カ月延期することを当該締約国に認めること。

第 VI 章: 委員会の作業を促進する方法と手段

25. 事務局は、「条約」第 18 条の下での締約国による提出期限の過ぎた報告書の提出状況について委員会に伝えた。

議事項目 7 の下で委員会が取った行動

今後の会期の日程

26. 会議カレンダーに従って、以下の日程が、委員会の第 64 回・65 回会期と関連会議のために確認された:

第 64 回会期(ジュネーヴ)

(a)本報告書の第 2 部パラグラフ 31 に示されている通り。

第 65 回会期(ジュネーヴ)

(b)「選択議定書」の下での通報作業部会の第 36 回会期: 2016 年 10 月 19 日から 21 日まで

(c)「選択議定書」の下での調査作業部会の第 5 回会期: 2016 年 10 月 20 日と 21 日

(d)第 65 回会期: 2016 年 10 月 24 日から 11 月 18 日まで

(e)第 67 回会期のための会期前作業部会: 2016 年 11 月 21 日から 25 日まで

今後の会期で検討される報告書

27. 委員会は、第 64 回会期で本報告書第 2 部のパラグラフ 32 に列挙されている締約国の報告書を検討し、第 65 回会期では、アルゼンチン、アルメニア、バングラデシュ、ベラルーシ、ブータン、ブルンディ、カナダ、エストニア、ホンデュラス、オランダ及びスイスの報告書を検討することを確認した。さらに、委員会は、報告書不在のままアンティグア・バーブダを検討する。

第 VII 章: 「条約」の第 21 条の実施

農山漁村女性に関する作業部会

28. 作業部会は会期中に集まった。2016 年 3 月 4 日に、委員会は、委員会の手続き規則の規則 31 に従って、コンセンサスで²農山漁村女性の権利に関する一般勧告第 34 号(2016 年)(CRDAW/C/GC/34)を採択した。

² 採択中に、以下の委員が出席していた: Gladys Acosta Vargas, Bakhita Al-Dosari, Nicole Ameline, Magalyd Arocha Dominguez, Barbara Bailey, Niklas Bruun, Louiza G¶Chalal, Naela Gabr, Hilary Gbedemah, Nahla Haidar, Ruth Nalperin-Kaddari, 林陽子, Lilian Hofmeister, Ismat Jahan, Dalia Leinarte, Lia Nadaraia, Theodora Oby Nwankwo, Silves Pimentel, Biancamaria Pomeranzi, Patricia Schulz 及び Xiaoqiao Zou。

災害危険削減と気候変動のジェンダー関連の側面に関する作業部会

29. 作業部会は会期中に集まった。2016年2月29日に、災害危険削減に関する国連事務所と Friedrich Ebert 財団ジュネーブ事務所の支援を得て、このトピックに関する一般勧告開発の第一段階の一部として、災害危険削減と気候変動のジェンダー関連の側面に関する半日の一般討論を開催した。この討論は、委員会議長によって開会された。開会演説は、OHCHR 人権条約部部長である Ibrahim Salama; 災害危険削減のための事務総長特別代表である Robert Glasser; 財団ジュネーブ事務所のディレクターである Hubert Rene Schillinger によって行われた。予想される一般勧告が、作業部会議長の Nala Haidar より紹介された。

30. 以下の5名の専門家の講演者が、様々な地域の視点を含め、災害危険削減と気候変動のジェンダー関連の側面を探求した: 災害危険削減のための事務総長特別代表である Margareta Wahlstrom; 世界気象機関の事務総長補である Elena Manaenkova; 日本の静岡大学地震災害とジェンダーに関する教授であり専門家でもある池田恵子; トリニダード・トバゴの災害危険削減と気候変動適合の公共政策専門家である Asha Kambon; ケア・バングラデシュの代表である Palash Mondal。

31. ステートメントが以下の締約国より出された: アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、フランス、ガボン、日本及びペルー。さらなるステートメントが、8つの市民社会団体より出された(アムネスティ・インターナショナル; アジア太平洋女性・法律・開発フォーラム、経済的・社会的・文化的権利世界イニシアティブ及び女性の土地への権利 Landesa センター(共同声明); 人権監視機構; 国際乳児食糧アクション・ネットワーク; 国際障害者同盟; サイトセイヴァーズ)。以下の18の締約国の代表が一般討論に出席した: アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、チリ、コロンビア、ドミニカ共和国、フランス、ガボン、ドイツ、ハイティ、ハンガリー、インドネシア、日本、メキシコ、ペルー、スイス及びザンビア。

教育への権利に関する作業部会

32. 作業部会は会期中に集まった。

作業方法に関する作業部会

33. 作業部会は会期中に集まり、最終見解の改訂標準パラグラフ及び小見出しのみならず、問題と勧告のための建設的対話の強化された構造と統一言語に関する決定案を委員会に提出した(決定 63/III から 63/VI までを参照)。

列国議会同盟に関する作業部会

34. 作業部会は会期中に集まった。

「条約」、国連ウィメン、「持続可能な開発目標」に関する作業部会

35. 作業部会は会期中に集まった。作業部会は、委員会が関連する「持続可能な開発目標」、ターゲット及び指標のフォローアップと見直しに関わる可能な方法と手段の検討を継続した。

女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する作業部会

36. 作業部会は会期中に集まった。それぞれ2016年2月4日と6日に、政治経済学ロンドン校の女性平和安全保障センターによって開催された、女性に対する暴力と取り組む際の国際・地域取組みに関する公開シンポジウムと一般勧告第19号の更新に関する民間の専門家グループ会議に関して議長がブリーフィングを提供した。このシンポジウムと会議には、Ayse Feride Acar, Barbara Bailey, Naela Gabr, Nahla Haidar 及び林陽子が出席した。作業部会は、専門家グループ会議で練られた通り、一般勧告高度案を討議した。

第 VIII 章: 第 64 回会期暫定議事

37. 2016 年 3 月 4 日の第 1402 回会議で、委員会は、第 64 回会期の暫定議事案を検討し、承認した。

第 IX 章: 報告書の採択

38. 2016 年 3 月 4 日の第 1402 回会議で、委員会は口頭で修正の第 63 回会期の報告書案を検討し、採択した。

付録: 第 63 回委員会に提出された文書

文書番号	タイトルまたは説明
CEDAW/C/63/1	注釈つき暫定議事
CEDAW/C/63/2	国連教育科学文化機関報告書
CEDAW/C/63/3	国際労働機関報告書
締約国報告書	
CEDAW/C/CZE/6	チェコ共和国第 6 回定期報告書
CEDAW/C/HTI/8-9	ハイティ第 8 回・9 回合同定期報告書
CEDAW/C/ISL/7-8	アイスランド第 7 回・8 回合同定期報告書
CEDAW/C/JPN/7-8	日本第 7 回・8 回合同定期報告書
CEDAW/C/MNG/8-9	モンゴル第 8 回・9 回合同定期報告書
CEDAW/C/SWE/8-9	スウェーデン第 8 回・9 回合同定期報告書
CEDAW/C/TZA/7-8	タンザニア連合共和国第 7 回・8 回合同定期報告書
CEDAW/C/VUT/4-5	ヴァヌアトゥ第 4 回・5 回合同定期報告書

女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の強化 (A/71/219)

事務総長報告書

概要

女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の強化に関する総会決議 69/147 に従って、本報告書は、総会決議 67/144 と 69/147 を実施するために、加盟国と国連機関、基金、計画及び専門機関が取った措置に関する情報を提供するものである。本報告書は、結論を引きだし、今後の行動のための明確な勧告を提供するものである。

I. 序論

1. 決議 67/144 と 69/147 の中で、総会は、女性と女兒に対する暴力が、彼女たちのすべての人権の享受と社会・経済・政治的意思決定への完全参画に対する障害であることを認めた。総会は加盟国に、ジェンダー平等全体を推進する措置を含め、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力に対処するより包括的な取り組みを採用し続けるよう加盟国に要請した。そのような措置には、特に差別法の改正、女性の経済的自立の強化及び雇用への平等なアクセスが含まれるべきである。総会は、優先問題として、ドメスティック・ヴァイオレンスに対処するよう加盟国に要請した。

2. 事務総長は、第 71 回総会に、決議を実施するための国連機関の各国への支援を含め、各国と国連システムが取った措置に関する報告書を提出するよう要請された。本報告書は、その要請に従って、「女性

に対する暴力に関する世界データベース³と「女性に対する暴力をなくすための国連活動目録」⁴(両方とも国連ウィメンが管理)で利用できる調査及び情報並びに加盟国及び国連機関から受け取った情報に基づいて提出されるものである。本報告書は、前回報告書(A/69/222)から 2016 年 6 月 17 日までの期間をカバーするものである。

II. 最近の規範と政策開発

3. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」は、女性に対する暴力の撤廃を重要な構成要素として(総会決議 70/1、パラ 20)、持続可能な開発にとってのジェンダー平等と女性のエンパワーメントの中心性を確認した。ターゲット領域としての(「持続可能な開発目標 5.2」)女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃は、「目標 5」の「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児をエンパワーする」に含まれており、「2030 アジェンダ」が定めた期限内に達成されなければならない。この包摂は、そのような暴力がジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び持続可能な開発全体にとっての障害であるだけでなく、貧困根絶、保健、教育、食糧の安全保障、正しい平和な社会を含め、他の「目標」の達成にとっても障害となることを確認した。従って、女性に対する暴力に対処することは、他の「目標」の達成を目的とする政策とプログラムにおける横断的問題となるべきである。普遍性と人権の原則が、「持続可能な開発目標」を活発にし、居場所、状況、環境に関わりなく、すべての女性がその人権を享受し、暴力を受けずに暮らす完全な資格があることを確約している。「2030 アジェンダ」は、そのような暴力に対処する国家のための包括的な道程表として、第 57 回女性の地位委員会の合意結論を含め、女性と女児に対する暴力に対処する既存の国際的枠組みに基づいている。

4. 第 60 回女性の地位委員会は、女性に対する暴力とジェンダー平等や持続可能な開発との間の相互関連性のみならず、ジェンダー平等の実現がすべての「持続可能な開発目標」とターゲットにわたって進歩するために極めて重要であることを認めた(E/2016/27-E/CN.6/2016/22 を参照)。

5. 国連のその他の機関とメカニズムは、女性に対する暴力に対処し続けた。国連が考慮している問題の中には、親密なパートナーからの暴力(A/HRC/32/1 を参照)並びにそれが女性の経済的・政治的エンパワーメント(A/HRC/16/14 を参照)と女性の国籍への権利(A/69/368 を参照)を含めた生活のあらゆる領域での女性の人権の効果的行使に与えるインパクトが含まれるものもあった。国連は、既存の差別的な家族法または個人の地位法のためにそのような暴力に対処することに対する根強い課題も検討した(A/HRC/29/40 を参照)。

6. 国連機関は、女性と女児に対する暴力に対処する際に、世界的な法的・政策的枠組みをさらに推進するために加盟国を支援し続けた。特に国連ウィメンは、国連システムのジェンダー平等に関する作業を指導し調整するだけでなく、女性と女児に対する暴力に関する審議において関連政府間機関に支援を提供し続けた。例えば、女性の地位委員会の実体的事務局として、国連ウィメンは、女性に対する暴力をなくすことに関連する項目に関して加盟国に実体的な技術ガイダンスを提供した。国連ウィメンは、指標に関する機関間作業部会の一部として、技術的で実体的なインプットも提供し、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に女性に対する暴力をなくすことを含めることを強く提唱した。

III. 女性に対する暴力と女性のエンパワーメントとの関連性

7. 連続としての女性に対する暴力の理解は、公的・私的領域での異なった形態の暴力の間の共通性を認めている。そのような暴力は不平等を表し、これを永続化することを求めている。組織的なジェンダー不平等、差別及び男女間の不平等な力関係は、女性に対する暴力の根本原因として認められている。女性の経済的・政治的エンパワーメントは、従って、加害者を扱うための制裁と同様にそのような暴力を

³ ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)、「女性に対する暴力に関する世界データベース」、<http://evaw-global-database.unwomen.org> より閲覧可能。

⁴ 国連ウィメン、「女性に対する暴力をなくすための国連活動目録」、<http://evaw-un-inventory-unomen.org/en> より閲覧可能。

撤廃するために絶対に必要である。主要な危険要因は女性であることではあるが、女性の低い経済的・社会的地位が、女性が直面する暴力の危険を高めるかも知れない要因であることを証拠が示している。

8. ジェンダー不平等は、時間と状況を超えて知られているが、それがどのように経験され、どのような対応が利用できるかの詳細は、不平等の異なった側面の重なり合いに位置している女性にとっては一層複雑なものになっている。そのような重なり合いには、人種、障害、年齢及びその他の要因が含まれる。「持続可能な開発 2030 アジェンダ」は、「誰も取り残さない」ことにコミットし⁵、女性に対する暴力を撤廃する作業が前進するような複雑性にさらに考慮した注意を向けるよう私たちに義務付けている。

9. 本報告書の重点は、ドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力、より幅広く職場と公的スペースでの暴力とセクシュアル・ハラスメント、並びに女性が政治的権利を行使する時の女性に対する暴力を含め、特別な形態の暴力にある。本報告書は、女兒に対する暴力は適宜この状況でカヴァーされるが、主として女性に対する暴力に重点を置く。

10. こういった形態の暴力は、女性の雇用、投票、及び公職に就くことへのアクセスを通して、その経済的・政治的権利を行使する女性に特に否定的インパクトを与えるので、ここで注意が向けられる。

11. 本報告書は、女性の経済的・政治的エンパワーメントと女性に対する暴力の撤廃との間の3つの重要な関連性に注目する。第一に、経済的自立を高めることは、サヴァイヴァーが虐待的關係を離れる手助けをするために重要である。この状況で、経済活動の役割が選択のカギと見られてきた。これは、別れるという決定を可能にするかまたは離別後の独立した生活を維持する手段を提供するかも知れない。しかし、安全性は、被害者が安全な独立した生活を築くことを求めている間、加害者が虐待の被害者から引き離されるといったような他の措置が設置されて初めて確保できる。

12. 第二に、政治プロセスへの女性の参画を高めることは、ジェンダー平等と女性と女兒に対する暴力をなくすことに向けた政治力学を高めることにもなる。最後に、その経済的・政治的権利を行使する際に、女性はしばしば暴力や嫌がらせに直面し、これがその全体的なエンパワーメントを妨げる。以下のサブセクションで、それらの相互関連性をさらに詳しく調べることにする。

親密なパートナーからの暴力とドメスティック・ヴァイオレンス

13. 親密なパートナーからの暴力⁶は、利用できるデータによれば、女性に対する暴力の最も広がった形態の一つである。これは、これに対処する好事例や有望な慣行の例のみならず、ほとんどの情報が利用できる形態の暴力でもある。これは普通ドメスティック・ヴァイオレンスと言われ、引用した情報とデータ源によって用いられている用語に従って、両方の用語が本報告書の中で用いられている。

14. 全世界で女性の35%がその生涯のある時点で、ほとんどが親密なパートナーによって身体的・性的暴力を経験してきた⁷。この広がり、国によっては70%にもなる所もある⁸。親密なパートナーによる暴力には、女性から経済資源を剥奪することまたは投票を含め、政治的権利を行使する能力を制限することまたは地域社会で指導者となる女性を直接罰することが含まれることもある(A/HRC/23/50、パラ 67を参照)。

15. 親密なパートナーによる暴力とドメスティック・ヴァイオレンスは、国内戦よりも多くの死者をだし、殺人や国内戦に関連するものよりもはるかに高い経済的コストを伴う(A/HRC/29/40、パラ 35を参照)。

⁵ 総会決議 70/1 を参照。

⁶ 女性に対するあらゆる形態の暴力に関する詳細な調査に関する事務総長報告書(A/61/122/Add.1)によれば、親密なパートナーからの暴力には、現在または以前の親密なパートナーによる成人及び思春期の女性に対して用いられる様々な性的・心理的・身体的強制が含まれる。これには、基本的資源への女性のアクセス及び管理を否定することより成る経済的暴力も含まれる。

⁷ 世界保健機関(WHO)、衛生と熱帯医学ロンドン校及び南アフリカ医学調査会議、*女性に対する暴力の世界・地域推定：親密なパートナーからの暴力及び非パートナーからの性暴力の広がり*と健康上の影響、(ジュネーブ、WHO、2013年)。

⁸ 国連ウィメン、「女性に対する暴力の広がりデータ：国別調査」(2012年12月)、www.endvawnow.org/uploads/browser/files/vawprevalence_matrix_june2013.pdf より閲覧可能。

個人の女性、地域社会及び社会全体がそのような虐待の結果を受ける。親密なパートナーからの暴力にさらされている女性は、不安定なパートタイムの仕事により多く雇用されており(A/69/368、パラ 35 を参照)、その正規の賃金労働からの稼ぎは、双方の場合にそのような暴力を経験していない女性と比べて、60%低いことをデータが示している⁹。この形態の暴力は、家庭で暴力を目撃する子どもは大人になって暴力的行為に関わる危険がより高いという証拠があるので、深刻な世代間効果を持つこともある¹⁰。

16. 親密なパートナーからの暴力とドメスティック・ヴァイオレンスに対する法的課題には、法律の適切な施行並びに家族法や個人の地位法のような差別的規定をなくすことが必要である。そのような家族法または個人の地位法は、財産の管理、移動の自由、子どもの後見及び離婚の領域で婚姻または内縁関係、及び家族関係を規制している。現在のさらなる課題には、家族と婚姻におけるジェンダー平等に関する「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の条項への留保条件(CEDAW/C/GC/29、パラ 3 を参照)または配偶者の間の関係が宗教・慣習法及び慣習によって決定される多くの国々の複数の法制度(同上、パラ 2)が含まれる。

17. 差別的な家族法または個人の地位法は、様々に女性の生活及び選択肢を制限することもある。これらには、移動の自由と経済的・政治的権利の享受が含まれる。173 カ国中 18 カ国で、未だに夫は妻が働くことを合法的に妨げることができると考えられている⁹ ¹¹。最近の調査は、家族法における不平等と女性に対する暴力の程度との関係を 141 カ国で探求し、それらが強く関連していると結論づけた¹²。そのような差別法を改正する進歩は、女性の権利運動によって長年の動員がある国々では結果が成功している状態で、地域にわたって不均衡であった¹³。

18. 女性の経済的エンパワーメントと親密なパートナーからの暴力・ドメスティック・ヴァイオレンスとの間の繋がり、しばしば複雑である。伝統的なジェンダー役割に挑戦してきたかも知れないので、女性の経済的エンパワーメントが短期的に女性に対する暴力に与える負のインパクトが、暴力を防止するより包括的な取組みを採用することにより検討されるべきである。

19. 親密なパートナーからの暴力とドメスティック・ヴァイオレンスの経験は、経済的・政治的生活において、女性のアクセス、平等な待遇及び機会に対するかなりの障害である。その結果、これが女性のエンパワーメントと経済的自立を妨げている。他方、女性の仕事と経済資源へのアクセスは、虐待的な関係を離れるために交渉力と自分を支える経済的手段を高めることを通して、家庭と親密な関係における女性に対する暴力を防止する可能性を持つ。そのような努力は、女性に対する男性の暴力行為を防止し対応する努力と並んで払われるべきである。例えば、有償労働への女性のかかわりと財産の所有権が、婚姻内暴力のかかなりの減少に関連していることをデータが示している¹⁴。

公的空間でのセクシュアル・ハラスメント

20. 女性と女兒の移動性、従ってその経済的・社会的・政治的生活へのアクセスは、路上や公共輸送機関を含め、公的空間でのセクシュアル・ハラスメントによってインパクトを与えられている。女性に対するこの形態の暴力は、適切に測定されておらず、国の法的・政策的枠組みにおいてはほとんど注意を引いてこなかった。173 カ国の分析において、世界銀行は、雇用におけるセクシュアル・ハラスメントを葉カヴァーする規定(114 カ国)は普通であるが、公共の空間でのセクシュアル・ハラスメントから女性を保護している国はほとんどない(18 カ国)⁹ ことを示した。

⁹ 世界銀行、2016 年女性、企業及び法律：平等に到達する(ワシントン D.C., 2015 年)。

¹⁰ WHO、2014 年暴力防止に関する世界の状態報告書(ジュネーヴ、2014 年)。

¹¹ 国という用語は、世界銀行によって経済国と口語に用いられている。世界銀行、「世界銀行は国をどのように分類しているのか?」<http://Datahelpdesk.Worldbank.org/knowledgebase/articles/37834-how-does-the-world-bank-classify-countries> より閲覧可能。

¹² Valerie M. Hudson, Donna Lee Bowen 及び Perpetua Lynne Nielsen、「家族法における不平等と女性に対する暴力との間の関係は何か? -法的飛び地の問題に取り組む」、政治とジェンダー、第 7 巻、第 4 号(2011 年 12 月)。

¹³ 国連ウィメン、2015-2016 年世界の女性の進歩：経済を変革し、権利を実現する(ニューヨーク、2015 年)。

¹⁴ Georgia Taylor 他、「DFIS の経済開発と女性の経済的エンパワーメント・プログラムを通して女性と女兒に対する暴力に対処する」、国際開発局ガイダンス・メモ、パート A(2015 年 2 月)。

職場での暴力

21. 女性は職場で頻繁に歓迎しないじろじろ見る視線、ハラスメント及び暴力を受けるが、これに関するデータは限られている¹⁵。欧州連合のすべての加盟国で行われた調査から、2014年に公表されたデータは、55%の女性が、15歳以来、少なくとも1回セクシュアル・ハラスメントを経験していることを示している。それら女性の中で、32%が、加害者は、同僚、上役、顧客のような雇用状況からの人であると報告した¹⁶。女性は、しばしば、通常の勤務時間外で働いている時または移動家事労働者の場合のように、自分が住んでいるのと同じ場所で働いているときのように特別な状況で、ハラスメントと暴力の高い危険に直面する(A/70/205を参照)。セクシュアル・ハラスメントを含め、職場での差別から女性を保護する規定が、法律の中に含まれた国もある(E/CN.6/2015/3を参照)。

22. しかし職場は、女性が支援、情報、サービスへのリファールを通して、ドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力からの保護を見いだすことができる場所でもある。職場は、ジェンダー平等を推進し、そのような暴力を大目に見たりまたは許したりする社会規範を変えることを通して、女性一般に対する暴力を防止することにも寄与できる。

政治生活での女性に対する暴力

23. 政治に女性を含めることは、差別的な家族法¹⁷及び女性と女兒に対する暴力に関する法律の改正を含め、女性の問題に味方する問題を政治的議事にもたらし¹⁸。しかし、公職・政治職の女性の数は、自治的な女性運動によるより幅広い公的討論とアクティヴィズムが必要であることを証拠が示しているため、ジェンダー平等を推進し、社会における女性に対する暴力に対処するためにはそれ自体必ずしも十分とは言えない¹³。

24. 暴力の恐れと脅しは、女性の政治参画に対するかなりの障害である。報復の恐れまたは自宅や地域社会や公的領域で襲われることは、女性が投票したり、公職についたりまたは政治的意見を表明したりすることを妨げることもある。2014年に3カ国で国連ウィメンによって行われた調査は、60%の女性が、暴力を恐れて政界にはいらぬことを明らかにした¹⁹。すでに政治と公務に関わっている女性は、伝統的価値を損なったとみなされるために、しばしばハラスメントを受け、汚名を着せられる(H/HRC/23/50/バラ 62)。さらに、様々な政治状況での女性に対する暴力は、女兒が自分の政治的権利を行使したいと望むことに対するかなりの抑止力となることもある。

25. 国々は、選挙中も議員に選ばれた時にも、女性が直面する重複する形態の暴力に対処する重要な手段を取っている。そういった努力には、選挙前に女性に対する暴力についての意識を高めること及びアドヴォカシー、仲裁、調整、分析、観察、文書作りを通して、平和な選挙プロセスに関して協働するために、市民社会、メディア、民間・公共セクターからの女性グループをまとめることが含まれる(E/CN.6/2015/3を参照)。進歩にもかかわらず、データ収集は、大変に限られたままで、僅かな数の国々がこの問題に関する法律を施行している(A/HRC/23/50を参照)。

¹⁵ Adrienne Cruz 及び Sabine Klinger、*仕事の世界におけるジェンダーに基づく暴力：全体像と選んだ注釈つき文献*、研究論文第3号(ジュネーブ、国際労働機関(ILO)、2011年)。

¹⁶ 欧州連合基本的権利機関、*女性に対する暴力：EU全体にわたる調査---主要結果*、ユルクセンブルグ、欧州連合出版事務所、2014年)。

¹⁷ Mary Hallward-Driemeier、Tazeen Hasan 及び Anca Bogdana Rusa、「女性の政治的権利、50年以上の進歩、停滞または後退?」、政策調査研究文書、第6616号(ワシントンDC、世界銀行、2013)。<http://documents.worldbank.org/curated/en/312581458338398063/pdf/WPS6616.pdf> より閲覧可能。

¹⁸ Julie Balington、「政治における平等：女性議員、男性議員の調査---重要な結果の全体像」(ジュネーブ、列国議会同盟、2008年)。

¹⁹ 国連ウィメン及び社会調査センター、「政治における女性に対する暴力：インド、ネパール、パキスタンで行われた調査」(ニューデリー、2014年)。

IV. 加盟国と国連機関によって報告された措置

26. 総会決議 69/147 の実施に関連して情報を求める事務総長の要請は、2016 年 6 月 16 日までに、41 の加盟国²⁰と 8 つの国連機関²¹からの回答を誘い出した。本セクションは、親密なパートナーからの暴力とドメスティック・ヴァイオレンス、職場、より幅広く公共のスペースでの暴力とセクシュアル・ハラスメント及び政治生活での暴力を含め、女性に対する暴力に対処するために、加盟国と国連機関が報告した措置とイニシアティブを分析する。これら回答は、法律、防止、サービスと対応及びデータ収集と調査の領域で調査される。

A. 法律

27. 法律の採択を通して親密なパートナーからの暴力とドメスティック・ヴァイオレンスに対処する際に、報告期間中にながりの進歩があった。現在まで、調査された 173 カ国中 127 カ国が、ドメスティック・ヴァイオレンスに関する法律を有している。親密なパートナーからの暴力とドメスティック・ヴァイオレンスに対処する法律の重要性が、女性がドメスティック・ヴァイオレンスから法的に保護されているところでは、女性の平均余命が比較的高いことを示している世界銀行によって 173 カ国で集められた最近のデータ分析で強調された。

28. 多くの報告した加盟国は、しばしば国連システムの支援を得て、ドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力に関する法律を制定または改正している(アルバニア、アルゼンチン、コロンビア、中国、イタリア、メキシコ、モロッコ、韓国、トルコ、スウェーデン及びスイス)。そのような法律は、しばしば教育プログラムを通じた防止のような特別領域、並びにメディアの積極的かかわり(中国とトルコ)に重点を置いている。その他の法律は、フェミサイドという概念を含めることにより(アルゼンチン、コロンビア、メキシコ及びイタリア)、または妊婦に対して行われ、または被害者の子どもの面前で行われる暴力に対する制裁をより厳しくすることにより(モロッコ)、ドメスティック・ヴァイオレンスの定義、または保護の範囲を拡大した。

29. モロッコは、被害者が続いて加害者と結婚した事件で、強姦犯人の訴追を除外する条項を廃止することにより、法律の抜け穴に対処した。国家の中には、暴力の余波でサヴァイヴァーをよりよく保護するための市民保護命令の適用を強化したところもあった(ジョージア、シンガポール及びスウェーデン)。

30. ドメスティック・ヴァイオレンス法は、しばしば、身体的・性的・心理的暴力をカバーしているが、経済的暴力を除外しているかもしれない。経済的暴力は、基本的資源への女性のアクセスまたは管理を否定することより成る。従って、これは女性から経済的手段を剥奪し、虐待的関係に対処する女性の選択肢を複雑化する。レバノンとトンガのような国家は、新法または改正法で経済的暴力に対処した(ハンガリー、イタリア及びニュージーランド)。経済的暴力は、173 カ国中 94 カ国で依然としてこれから対処されることになる⁹。

31. 婚姻または内縁関係中の配偶者間またはパートナー間の不平等な関係は、女性の財政状況及び稼ぐ能力に影響を与えるかも知れず、虐待的関係を離れようとする時に、女性を脆弱な状況にする。女性に対する暴力の包括的法律は、暴力的状況を終わらせたいと思うサヴァイヴァーが(虐待者の下を離れまたは拒否することにより)婚姻上または関係上の財産の平等な配分にアクセスし、子どもの後見権を得、配偶者・子ども支援を受けることができるようにする家族法規定を伴うべきである。報告期間中に、加盟国は、その目的で法律を強化した。テュニジアは、家族の平等に関する「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」第 16 条の留保条件を撤回した。その他の国々は、チリ、クロアチア及びケニアと同様に、配偶者またはパートナー間の平等に基づく婚姻上の財産の所有権または管理権を規定した(ハン

²⁰ アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、アゼルバイジャン、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、中国、コロンビア、キューバ、チェコ共和国、ジブティ、ドミニカ共和国、東ティモール、フィンランド、ジョージア、ギリシャ、グアテマラ、ハンガリー、イタリア、日本、カンボディア、リトアニア、マラウイ、メキシコ、モナコ、モロッコ、ネパール、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、フィリピン、韓国、セルビア、シンガポール、スリランカ、スウェーデン、スイス、テュニジア、トルコ、ウガンダ。

²¹ 国際移動機関(IOM)、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、国連人道問題調整事務所、国連ウィメン、国連教育科学文化機関(ユネスコ)、国連子ども基金(ユニセフ)、国連工業開発基金(UNIDO)、国連麻薬犯罪事務所(UNODC)。

ガリー)。キリバティでは、離婚の場合に財政的に困っている配偶者に財政支援を規定する法律が可決された⁹。

32. 職場で、女性は、暴力またはハラスメントに直面するかも知れない。加盟国は、新法を可決しまたは既存の法律に特別規定を追加することにより、職場での暴力とセクシュアル・ハラスメントに対処し続けた(アルバニア、アルゼンチン、エジプト、インド、ネパール及びモロッコ)。ベルギーは、民法上の救済策の提供を通して、職場での女性保護を強化した⁹。

33. ICT を通して加えられる暴力は、これが職場で起こる場合を含め、多くの国々にとって高まる懸念である。この課題に応じて、国々は、例えばオンライン・ハラスメントを含めるために、法律の範囲を拡大した。フィリピンでは、セクシュアル・ハラスメントに関する新法が、雇用の場の内外を含め、テクノロジーの利用で行われるかも知れない行為を含めた。

34. 路上及び公共輸送機関を含め、公共のスペースでのセクシュアル・ハラスメントに対処することは、女性の移動性と職場へのアクセス及びその政治的権利の行使を確保するために重要である。報告期間中に、エジプトを含め、その法律の中でこの形態の暴力に対処し国はほんの僅かであった(ペルーとフィリピン)。

35. 政治的権利を行使しつつ、暴力とハラスメントから女性を保護するためには法律が必要とされる。ボリヴィア多民族国家は、ギャップに対処するために法律を制定し、一方この地域のその他の国々は、コスタリカ、エクアドル、ホンデュラス、メキシコ及びペルーを含め、同様の法律を検討している²²。2016年5月にボリヴィア多民族国家で開催された専門家グループ会議で、この地域の加盟国の中には、この型の暴力に対処するためのモデル法を検討したところもあった⁹。その他の国家は、女性候補者と投票者に対する暴力を防止することを目的とした規制を設置した(ネパール)。

36. 国連機関は、女性と女兒に対する暴力に対処する法律を制定したり、改善したりするために、加盟国を支援し続けた。ミャンマーでは、UNODC が、女性に対する暴力に関連する法律を国際基準と規範に沿わせるためにインプットを提供した。国連ウィメンは、UNODC と共に、ヴェトナムの刑法と刑事訴訟法のギャップ分析を行い、国会に、ドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力を含め、女性に対する暴力に対する効果的な対応を強化するための調査結果と重要な国連合同勧告を提供した。メキシコでは、国連ウィメンが管理する機関間国連メカニズムである女性と女兒に対する暴力をなくすための国連信託基金(国連信託基金)が、米州人権裁判所の判決に従って、関連法の実施に関する *Catolicas por el Derecho a Decidir*(「決定する権利のためのカトリック教徒」)を支援した。

37. 進歩にもかかわらず、この形態の暴力とその実施に対処するという領域で、まだ根強い課題がある。暴力防止に関する問題に関する 133 カ国の調査で、ドメスティック・ヴァイオレンスに関する法律のある国々の僅か 44%が、そのような法律が完全に施行されてきたと報告した¹⁰。被害者と結婚しているまたはその後結婚する強姦の加害者を訴追から除外する条項を留めている国々が、世界銀行によって調査された 177 カ国中 33 カ国あった⁹。

38. 職場での暴力に対処する法律の残るギャップは、しばしば、例えば家事労働者がいる家庭を含め、広範な職場をカバーしておらず、範囲が限られている。そのインパクト評価は、暴力のこの側面に関するデータが依然として乏しいので、限られている¹³。さらに、公共のスペースでのセクシュアル・ハラスメントと政治の領域での女性に対する暴力に対処する法律は、依然として大変に限られている。

防止措置

39. 加盟国は、女性に対する暴力一般またはドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力を大目に見る差別的な社会的態度と慣行に対処するために、しばしば国連システムの支援を得て、継続して介入を行った(アルゼンチン、チェコ共和国、メキシコ、セルビア、スイス、テュニジア及びトルコ)。

²² 米州機構 2016 年 5 月 30 日と 31 日にラパスで開催された「女性に対する政治的暴力に関する第 2 回専門家会議」、<http://us7.campaign-archive1.com/?u=f4f9x21ffdd25a4e4ef06e3c2&id=bx70f6b331&e=b876f6c081> より閲覧可能。

40. これら介入は、しばしば、意識啓発キャンペーン、男性団体の支援及び男性・男児に到達することを目的とした特別政策の開発を通して、男性と男児を対象とした(アルメニア、アゼルバイジャン、カンボディア、キューバ、グアテマラ、メキシコ、モロッコ、スウェーデン及びウガンダ)。国連人口基金(UNFPA)と国連ウィメンを含めた国連機関は、青年、議員、スポーツ連盟及び宗教団体を関与させることにより、男性・男児とかがわり続けた。

41. その他の介入には、政策開発、意識啓発キャンペーン及び地域社会の動員が含まれ(アルバニア、アルゼンチン、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、コロンビア、ジブティ、ジョージア、イタリア、メキシコ、モナコ、韓国、東ティモール、チュニジア、トルコ、スウェーデン及びウガンダ)、また、テレビラジオ、ソーシャル・メディアのような幅広い資料を利用することによるものもあった(カンボディア、ギリシャ及びモロッコ)。ユニセフ、IOM 及び国連事務局の人道問題調整事務所も、ソーシャル・メディアを通して、女性と女兒に対する暴力に対する一般の意識を改善した。国連ウィメンは、女性に対する暴力をなくすための事務総長の「団結」キャンペーンと「国際女性に対する暴力撤廃デー」に当たってのいくつかの「オレンジ・デー」活動を通して、重要な世界アドヴォカシーを継続した。しかし、ニュー・テクノロジーと情報の利用を通じた暴力防止の革新的な介入については限られた情報しか提供されなかった。

42. 僅かな数の加盟国が、ドメスティック・ヴァイオレンスの根本原因に対処するための包括的取組みを採用してきた(オーストラリア、日本及びノルウェー)。異なったレヴェルでの(社会、地域社会、関係及び個人)多様な構成要素の介入を含むそのような包括的な取組みが、女性が直面するかも知れない暴力の危険を高める多様な要因に対処するために必要である。親密なパートナーからの暴力とパートナーでない者による性暴力に関する初めての国連システムの枠組も、そのような包括的取組みを反映している。国連ウィメンは、ILO, OHCHR, 国連開発計画(UNDP)、ユネスコ、UNFPA 及び WHO とのパートナーシップで、この枠組の開発を調整した²³。

43. 国際開発省(英国)によって支援されている「暴力を防止するために何に効果があるか」という世界調査プログラムは、親密なパートナーからの暴力とドメスティック・ヴァイオレンスを含む一般的な女性に対する暴力を防止するためには何に効果があるのかに関する証拠を築いてきた。ジェンダー固定観念を変え、男らしさの概念を変え、または一つの性だけの介入に比して男性とも女性とも協力する時に、介入が効果的であることを結果が示している。ある介入が、親密なパートナーからの暴力を減らすこともあることも証拠が示している。こういった介入には、男性と女性、男児と女兒をかがわらせる地域社会動員が含まれ、親密なパートナーからの暴力を 52%まで減らし²⁴、ジェンダー訓練と男性と女性双方のかがわりが繋がった時、少額金融プログラムが 50%までそのような暴力を減らした²⁵。

44. 男性支配であるかまたは固定観念的な男らしさが優勢である雇用及び職場への女性のアクセスを高めることは、女性に対する暴力とハラスメントの危険を高めることもある。職場における女性に対する暴力に対処する法律の重要な役割にもかかわらず、政策とツールの開発を含めたさらなる努力が、その実施を支援するために必要である。これを達成するために、加盟国は、反セクシュアル・ハラスメント政策と措置を開発する際に、民間セクターの雇用者と労働組合を導くためのガイドラインを生み出した(中国、グアテマラ、ハンガリー、日本及びネパール)。ヴェトナムを含めたその他の国々は²⁶、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する行動規範を開発し、職場でのセクシュアル・ハラスメントと

²³ 国連ウィメン、「女性に対する暴力を防止する行動を支える枠組」、2015年、www.unwomen.org/en/digital-library/publications/2015/11/prevention-framework より閲覧可能。

²⁴ 米州機構、2016年3月30日と31日にラパスで開催された「女性に対する政治暴力に関する第2回専門家会議」を参照。<http://us7.campaign-archive1.com/?u=f4f9c21ffdd25a4e4ef06e3c2&id=bx70f6b331&e=b876f6c081> より閲覧可能。0

²⁵ 国連ウィメン、「女性に対する暴力を防止するための行動を支える枠組」、2015年、www.unwomen.org/en/digital-publication/2015/11/prevention-framework。

²⁶ Charlotte Watts 他、「SASA!調査: ウガンダ、カンパラの暴力と HIV 防止プログラムのインパクトを評価するクラスター無作為試験」、インパクト評価報告書、第24号(ニューデリー、インパクト評価国際イニシャティヴ、2015年)。<http://www.3ieimpact.org/en/evidence/impaxt-ecvaluations/details/292/>より閲覧可能。

暴力に対処する防止政策と介入を強化するために、アイルランド²⁷と米国²⁸を含め、ジェンダー監査を行った。

45. 法律の実施に加えて、職場での女性に対する暴力を大目に見る社会規範を変えることが極めて重要である。職場で行われる訓練と意識啓発キャンペーンが、特に男性の間の態度の変容とセクシュアル・ハラスメントについての知識を深めることと関連することもある¹³。その結果、ますます多くの雇用者が、職場でのジェンダー平等とセクシュアル・ハラスメントの防止を開発し、(オーストラリアとノルウェー)、意識啓発キャンペーンを組織してきた(フィンランドとリトアニア)国もある。そのような措置は有望ではあるが、介入の評価がほとんど行われて来なかったので、職場での女性に対する暴力に対処するために何に効果があるのかに関する証拠は限られている。

46. 女性に対する暴力一般を防止する際に職場の重要な役割を国々はますます認めるようになってきている。従って、オーストラリアでは、職場の管理職は、ジェンダー平等と尊敬し合う関係に関してスタッフの意識啓発と訓練を含め、ますます関連措置を取るようになってきている。

47. 政治生活における女性に対する暴力が、女性の政治的権利の実現に対する最も重大な障害の一つであることを認めて、加盟国と政党、市民社会行為者及び国連機関を含めたその他の行為者は、そのような暴力を防止する措置を開発してきた。

48. アフリカ諸国の中には、市民社会団体と活動家が、監視、仲裁、一般の意識啓発を通して、選挙期間中の暴力を減らすことを目的としてきたところもある。女性状況室は、建設的対話と平和アドボカシーにすべての利害関係者をかかわらせることによって、選挙期間中の暴力に関する意識を啓発し、監視し、対応することを目的としている。女性状況室モデルは、ギニアビサウ、ケニア、ナイジェリア及びウガンダを含めたいくつかの国々で UNDP と国連ウィメンの支援を得て実施されてきた。

49. 女性が政治的権利を行使する際に直面する暴力の程度について意識を啓発するという目的で、国連機関の支援を得て、報告期間中に、イニシャティヴが行われた。UNDP と国連ウィメンは、フィジー、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、南スーダン及びヴァヌアトゥで、選挙管理機関を対象とし、議員、議会ネットワーク及び政党に重点を置いた活動を特に支援した。UNDP と国連ウィメンからの技術支援を受けているその他のプログラムは、ボリヴィア多民族国家とリビアの女性指導者、候補者及び志望者、及びブルンディ、マリ及びジンバブエを含めたいくつかのアフリカ諸国の一般の人々、特に女性投票者を対象として女性の選挙権・政治的権利に関する意識啓発を目的とした。

50. 加盟国は、女性が経済的・政治的権利を行使するための移動性に対する重大な障害として、特に都会のスペースでの女性に対する暴力とハラスメントを防止するための行動を徐々にとりつつある。呼び売り商人としての市場へのアクセスを通して、パプアニューギニアで女性の経済的自立を改善するために、国連ウィメンは、インフラの改善と脅しや窃盗を防ぐ手数料徴収の革新的な現金を扱わない方法を通して、女性に対する暴力を防ぐシステムの開発を支援した。

51. それぞれの都市はユニークであり、地方の状況に適合した対応が必要であることを認めて、インド、メキシコ及びフィリピンを含めた国々の中にも、やはり国連ウィメンの安全な都市と安全な公共のスペース・プログラムの支援を受けて、政策と介入を強化するために、量的・質的データを収集するために、女性とその他の地域社会の構成員をかかわらせることにより、診断的調査を行ったところもある。エジプトとインドでは、国連ウィメンからの支援で、女性の安全監査、つまり女性による女性のための公共スペースの評価が、実際の解決策を伴う意思決定と都市空間を女性のためにより安全なものにできる取組みを支援する際に有望であった。

²⁷ Diana J. Arango 他、「女性と女兒に対する暴力を防止し、減らすための介入：見直しの組織的レビュー、女性の声と機関調査シリーズ、第 16 号(世界銀行、2014 年)。

²⁸ Donna Chung, Carole Zufferey 及び Anastasia Powell、職場での女性に対する暴力を防止する：証拠レビュー---完全報告書(オーストラリア、メルボルン、健康増進材譚、2013 年)。

52. 参加型の診断調査は、都市計画が女性のための公共の安全を改善できることを示している。国連ウィメンからの支援を得たエクアドルとエジプト、IOMの支援を受けた中央アフリカ共和国及びフランスのような加盟国は²⁹、照明、輸送インフラを含めた都市計画を改善する行動を取った。その他の国々は、都市及び公共輸送スタッフの訓練(ルワンダ)または警察隊の意識を啓発し、女性警官をより多く雇うことにより(アルメニアとアゼルバイジャン)、地方レベルでの能力を高めた。

C. 支援サービスと対応

53. 大多数の加盟国が、ドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力の被害者/サヴァイヴァーへのサービスの提供と対応に関して報告し、その中には、ジェンダー関連の殺害またはフェミサイドに関連するそのような暴力の高い割合に促されたものもあった(イタリアとノルウェー)。多くが、24時間ホットラインの提供、リファール・メカニズム、シェルター、心理社会的カウンセリング、法的援助、特別裁判所と司法サービス及び専門の事件管理プロセスに言及した(アルバニア、オーストラリア、ハンガリー、リトアニア、ニュージーランド、ノルウェー、セルビア、シンガポール及び東ティモール)。

54. 国々は、サービスの利用可能性を高めるために、ますますテクノロジーも利用している。例えば、ブラジルは、国連ウィメンの支援を受けて、女性に暴力、法律及び利用できるサービスに関する情報を提供するのみならず、都市の危険な地域を明らかにし、サービス提供の質を格付けするために携帯電話のためのオンライン・アプリを最近開発した。

55. サービスの質も、注意を受けてきた。世界的なデータは、暴力を経験した女性の40%しか友人や家族からの助けを求めないことを示している。支援を求めるその40%のうち、僅か10%が、警察からの支援を求めている³⁰。理由には、提供されるサービスの質に対する信頼の欠如並びにサービス提供者の能力が含まれる。この課題に 대응するために、好事例に沿って、カンボディアは、ドメスティック・ヴァイオレンス及びその他の形態の暴力の被害者/サヴァイヴァーのためのサービス提供の重要な領域での最低規準の開発と実施を通して、サービスの質を改善することに重点を置いた。

56. サヴァイヴァーへのサービスの質とサービス提供を改善しようとする努力も国連システムによって支援された。例えば、国連ウィメン、UNFPA、WHO、UNDP及びUNODCの間のパートナーシップは、「基本サービス・パッケージ」の開発に繋がった。このパッケージは、様々なセクターで、暴力、特にドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力、パートナーではない者からの性暴力を経験している女性へのサービスの提供のためのガイドラインを提供している³¹。このパッケージの完全利用は、サービス提供の好事例と考えることができる。国連信託基金は、女兒のエンパワーメント育成のためにスポーツを利用し、その性と生殖に関する健康に対する意識を支援し、女兒の医学的・法的・心理的サービスへのアクセスを高めている南アフリカのケープタウンの草の根サッカー・プログラムを支援した。2014年と2015年に、信託基金は、8つの学校の1,233名の女兒に届いた。信託基金は、女性がドメスティック・ヴァイオレンスを経験している女性に支援を提供する6つの女性支援グループを生み出しているタジキスタンのNGOであるNajoti kudakonも支援した。

57. 長期的支援は、暴力の余波の中で女性の完全回復を確保し、再被害の危険を減らすために必要である。そのような支援には、経済資源と雇用機会へのアクセス、長期的住居へのアクセス及び社会への再統合が含まれる。国々の中には被害者/サヴァイヴァーのための訓練とスキル開発プログラムに言及しているところもあるが(アルバニア、アルゼンチン、ブルキナファソ、メキシコ及びテュニジア)、UNIDOからの支援を含め、限られた数の加盟国が、ドメスティック・ヴァイオレンスのサヴァイヴァーのため長期的支援に関する特別介入を明らかにした。親密なパートナーからの暴力とドメスティック・ヴァイオレ

²⁹ フランス、内務相、*Securite des femmes dans les transports en commun: plan national de lutte contre le harcèlement sexiste et les violences sexuelles* (2015年)。www.gouvernement.fr/sites/default/files/action/piece-jointe/2015/07/plan-national-de-lutte-contre-le-harcèlement-sexiste-et-les-violences-sexuelles-dans-les-transports-en-commun.pdf より閲覧可能。

³⁰ 2015年世界の女性: 傾向と統計(国連出版物、販売番号 E.15.XVII.8)。

³¹ 国連ウィメン他、「暴力を受けた女性と女兒のための基本的サービス・パッケージ」(2015年)、www.unwomen.org/en/digital-library/publications/2015/12/essential-service-package-for-women-and-girls-subject-to-violence より閲覧可能。

ンスのサヴァイヴァーへのそのような長期的支援の欠如は、今後の暴力に対して女性をより脆弱にし、依然としてすべての国々にとっての重大なギャップである。

58. 職場で起こる暴力のみならず、女性がその個人的生活で経験するかも知れない暴力、特にドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力にも対応するために、職場で取られる対応は極めて重要である。この対応は、女性が他に機会がないかも知れない場合に支援と援助を求める際に個々の女性を助けるのみならず、職場での生産性も高め、暴力のために休むことからくる経済的コストの可能性も減らす。

59. 女性に対する暴力とハラスメントに対応する際の好事例には、そのような暴力に対する明確に定義された政策と即座の対応が含まれる。そのような対応には、苦情申し立てを確保するための手続き、並びにハラスメントと暴力の事件の監視と捜査が含まれるかも知れない。それらには、支援サービスへの被害者のリファールと関連政策が設置され実施されていることを保障するための事実と数字の記録も含まれるべきである³²。ネパールのような国々の中には、女性がそのようなハラスメントの申し立てを通報するためのメカニズムの開発を通して、職場でのセクシュアル・ハラスメントに対応するそのような措置を導入してきたところもある。

60. 職場で起こるセクシュアル・ハラスメント及びその他の形態の暴力への対応に加えて、多くの職場も、ドメスティック・ヴァイオレンス及び親密なパートナーからの暴力を経験している女性に対応している。ある調査は、そのような対応には、被雇用者がパートナーからの暴力を経験しているかも知れない気配に気づいた個々のスタッフ及び管理職を支援し、暴力の暴露に適切に対応し、そのような非雇用者を適切なサービスに移送したりその経験を報告したりすることが含まれるかも知れないことに留意した³³。

61. ドメスティック・ヴァイオレンスのサヴァイヴァーのための有償の休業の提供とドメスティック・ヴァイオレンスに対応する職場での適用のための効果的対応に関するツールキットとその他の資料の開発も有望な措置である(オーストラリアとニュージーランド)。米国司法省女性に対する暴力事務所より資金提供されて、米国内の団体の中には、職場でのドメスティック・ヴァイオレンスと性暴力に対応するための包括的な助言とツールを提供する「ワンストップ」オンライン・リソースを生み出したところもある³⁴。アイルランドと米国のその他のイニシアティブには、スタッフ調査が含まれ、これは暴力の被害者/サヴァイヴァー、特に女性と女兒の身元を明らかにしたり移送したりする際に、雇用者を助けることに寄与するが、プログラムの成功も測定し今後の介入を強化する効果的なツールとしても寄与する。

62. 加盟国のセクシュアル・ハラスメントに関する介入の大多数は、職場に重点を置いているが、公共のスペースにおけるそのようなハラスメントを対象とする介入が増えている。例えばフランスでは、調査された100%の女性がハラスメントに直面していたアンケート調査に続いて公共の輸送機関でのセクシュアル・ハラスメントを抑制する措置を政府が最近明らかにした。措置には、ハラスメントを通報するための緊急電話番号の導入及び暴力行為が起こった地域を突き止めるオンライン・アプリの創出が含まれる⁹。

D. データ収集と調査

63. 女性に対する暴力の程度、性質及び結果を理解することは、法律、政策、プログラムに伝えるために重要である。これを達成するために、加盟国は、データを収集し、様々な形態の女性に対する暴力、特にドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力の広がりに関連する統計を広がり調査を通すか(カンボディア、イタリア、メキシコ、ノルウェー、ペルー及びトルコ)、行政記録と暴力の女性サヴァイヴァーが最も利用しているサービスからの管理情報システムを通して編集し続けている。ほとんどの加盟国は、そのようなサービスからの行政データに関して報告したが、多くの国々で、こ

³² 欧州公共サービス連合、「欧州社会対話：仕事に関連する第三者暴力とハラスメントに取り組むための多部門的ガイドライン」2010年、www.epsu.org/artixle/multi-sextoral-guidelines-tackle-third-party-violence-and-harassment-related-workより閲覧可能。

³³ Anastasia Powell, Larissa Sandy 及び Jessica Findliag、「職場における有望な慣行と女性に対する暴力の防止のための組織上の取組み」(技術大学ローヤル・メルボルン技術研究所、2015年)。

³⁴ www.workplacesresoibd.ig/を参照。

ういったデータはしばしば性別に分類されておらず、サバイバーと加害者との間の関係を記録していない。

64. 現在、100 カ国以上が、ドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力を含め、女性に対する暴力に関する少なくとも1つ広がり調査を行ってきた。40 カ国以上が、1995 年から 2014 年までの期間に、少なくとも2つの調査を行ってきたが、これは、調査の比較可能性により、時が経つにつれての傾向と変化が、分析され始めたことを意味している³⁰。

65. しかし、女性に対する暴力の広がりデータの利用可能性は、国々にわたってまた国々の内部で、未だに不均衡のままである。多くの国々は、ドメスティック・ヴァイオレンスまたは親密なパートナーからの暴力に関するデータをまだ有しておらず、一方、国々にわたる及び国々の内部でのデータの質、信頼性及び比較可能性が、依然として利用できるデータを有するそういった国々にとって課題である(E/2016/175 を参照)。この課題に対処するために、国連機関は、女性に対する暴力に関する統計を生み出すためのガイドライン: 統計調査のような女性に対する暴力に関するデータ収集を支援するための方法論的ツールとガイドラインを開発してきた³⁵。

66. 加盟国は、職場での暴力並びに政治生活におけるセクシュアル・ハラスメントと暴力のように、未だに証拠が乏しい形態の暴力に対する理解を改善するためにますます努力を払っている。2006 年以来、例えばメキシコの「家庭関係の力学に関する調査」は、ドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力のみならず、仕事場、学校及び社会グループ内でのセクシュアル・ハラスメントに関してもデータを収集している。これは、私的領域で起こっている暴力を超えて、その他の暴力の形態と表れを目に見えるものにする手助けとなり、女性に対する暴力が、家庭のみならずすべての社会的スペースで起こることを確認している³⁶。

67. 加盟国は、ドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力、並びにジェンダー関連のサイバー暴力を防止し、矯正するために実施された措置の効果のような女性に対する暴力に関する様々なテーマに関する調査も報告している(アルメニア、フィンランド、韓国、スリランカ及びトルコ)。

68. 国連ウィメンは、2016 年 3 月に始まった「女性に対する暴力世界データベース」の事務局を務めている。このデータベースは、以前は女性に対する暴力に関する国連事務総長データベースであったのだが、女性に対する暴力の広がりや法律、政策、防止、サービス、データ収集及び調査の領域で、女性に対するあらゆる形態の暴力に対処するために加盟国によって行われている措置に関する包括的で最新の情報への容易いアクセスを提供している。

69. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」と SDG 指標に関する機関間専門家グループによって開発された「持続可能な開発目標」のための世界指標枠組は、ドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力を含め、女性と女兒に対するいくつかの形態の暴力に関するデータの利用可能性を高める貴重なプラットフォームを提供している。これらは、国々にわたってそのようなデータの質、信頼性、比較可能性も改善できる。

70. この枠組には、すべての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃するという特別なターゲット(ターゲット 5.2)の進歩を監視するための12 か月前の親密なパートナーによる身体的・性的・心理的暴力並びに親密なパートナー以外の人からの性暴力の広がりに関する2つの指標が含まれている。女性と女兒に対する暴力、つまり、性別、発生した場所別の身体的・性的ハラスメントの広がりや性別の意図的殺人の被害者の数(ターゲット 16.1)に関するその他の指標も、この枠組の一部であり、公的スペースを含めたその他の暴力の評価もできるであろう。

³⁵ 女性に対する暴力に関する統計を生み出すためのガイドライン: 統計調査(国連出版物、販売番号 E.13.XVII.7)。

³⁶ Irene Casique Rodriguez, 「女性に対する暴力に関する国内統計の作成: データ源、課題及び学んだ教訓」、見直しテーマ: データ・ギャップと方法論の問題に関する意見交換専門家パネルのために提出された論文、2016 年 3 月、ニューヨークでの第 60 回女性の地位委員会。www2.unwomen.org/-/media/headquarters/attachments/sections/csw/60/meetings/csw60-expert_panel-irene%20caciques-paper.pdf?v=I\$D=2016015T170814 より閲覧可能; 国内統計チリ局他、「2006 年家庭関係の力学に関するメキシコ国内調査」http://ghdx.healthdata.org/record/mexico-national-survey-dynamics-household-relationships-206 より閲覧可能。

71. この枠組には、政治的・経済的・公的生活への女性の参画並びに経済資源への権利に関する指標も含まれている。これには、女性及び男性非雇用者の平均時間給に関する指標並びに性にに基づく平等と非差別を推進し、施行し、監視するための法的枠組に関する指標も含まれている。

72. 国々が合意された国際基準に従って、これら指標に関してますます報告し、例えば身体的・性的ハラスメントの場合のようにこういった指標が存在しない時には、国々にガイダンスを提供するためにこれらが開発されることが期待されている。

73. しかし、提案されている「持続可能な開発目標」の指標の枠組の実施には、国内の統計能力を強化するための適切な介入が必要であろう(E/2016/24-E/CN.3/2016/34を参照)。

74. 加盟国がこれに基づいて報告するという要件でのこれらデータの利用可能性は、ドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力、公的空間での暴力、女性の経済的エンパワーメント及び女性の政治参画のようなジェンダー不平等の異なった形態の間の関係の分析を可能にするであろう。データは、女性と女兒が経験する暴力をより包括的に理解する手助けとなり、より効果的に女性と女兒が経験するあらゆる形態の暴力に対処する戦略と政策を開発する手助けとなる。

V. 結論と勧告

A. 結論

75. 何十年もの女性に対する暴力に対処する作業にもかかわらず、これは依然として根強く、至るところに存在する。ジェンダー不平等のこの現れの根強さは、過小評価されるべきものではない。そのような虐待に対する理解は深まり、これを減らそうとするイニシアティブが試され、暴力に対する不寛容が世界的に築かれつつある。新しい持続可能な開発アジェンダの公約がこれを確認している。しかし、2030年までに暴力が撤廃されるという女性に対してなされた約束を果たすためには、私たちの集団的努力において手段の変更が必要である。女性に対する暴力が歴史の遺物となるためには以下のギャップと行動が優先される必要がある。

76. 女性と女兒に対する暴力は、複雑な現象であり、一つの要因だけに帰することはできない。多部門的介入が、そのような暴力を防止し、対応するためにしばしば見失われており、一方、政府内の多様な利害関係者と異なった部門の間の協働と調整は必ずしも効果的とは言えない。女性に対する暴力と女性の政治的・経済的エンパワーメントとの間の相互関連性に関する証拠や知識は増えているが、因果関係、インパクト及び結果を完全に理解するためには、さらなる調査と分析が必要である。

77. 法律、防止、サービスと対応、データ収集と調査の領域で、ドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力を含めた女性に対する暴力に対処するために、加盟国によって多くの行動がとられてきた。しかし、これら介入のインパクトと持続可能性については、限られた情報しか提供されなかった。

78. 親密なパートナーからの暴力とドメスティック・ヴァイオレンスに対処する法律の数は増加しているにもかかわらず、経済的暴力及び公共のスペース及び政治の領域で起こる暴力のような対処されつつある暴力の形態には依然としてかなりのギャップがある。さらに、家族法のような法律のその他の関連領域には、かなりのギャップが残っている。しかし、残る最大の課題は、法律の実施の欠如である。

79. 防止イニシアティブの範囲は意識啓発を超えて拡大しているが、より包括的な取組みが未だに必要とされ、一方、公共のスペース及び女性の政治参画に関連するものを含め、特定の状況とスペースにおける暴力の防止により重点が置かれる必要がある。情報とニュー・テクノロジーを通して、そのような暴力を防止するための革新的取組みに関するより多くの調査が必要とされる。

80. 職場における女性に対する暴力への対応は、女性の安全を確保するためにも継続中の雇用とエンパワーメントへのアクセスを確保するためにも、そのような暴力への包括的取組みの重要な一部である。職

場は、その構内で起こる暴力に対応するのみならず、女性の個人的生活で起こる暴力、特にドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力にもますます対応するようになっている。

81. 加盟国の努力にもかかわらず、ドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力へのサービスと対応は、暴力の直接的余波に依然として重点を置いている。サヴァイヴァーの回復と社会への完全参画並びに今後の暴力の防止に重要な長期的支援は、ほとんどすべての国々で依然として重要なギャップである。

82. 国際的に首尾一貫しており、比較できる、女性に対する暴力の広がりに関するデータの収集には、特に公的スペースと政治生活における女性に対する暴力とセクシュアル・ハラスメントの領域には、かなりのギャップが残っている。行政データの収集は、すべての国々で依然としてギャップである。

B. 勧告

83. 女性と女兒に対する暴力を防止し、対応しこの領域への投資を増やすために、国家は、政府の異なった部門の間の協働を強化するべきである。

84. 国家は、国連機関と青年団体・宗教団体を含めた市民社会を含めた多様な利害関係者との協働を継続するべきである。国家と国連機関は、首尾一貫した資金提供を含め、強力で独立した女性団体の建設を支援するべきである。

85. 国家、国連機関及び研究者は、女性の経済的・社会的・政治的エンパワーメントが女性に対する暴力に与えるインパクトに関する調査と分析を継続するべきである。

86. 国家は、身体的・性的・心理的・経済的暴力を含め、その法律にあらゆる形態の親密なパートナーからの暴力を含めるべきである。そのような法律は、婚姻または親密な関係内のパートナーまたは配偶者間の平等を確保する法律で補われるべきである。加盟国は、政治生活、並びに公共のスペース及び職場での暴力に、職場は、家庭内のスペースも含むものと理解されることを保障することにより対処する法律を継続して採用するべきである。

87. 国家は、暴力サヴァイヴァーの完全回復を確保し、政治的・経済的生活を含め、社会のすべての側面へのその完全参画を支援するために、暴力サヴァイヴァーに長期的支援と援助を提供することにさらなる重点を置くべきである。

88. 国家は、雇用者団体・労働者団体と協働して、職場のみならず、女性の個人生活でも起こる女性に対する暴力を防止し、対応する努力を提供するべきである。国家は、反ハラスメント政策と行動規範、通報・捜査メカニズムのような適切なツールが女性の安全と加害者の説明責任を確保するために設置されていることを保障するべきである。国家は、職場文化が、ジェンダー平等と尊重し合う関係に基づいていることを保障するべきである。

89. 国家は、政党、市民社会、国連機関及びその他の団体との協働で、意識啓発とアドヴォカシー、事実に基づく評価とデータ収集を通じた監視を通すことを含め、政治生活における女性に対する暴力を防止する努力を強化するべきである。これがそのような暴力の防止を推進し、加害者に説明責任を持たせるに必要な証拠基盤の確立に寄与することができる。

90. 国立統計局のような政府の関連部局は、国連機関やその他の利害関係者と共に、国際的な世界基準に沿い、「持続可能な開発目標」の監視・通報要件に沿って、女性に対する暴力の国内の広がり調査を実施する国の能力が築かれ、維持されることを保障するために協力するべきである。

91. 国家は、国連システム及びその他の関連利害関係者と共に、政治生活を含めた公共のスペースで起こる暴力のような女性に対するその他の形態の暴力に関するデータを収集する方法論の開発も検討するべきである。

92. 暴力サバイバーのためのそれらサービスの行政・監理情報制度を改善する努力が、国家によって払われるべきであり、データは最低限、性別、サバイバーと加害者との間の関係別に分類され、データは機密裏に、倫理的に収集され、保存され、利用されることを保障するべきである。

女性と女児の人身取引(A/71/223)

事務総長報告書

概要

総会決議 69/149 に従って、本報告書は、人身取引の問題のジェンダーの側面に対処する際のギャップのみならず、成功した介入と戦略に関する情報を編集し、人身取引に対処するための包括的でバランスのとれた努力の中での人権に基づき、ジェンダーと年齢に配慮した取組みの強化に関して勧告を提供するものである。

I. 序論

1. 女性と女児の人身取引に関する決議 69/149 の中で、総会は、女性と女児のあらゆる形態の人身取引と闘い、撤廃する効果的措置を考案し、施行し、強化するよう、各国政府に要請した。総会は、特に女性と女児が人身取引される脆弱性を高める要因に対処し、あらゆる形態の人身取引を犯罪化し、防止と意識啓発行動を強化し、人身取引の被害者を支援し、保護し、人身取引を撤廃する努力に協力するようメディアと企業セクターを奨励し、情報共有とデータ収集能力を強化するよう各国政府に要請した。

2. 総会は、第 71 回総会に、人身取引の問題のジェンダーの側面に対処する際のギャップのみならず、介入と戦略に関する情報を編集し、この問題に対処する際の人権に基づく、ジェンダーと年齢に配慮した取組みの強化に関する勧告を提供する報告書を提出するようにも事務総長に要請した。本報告書は、その要請に従って提出され、特に加盟国、国連システムの諸機関及びその他の団体から受け取った情報に基づくものである。本報告書は、以前の報告書(A/69/224)発行以来の期間をカバーするものである。本報告書は、女性と女児の人身取引、主として自然災害と武力紛争のみならず、移動の状況でのその脆弱性の高まりに対するより幅広い配慮を考慮に入れるものである。

II. 世界及び地域の規範的發展

3. 人身取引は、人権侵害としてのみならず、開発のための重要な問題として加盟国に認められてきた。この問題は、「持続可能な開発目標」、特に「目標 5」(ターゲット 5.2)、「目標 8」(ターゲット 8.7)及び「目標 16」(ターゲット 16.2)の下で明確なターゲットを持つ「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の中で強い特色をなしている。新しい開発アジェンダは、すべての女性と女児がその居場所、状況と環境、または移動状態にかかわらず、暴力とその結果を受けない生活への資格があるべきであると明確に断定している。女性と女児の人身取引は、女性と女児に対する 1 形態の暴力として認められ、「目標」は、明確にその撤廃にコミットしている。「目標」は、計画された移動計画の実施を通して、人々の安全で、秩序ある、正規の移動と移動性を促進するようにも加盟国に要請している。「目標」は、ジェンダーに基づくものを含めたあらゆる不平等に対処することを求めており、従って、その世界的範囲を考慮に入れる措置を通して、人権に基づく取組みを採用することにより、加盟国と国連機関が人身取引に対処するための基盤となるべきである。

4. 「目標」に人身取引が含まれたことは、この問題に対処する決議と勧告を通して、反人身取引措置を導いている国連の政府間機関と専門家機関の継続中の努力に基づき、これを強化している。例えば、第 70 回会期で、総会は、人身取引に反対する努力の改善と調整に関する決議を採択した(決議 70/179)。経済

社会理事会は、「人身取引と闘うための国連世界行動計画」の実施に関する決議を採択した(決議 2015/23)。第 60 回会期で採択された合意結論の中で、女性の地位委員会は、包摂的成長と持続可能な開発にとっての女性移動労働者の建設的貢献を認め、人身取引が、女性と女兒に不相応に悪影響を及ぼしていることを認めた。女性の難民の地位、亡命、無国籍のジェンダー関連の側面に関する女子差別撤廃委員会的一般勧告第 32 号(CEDAW/C/GC/32)は、人身取引のような強制移動に関連するその他の形態の搾取の根強さに言及した。さらに、人身取引と移動との間の関連性、及び女性と女兒に特化した危険が、女性移動労働者に対する暴力に関する報告書で強調された(A/70/205)。これら関連性は、女性移動労働者に対する暴力に関する決議(決議 70/130)の中でも総会によって認められた。

5. 人権理事会も、移動と人、特に女性と子どもの人身取引との間の関連性を明らかにしてきた。人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者のマンデートに関する決議(決議 26/8)とは別に、理事会は、人、特に女性と子どもの人身取引とその移動との関連性の問題に関連するいくつかの決議を採択してきた。これらには、国籍を奪われた女性と女兒並びに無国籍の子どもたちが人身取引及びその他の形態の搾取のさらなる危険にさらされていることを強調した人権と恣意的国籍の剥奪に関する決議(26/14)、移動中の女性と女兒の特別な状況と脆弱性に対処する必要性を認めている経由中の移動者を含めた移動者の人権の保護に関する決議(29/2)、このような子どもと思春期の若者が、強制労働、性的虐待及び搾取を含めた人身取引のような虐待にさらされていることを強調する付添いなく移動する子どもと思春期の若者に関する決議(29/12)が含まれる。

6. その第 19 回から 25 回会期までで、人権理事会の普遍的定期的レビュー作業部会は、人、特に女性と子どもの人身取引に関連する 659 の勧告を出した。これら勧告は、検討中の 94 から 98 の加盟国に対して出され、移動プロセスを通して人身取引にさらされた者を含め、人身取引の被害者の身元を明らかにし、保護し、支援する必要性を強調した。人身取引が、依然として重要かつ重大な世界的問題であり、大多数の国家によるさらなる努力が必要とされていることを結果が示している。

7. 核心となる人権条約の下に設立された人権条約機関³⁷は、締約国によって提出される報告書に関する最終見解の中で、人、特に女性と子どもの人身取引の問題に対処し続けた。人権条約機関は、移動労働者の人身取引と闘う努力を特に強調した。

8. 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者は、反人身取引措置が被害者の人権に与えるインパクトを継続して調査した。2014 年の総会への年次報告書、マンデートの 10 年の評価の中で(A/69/269)、特別報告者は、人身取引を防止する手段として、人権の枠組に基づいて、安全な移動プロセスの重要性に総会の注意を引いた。2015 年の第 70 回総会へのその報告書の中で(A/70/260)、特別報告者は、人権に基づく取組みに基づいた意味のある実体的な相当の注意義務が反人身取引政策と移動及び労働市場政策のようなその他の関連政策領域との間の政策統合を確保するのに必要な枠組を提供すると述べた。人権理事会への 2016 年のそのテーマ別報告書の中で、特別報告者は、紛争と紛争後の状況での人身取引の問題に重点を置き、そのような状況での人身取引に対する女性と女兒の特別な脆弱性に留意した(A/HRC/32/41)。

III. 現在の状況

A. 人権課題としての女性と女兒の人身取引

9. 人身取引は、依然として、発見された被害者の大半が女性と女兒である重大な人権侵害である。ほとんどすべての国々が、被害者の送り出し国、経由国、目的国として悪影響を受けている。2014 年に国連麻薬犯罪事務所(UNODC)が作成した最も新しい人身取引に関する世界報告書³⁸は、世界・地域・国内レベルでの人身取引の程度・パターン・流れの全体像を提供し、主として 2010 年から 2012 年までに発見された人身取引事件に基づいている。この報告書によれば、女性と女兒が、世界的に発見されたすべ

³⁷ すべての移動労働者とその家族の権利保護委員会、子どもの権利委員会、人種差別撤廃委員会、女子差別撤廃委員会、人権委員会、経済的・社会手は・文化的権利委員会。

³⁸ 2014 年、人身取引に関する世界報告書、(国連出版物、販売番号 E.14.V.10)。

ての人身取引被害者の70%を占めていた。さらに、子どもの人身取引は、すべての被害者の33%が子どもであり、3人の被害者のうち2人までが女兒であるので、増加しているようである。発見されたすべての人身取引被害者の半数近くが成人の女性である。

10. 女性と女兒は、性的搾取、家事奴隷労働、及び最近では強制結婚のような特にある形態の搾取のために人身取引されている。報告書によれば、2011年にすべての人身取引被害者の53%が、性的搾取に従事させられていた。その大多数は女性と女兒であり、その目的のための人身取引被害者の97%を占めていた。

11. 国際移動機関(IOM)によるものを含め、人身取引された女性と女兒を救出し、支援する努力が続いている。2014年に、IOMによって支援されたすべての被害者の約半数(49%)が女性であり、その17%が女兒であった。IOMによって支援された女性と女兒の大半は、強制労働の目的で人身取引されており、これには家事奴隷労働と性的搾取が含まれている。2015年にIOMが提供したデータは、同様のパターンを示している。この数字は、この問題に関する事務総長の以前の報告書(A/69/224)以来、支援された女性と女兒の数に僅かな減少を示している。IOMは、これらデータは世界的な人身取引の広がりにおける傾向を必ずしも示しているものではないが、IOMが最も広範なプログラム作成を行っている地域を反映しているものであることを認めている。

12. 根強いジェンダー不平等が、人身取引された女性と女兒に対する根強い需要と共にこの人権侵害の根本原因である。人身取引の害悪は、女性と女兒が性的搾取と暴力、家事奴隷労働及び強制結婚のような特別な形態の搾取にさらされることを仮定すれば、男性と男児よりも女性と女兒にとってより厳しいものであることが知られている。さらに、支援及びその他のサービスにアクセスする女性の能力は限られている。これら要因が一緒になって、インパクトを長期的なものにし、回復を特に困難にしている。従って、国々が、女性と女兒のニーズが満たされることを保障するために、防止に関しても対応に対しても、人身取引に対して、ジェンダーに配慮した取組みを適用することが重要なのである。

13. 皮肉なことに、女性は主たる被害者であるが、女性はこの犯罪で有罪となる者の中で圧倒的に数が多い、人身取引者は成人男性である傾向にあるが、ほとんどの他の犯罪よりも女性が人身取引の罪で有罪にされている(一般の犯罪の10%から15%に比べて人身取引の犯罪では38%)。これは犯罪傾向においてはかなりの異例であり、これまで適切に探求され、対処されて来なかった異例である。UNODCによれば、この状況に対する可能な説明は、女性は人身取引プロセスのより「程度の低い」活動により頻繁に利用されており、被害者の証言中により容易い発見と暴露にさらされる募集プロセスを通して被害者と接触する可能性がより高いということである。これはどうしてこれほど多くの女性が有罪となるのかを部分的に説明するかも知れないが、一般の犯罪で有罪となる女性に対して人身取引のために有罪となる女性に関してデータのかなりの変数を仮定すれば、さらなる調査と分析が必要である。人身取引で有罪となる多くの女性は、自身がこの犯罪の被害者であった可能性と新しい被害者の募集に参加するよう強制されている可能性に関して疑問が残る。

B. 紛争、人道危機、移動の状況での特別な脆弱性

14. 現在まで、人身取引と対応するメカニズムの問題は、主として開発問題として対処されてきた。しかし、以前の報告書以来、より多くの注意が紛争と災害中の人身取引及び移動プロセス中の人身取引に対する女性と女兒の脆弱性の可能性に払われてきた³⁹。正規・非正規の手段を通じた過去数年にわたる移動の流れの激化は、移動者が人身取引者にさらされ、その餌食になる危険を増やしてきた。約6,000万人の人々が難民、亡命者、国内避難民を含め、2014年末までに強制的に移動させられてきたことを示す最近のデータの状況で、事情がより明確になっている。女性と男性が同じ数で、女性と男性が難民総数の半分近く(49%)を占めた。子どもは難民すべての51%を占めた。こういった数字は、人身取引と搾取、特に性的搾取、家事奴隷労働及び子ども結婚と早期・強制結婚のような女性と女兒に最も悪影響を及ぼす形態の搾取に対して脆弱になる可能性のある多数の人々を示している。

³⁹ 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、「戦争の世界: 世界の傾向: 2014年の強制失踪」。www.unhcr/en-us/statistics/country/556725e69/unhcr-global-trends-2014.htmlより閲覧可能。

15. 報告書は、性的搾取と奴隷制度のために紛争中に女性と女兒を標的とすることを強調し⁴⁰、非国家的武装集団は、性的搾取、家事奴隷労働、子ども結婚と早期・強制結婚のために人身取引の目的で女性と女兒を誘拐してきたと伝えられてきた⁴¹ことを強調した。紛争と災害中の組織犯罪を含めた犯罪活動は、法の支配の弱体化または欠如及びそのような犯罪に対応する能力の欠如のために増えることもある⁴²。これが、人身取引を増やすこともある環境を生み出す。さらに、そのような状況では、国の機関と構造並びに地域社会と家族支援ネットワークは普通はそのような搾取から人々を保護する手助けをするのだが、しばしばもはや設置されなくなる。

16. そのような状況での人身取引の危険は、他の形態の搾取を生じさせることもある。例えば、両親が自分の子ども、特に女兒が人身取引されるかも知れないことを恐れている状況では、彼らは、子ども結婚、早期・強制結婚のような彼らが予防措置と考えることに向かうかも知れない。人道危機と危機後の対応は、保護する必要性に積極的に対処し、人身取引を防止し、それら措置がジェンダーに配慮したものであり女性と女兒の特別なニーズに対応するものでなければならない。様々な状況での人身取引の問題は、紛争と危機・平和・開発の連続に沿って見られる必要がある。

17. 人身取引と移動との間には強力なつながりがある。多くの人々は、より良い未来への希望に牽引されて移動する。そのような移動は、しばしば、根強い不平等と差別、教育的・経済的機会へのアクセスの欠如、無償の家庭労働を含めた非正規経済の罠にかかるという課題、機会または経済的利益とより幅広い社会への参画へのアクセスの制限の結果である。正規の移動プロセスを通そうとも、非正規の移動プロセスを通そうとも、これら移動者、特に女性と女兒は、性的搾取並びにその他の形態の搾取の目的での人身取引に対してより脆弱であるかも知れない(A/HRC/32/41を参照)。このような状況は、多くの女性が非正規移動に関連する危険を冒すことに繋がる。

18. 女性移動労働者のような正規の移動者でさえ、仕事の条件を交渉する力が最低限であり、自分の権利について限られた知識しかないことを仮定すれば、人身取引と新しい職場で搾取される危険にさらされている。女性または特定のグループの女性がある国または地域に自由に入出入りし、自由に雇用を求めまたは雇用を変える能力を制限する差別的な移動法と政策が、人身取引と労働搾取に対する女性の脆弱性を高めることもある⁴³。

19. 移動者の人権に関する特別報告者は、社会保護を改善し、違法な活動を抑制することを意図した2国間労働移動協定の出現にもかかわらず、移動者の組織的虐待が続いていると述べてきた(A/HRC/32/40を参照)。これには、人身取引にさらす危険を高めるその権利侵害が含まれる。この状況で、特別報告者は、国家は入国を規制する主権を留めているが、入国の決定を下す時でさえ、国際法の下で、国家はその地位に関わりなく、万人に対するその人権責務を尊重し、推進し、成就するよう要求されていることを強調した(同上、パラ24)。これには、移動法と労働法及び政策が、人権基準に沿っていること、ジェンダー不平等と差別がそのような法律と政策で明確に考慮されていることが含まれる。

C. 人身取引に対する世界と国の対応

20. 人身取引への対応は、特に犯罪が起きた後では、刑事司法制度に強く頼ってきたが、加害者の訴追と有罪判決は依然として限られている。「国連国際組織犯罪条約」を補う「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」(「パレルモ議定書」)は2003年12月に発効し、対応の開発を導いている。2014年8月現在、*世界報告書*の分析のために検討された173カ国のうち、146カ国(85%)が「パレルモ議定書」にはっきりと列挙されている人身取引のすべての側面を犯罪としている³⁸。しかし、

⁴⁰ 国際移動機関(IOM)、「危機の時に人身取引と搾取に対処する、2015年7月」。http://publications.iom.int/system/files/addressing_human_trafficking.pdfより閲覧可能。

⁴¹ 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)及び国連イラク支援ミッション、「イラクにおける武力紛争中の民間人の保護に関する報告書:2014年7月6日～9月10日」。www.ohchr.org/EN/Countries/MENARRegion/Pages/UNAMIHRReports.qaspxより閲覧可能。

⁴² Sara Craggs 他、「危機時に人身取引と搾取に対応する」危機イニシアティブの国々の移動者、イシュー・ブリーフ(IOM, 2016年)。http://micicinitiaive.iom.int/issue-briefsより閲覧可能。

⁴³ OHCHR、「国際的国境での人権に関する推奨される原則とガイドライン」、2014年。http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Migration/OHCHR_Recommended_Principles_Guidelines.pdfより閲覧可能。

世界報告書によれば、アジアと南米の大きな、人口の多い国々は、未だに部分的な法律しか有しておらず、または全く法律がない。これら国々の人口の大きさと関連法が部分的でまたは全くないことを考慮すれば、このことは 20 億人近くの人々が、未だに人身取引が、「パレルモ議定書」が要求しているようには犯罪化されていない状況で暮らしていることを意味する。このことが、世界報告書の著者が「この状況が有罪判決の数が大変に少ないことと相俟って人身取引を大きな刑事責任免除の犯罪としている」と結論づけることに繋がっている³⁸。

21. 2010 年から 2012 年の期間中に収集され、世界報告書を準備する際に利用された捜査、訴追、有罪判決に関するデータも、人身取引の犯罪に対する幅広い刑事責任免除を確認している。人、特に女性と女児の人身取引に対する有罪判決の数が依然として非常に少ないことをデータが示している。報告書によれば、分析された国々の約 15%が、報告期間中に 1 件の有罪判決も記録しておらず、4 分の 1 の国々は、10 件より少ない有罪判決を記録していた。しかし記録された有罪判決がほとんどまたは全くない国々の 3 分の 1 は、かなりの数の被害者を発見した。加盟国による多数の提出物は、そのような訴追の課題を強調している。これは、被害者の身元を確認し、おそらく支援する地方機関の努力を示しているが、大部分が刑事責任免除を得て人身取引者が継続して活動していることも示している。

22. 特に女性と子どもの人身取引は、世界的に各国政府と NGO 行為者のアジェンダで重要な懸念の問題ではあるけれども、反人身取引介入は、しばしば、女性と女児の特別なニーズに対応していない。人身取引への対応は、被害者の支援よりはむしろ、人身取引者の訴追と有罪判決に続けてより多くの重点が置かれている。その結果、人身取引に対処する多くの介入は、被害者にとって効果的またはエンパワーするものではないかも知れない。

23. この領域のかなりの変化は、専門の包括的サービスを通じた適切な支援の提供がなければあり得ない。国際団体と人権機関は⁴⁴、性的搾取の目的で人身取引されてきた女性と女児が性と生殖に関する健康サービスへのアクセスの権利を有し、国の手先または私人による暴力や差別を受けることなく、法の下での平等な保護にアクセスできることを保証するよう加盟国に要請してきた。

24. 刑事司法制度による努力を改善することに加えて、人身取引の防止には、これまで受けてきた以上の注意が必要である。女性と女児の人身取引の根本原因と危険要因には、ジェンダー化した貧困、存続できる雇用機会の欠如、教育へのアクセスの制限が含まれる。これら要因は、ほかに存続できる雇用機会を必死で求めようとする結果となる。虐待の歴史を逃れようとする努力も、人身取引されることに繋がる危険を冒すよう女性と女児を促す。さらに、労働法と労働規則の人権に基づき、ジェンダーに配慮した取組みの欠如及びジェンダーに配慮しない移動法と政策並びに根強い広がったジェンダー不平等と差別が、女性と女児の人身取引を煽り続ける。

25. 防止努力は、未だに教育と意識啓発キャンペーンに対しては大変に限られており、最近では、人身取引に対する需要に対処する介入に対しても大変に限られている。重要ではあるが、こういったイニシアティブは、人身取引の複雑な要因、特に女性と女児の搾取に関連する要因に適切に対応するには十分とは言えない。従って、犯人に説明責任を取らせるために取られる措置と被害者が尊厳と尊重を持って扱われることを保障するために提供されるサービスに加えて、人身取引を助長する根本原因と要因に対処するためにもっと多くの行動がとられることが絶対に必要である。

IV. 女性と女児の人身取引に対処するために加盟国と国連システムが取った行動

26. 以下のセクションは、女性と女児の人身取引に対処するために、加盟国⁴⁵と国連機関⁴⁶が取った措置を概説する。紛争と災害の結果としての難民と国内避難民を人身取引から保護する措置と同様に、報告された程度まで、人身取引と移動との間の関連性に対処する措置が強調されている。

⁴⁴ 法律と慣行における女性差別の問題に関する人権理事会作業部会報告書(A/HRC/32/44)を参照。

⁴⁵ アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ブルキナファソ、カンボディア、中国、コロンビア、チェコ共和国、ジブティ、ドミニカ共和国、フィンランド、ジョージア、ギリシャ、グアテマラ、ハンガリー、イタリア、日本、リトアニア、マラウィ、メキシコ、モナコ、モロッコ、ネパール、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、フィリピン、韓

A. 人身取引のための法律、政策、説明責任

27. 国際法は、反人身取引法と政策の採択に関して国家を義務付け、導き、関連条約の国家の遵守は、行動へのそのコミットメントを示すものである。報告した国家の多くは、様々な地域・多国間・2国間協定や取決め締結国であるのみならず、「国際組織犯罪防止条約」を補う「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」の締結国である。しかし、そのような取り決めの多くは、人身取引を防止し、被害者に支援と援助を提供するための協力よりはむしろ、人身取引者を逮捕し、訴追する努力に続けて重点が置かれている。

28. 刑事訴訟法または刑法の枠組内で人身取引を犯罪化することに加えて、ますます多くの加盟国は、法的援助、一時的居住または永住許可及び反省期間を含めた被害者保護と支援並びに刑事手続き中の証人の保護に関して法的規定を確立してきた(アルゼンチン、オーストラリア、ジブティ、フランス、セルビア及びトルコ)。そのような介入は、より多くの有罪判決を得ることにより、サヴァイヴァーの司法へのアクセスの強化に貢献してきた。国家の中には、民法及び刑事法の賠償、人身取引被害者のための被害者補償または賠償命令の利用可能性を強調したところもある(アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア及びフランス)。司法制度の様々な部局または異なった法制度に関わるという課題のために、司法を求めることが人身取引被害者にとってしばしば難しいことを認めて、国々の中には、アクセスを簡素化し(スイス)、法的カウンセリングの提供を通して、アクセスを促進するために(アルゼンチン)努力したところもある。

29. 移動プロセスの様々な段階で、多くの移動者が人身取引に対して脆弱になるに連れて、加盟国は、新しい法律の中で(ギリシャ、イタリア及びスイス)また政策の中で(チェコ共和国、ギリシャ、モロッコ及びスリランカ)、移動者、特に女性と女兒の人身取引に対する特別な脆弱性をますます考慮に入れるようになってきている。加盟国の中には、外国人を人身取引と暴力から保護するために、選んだ非正規の外国人と無国籍の人々の送還を防ぐための既存の入国管理法を改正したところもある(アゼルバイジャン、ベルギー、ギリシャ及びイタリア)。また、ある国家は、ドメスティック・ヴァイオレンスと性暴力及び人身取引に関する国内行動計画と戦略を通して、移動女性を保護し、支援する措置を取っているところもある(キプロス、ドミニカ共和国、ギリシャ、グアテマラ、アイルランド、イタリア、日本及びレバノン)。イタリアは、ジェンダーに配慮した移動者の人権を尊重した移動・人身取引政策を実施するための財源の配分を強調し、一方、スリランカの外国人雇用局は、人身取引と労働移動との間の関連性に対処している。

30. 国連システムは、法律の開発と法律の施行と刑事司法対応の改善において、加盟国の作業を支援してきた。国連システムは、人身取引に対する移動者の脆弱性を減らす移動政策とプログラムに関連する問題に対処する手助けもしてきた。国連子ども基金(ユニセフ)、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)及び UNODC は、人身取引に対処する法律の開発に貢献してきた。UNODC と国連ウィメンは、法律執行担当官、検察官及び裁判官のための特別なツールを開発してきた。国連機関は、移動政策に人権に基づく取組みをよりよく反映させ、非正規移動者を管理する措置が、人身取引と搾取の危険を考慮に入れることを保障するために、加盟国の努力を支援してきた(国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、UNODC、国連ウィメン及び IOM)。

31. 国連システムは、安全保障理事会の作業に奨励されて、紛争と災害の状況での人身取引に対処する努力も強化してきた。2016年6月2日に安全保障理事会で開催された性暴力に関する最近の公開討論で、多くの加盟国は、紛争時に人身取引に対する女性と女兒の脆弱性の高まりに言及し、この問題に対するジェンダーに配慮し対応する取組みを要請した。

国、セルビア、シンガポール、スリランカ、スウェーデン、スイス、東ティモール、トルコ、ウガンダを含む 39 の加盟国がこの報告書に提出物を出した。

⁴⁶ 国連人権高等弁務官事務所、人道問題調整事務所、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)、国連教育科学文化機関、国連子ども基金、国際移動機関という 6 つの国連機関からインプットを受領した。

B. 人身取引の防止

32. 加盟国の大多数は、本報告書への寄稿の重点を、人身取引を犯罪化する努力と被害者、特に女性と女兒に、その被害化に続いて保護と支援サービスを提供するその取組みに置いた。しかし、防止戦略は、この課題に取り組むためにも極めて重要である。人身取引とその危険に対する知識と意識を改善するための教育、訓練及び意識啓発プログラムが、依然として報告した加盟国の大半によって実施されつつある最も共通した措置である。民間セクターのパートナーを啓発し巻き込むことを目的としたイニシャティヴを通して、強制労働に対する需要を減らすことにもますます注意が向けられつつある。

33. 国家によって行われたその他の活動には、電子・印刷メディアを通じたコミュニケーションと学校や大学のカリキュラムの一部としての人身取引の防止に関する討論が含まれる。活動の多くは、複数の言語で、NGO、国際・地域団体、国内人権機関及びメディアと企業セクターのメンバーを含めたパートナーとの協力で行われつつある。加盟国は、送り出し国と目的国で、女性移動労働者に、複数の言語で様々な型の情報も提供した(ブルキナファソ、ギリシャ、アイルランド、イタリア及びシンガポール)。情報キャンペーンも、子どもと若者(ハンガリー、ペルー及びセルビア)、偽装結婚の下での人身取引に対して脆弱であるかも知れない女性(アルメニアとウクライナ)、先住民族社会(ペルー)、家事労働者(スイス)、農山漁村の母集団(ジョージア)、及び観光セクター(ドミニカ共和国、メキシコ及びフィリピン)のような特定の集団を対象とするために開発されてきた。ジョージアは、代理母の目的で人身取引されるかも知れない女性と女兒を対象とするキャンペーンを行った。パラグアイは、その労働・社会安全省を通して、入国権と危険について対象とする母集団の知識を高めるために活動した。

34. 民間セクターを対象とした意識啓発キャンペーンとアドヴォカシー・キャンペーンも開始され(ジョージア・ペルー、シンガポール及びスウェーデン)、その中には、観光部門(モロッコ)、たばこ産業(マラウイ)または娯楽セクターとレストラン・セクター(韓国)を対象としたものもあった。カンボディア、ラオ人民民主主義共和国、ヴェトナムでは、IOM が、労働供給網への移動者、特に女性の搾取的募集に対処するために、労働組合と雇用者団体のみならず、各国政府と協力している。女性移動労働者は、差別、悪い労働条件、虐待、搾取及び時には人身取引に対して非常に脆弱であるので、IOM は、その供給網内の非倫理的募集慣行が提起する複雑な人権課題と労働権課題をよりよく理解し対応するために、企業をエンパワーすることを求めている。

35. 民間セクター行為者と消費者に特に重点を置いて、人身取引の需要を煽る要因の明確化と対処が増えてきている。措置は、そのような労働を利用するコストを上げること(ギリシャ、イタリア及び日本)、労働基準と規制を強化することにより、労働搾取のために人身取引された被害者を利用する可能性のあるセクターの労働条件を改善すること(チェコ共和国、メキシコ及びカタール)に重点を置いてきた。民間セクターは、労働組合との協働で、供給網内の搾取的労働慣行に対処し(オーストラリア)、人身取引された労働で作られた製品に反対する消費者に基づくイニシャティヴ(フィンランドとニュージーランド)を策定してきた。

36. 貧困、失業、ジェンダー不平等及び経済的不平等のような人身取引の根本原因に対処する努力を報告した加盟国はほとんどなかった。ギリシャとペルーは、女性移動者と難民に特に重点を置いて、国内政策に経済的脆弱性に対処する防止措置を統合している。その他の加盟国は、人身取引に対して脆弱になることから保護するために、移動者へのスキル訓練の提供を報告した(アルバニア、コロンビア、モロッコ及び韓国)。IOM の防止活動は、経済機会と生計の機会及び社会サービスへのアクセス、並びに難民キャンプや経由地帯のような危険領域での地域社会のインフラを高めることを求めている。

37. 国連機関は、人身取引に関する高官対話、国際会議及び国内キャンペーンを通して、防止イニシャティヴと意識啓発イニシャティヴに対処している(経済社会問題局、国連教育科学文化機関(ユネスコ)、国連開発計画(UNDP)、国連ウィメン、UNODC 及び IOM)。人身取引に関するターゲットを含む「持続可能な開発目標」の実施に、民間セクターをかかわらせることを目的とする「国連グローバル・コンパクト」に言及することも重要であり、そのようなかかわりの特別な例は、「難民危機への対応における企業行動

誓約」である⁴⁷。IOM, OHCHR、ユネスコ、UNODC 及び国連ウィメンを含めた国連機関は、7月30日の「世界反人身取引デー」を華々しく記念した。このようなイニシアティブ、高官対話、国際会議及び国際デーは、女性と女児の特別なニーズを首尾一貫して、組織的に考慮するための優れた機会を提供する。しかし、報告された努力で、人身取引の根本原因または危険要因を扱ったものはほとんどない。これは女性と女児の人身取引の全体的対応における重要なギャップであり課題である。

38. 人道危機状況での女性と女児の人身取引の増加する危険に関しては、加盟国の中には(コロンビアとネパール)、紛争と災害から生じる特別な脆弱性に言及したところもあった。国連システムは、難民や国内避難民の女性と女児の保護を強化するために、国内及び地域レベルで、国々とのパートナーシップで活動している(国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連人口基金(UNFPA)及び国連ウィメン)。紛争と自然災害の状況で、破壊的な結果と女性の女児の人身取引の危険の高まりを仮定すれば、取組みに関する経験と情報の明らかな欠如は、政策策定者にとっての極めて重要なギャップである。

C. 人身取引被害者のための多部門的サービスとプログラム

39. ますます多くの加盟国で、保護と支援サービスが、人身取引の被害者である女性と女児が利用できるものになっている。そのようなサービスには、医療的・心理的・法的・社会的・財政的援助、並びにしばしば NGO との協力や政府からの財政支援で経営うされている証人保護やシェルターが含まれる(アルゼンチン、ギリシャ、モナコ及びトルコ)。サービスへのアクセスを促進するために、加盟国は、被害者とその家族のために国のリファーマル・メカニズムとホットラインを設置してきた(アルゼンチン、オーストラリア、ブルキナファソ、中国、フランス、アイスランド、イタリア、日本及びスリランカ)。テュニジアは、最近、人身取引被害者が利用できるサービスに関する情報ガイドを開発した。イタリアでは、人身取引被害者が、被害者にサービスを届け、情報を提供する際の「文化仲介者」の役割を果たしている。多数の加盟国はサービスが被害者にとって利用できるものであると報告したが、ある国々は(オーストラリア、中国、日本、ペルー)、そのようなサービスにアクセスしてくる被害者の数かまたはそのようなサービス提供のために配分された資金について報告を提供した。

40. 人身取引の被害者である女性と女児は、その虐待的経験から回復し、再び暴力にさらされないことを保障する手助けをするために、様々なサービスを必要としている。これを達成するために、加盟国の中には、暴力サヴァイヴァーが利用できるサービスに関する情報の提供を通して、明らかにされた人身取引された女性と女児を保護するサービスとメカニズムを設置したところもある(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ギリシャ、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン及びシンガポール)。そのようなサービスは、多言語の電話ホットライン、eメール・アドレス、及びシェルター、法的援助、保健サービス、補償及び矯正手段という形態を取った。ある加盟国は、そのようなサービスの提供において、非国家行為者とのパートナーシップを確立することの重要性を強調した(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、フィリピン及びシンガポール)。ユニセフ、UNHCR 及び IOM からの支援で、国々の中には、脆弱な付添いのない人身取引され離別した子どもたちへの保護とサービスの提供に特に重点を置いて、移動する女性と子どもの権利を保護するための専門のイニシアティブを立ち上げたところもある(クロアチア、ギリシャ、セルビア、スロヴェニア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国及びトルコ)。

41. 被害者の正確な身元確認は、サービス提供の基本である。人身取引被害者は、人身取引されたことから生じる犯罪のために罪を負わされたり訴追されたりしないために、適切に身元を確認されなければならない。例えば、場合によっては、女性と女児は人身取引の被害者として身元確認をされず、特に入国管理法と政策がますます厳しくなるにつれて、不法移動者として拘禁されたり、訴追されたりする。被害者の身元確認は、依然として加盟国にとっての課題であるが、様々な国々は、この領域での努力を増やしてきた。オーストラリア、クロアチア、イタリア、セルビア、シンガポール、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、東ティモール、及びウガンダは、人身取引された者の身元を確認するための検査ツールを改善するために、入国管理官と法律執行担当官の訓練を行ってきた。その訓練の中には、ユニセフからの支援を得て、子どもと付添いのない未成年に特に重点を置くものもあった。加盟国の中には、

⁴⁷ 国連グローバル・コンパクトと UNHCR、「難民危機に対応する企業行動誓約」、2016年。www.unglobalcompact.org/take-action/action/refugeecrisis より閲覧可能。

被害者の身元確認の支援を含め、配慮した被害者を中心とした対応を確保するために、IOM や NGO と協力して、被害者のリハビリテーション、再統合及び帰還のためのプログラムに関して報告したところもあった(カンボディア、マルタ、ペルー及びスイス)。

42. 報告した加盟国の大半が、一時的居住許可または永住許可の提供に言及した。いくつかの例外(オーストラリア、コロンビア及びフィンランド)を除いて、一時的滞在または滞在延長の提供は、法律執行への被害者の協力とその訴追への参加次第であった。そのような条件にもかかわらず、即座の保護支援と援助が利用できた。一時的居住または永住の許可を刑事司法制度への被害者の参加に結び付けることは、依然として人身取引への被害者を中心とした人権に基づく対応の開発にとっての課題である。

43. 女性と女児の人身取引に対処する時、人身取引一般に対応する様々なセクターからの専門家は、ジェンダーに配慮して効果的に人身取引を扱うための訓練を必要としている。ほとんどすべての加盟国が、女性と女児に人身取引、また場合によっては女性と子どもの人権に関する訓練を行い、ガイドライン/マニュアルを作成してきたと報告した。そのような訓練は、人身取引の被害者であった女性と女児と接触するかも知れない政府の役人、特に入国管理官、警察官、検察官、司法職員、国境管理官、ソーシャルワーカーと保健ワーカー、教員、職場/労働検査官、拘禁施設の職員、軍人と平和維持職員、輸送機関職員及びその他を含めた幅広い受益者に向けられた。訓練の範囲には、加害者の捜査と訴追、被害者の身元確認、保護、及び支援が含まれた。アルメニアは、最低の分権レベルでの対応を改善するために、季節移動の高い割合を持つ村の村長のための地域行政センターにおける訓練を付け加えた。

44. 国連機関(ユニセフ、UNODC 及び国連ウィメン)も、他の団体、機関及び加盟国と協力して、人身取引に関する訓練と能力開発行事を開催した。例えばユニセフは、中東とバルカン半島の最も悪影響を受けている国々に特に重点を置いて、80 カ国以上で警察、検察官、裁判官との能力開発に関わった。国連ウィメンは、アフガニスタン、インド及びヨルダンで、女性と女児の人身取引を防止するための戦略を開発するために、各国政府と市民社会の能力を高める手助けをした。スリランカでは、IOM による警察官の訓練には、リファーマルに関するモジュールと人身取引に対するジェンダーに配慮した対応をいかに提供するかが含まれた。ユニセフと UNFPA は、人道行動にジェンダーに基づく暴力の介入を統合するための改訂ガイドラインを開始し、普及したが⁴⁸、これはそのような状況での人身取引と暴力からの女性と女児の保護に関連するガイダンスを含むものであった。

45. 国連システムは、提供するサービスを強化するために、NGO への資金提供を通して、人身取引被害者のための保護と支援にも寄与した。UNODC は、「人身取引と闘うための国連世界行動計画」の下で設立された「人、特に女性と子ども的人身取引被害者のための国連信託基金」の管理を継続した。2つの世界的提案の呼び掛けが、2011年と2014年に、被害者に支援を提供するプロジェクトを明らかにするために出された。2016年5月現在、信託基金は、有償のコミットした175万ドルの助成金で、世界中の26カ国で30のNGOのプロジェクトを支援してきた。プロジェクトは、基本的なシェルター、心理的支援、法的カウンセリングと裁判所への代表、教育と職業訓練、プライマリー・ヘルスケア及び少額給付金のようなサービスで、年間約3,500名の人身取引された人を直接支援している。

D. データと調査

46. データは、女性と女児に対する暴力と差別一般、及び特に人身取引と取り組む効果的な政策とプログラムを立案し、開発するために極めて重要である。調査も、より良い法律と政策並びに被害者のためのサービスを含めたその他の対象を絞った措置の開発と実施にとっての基本である。警察、裁判所またはサービス提供者の注意を引く事件の数が少ないのと丁度同じように、データ収集の方法論は様々であり、被害者の数の推定も様々であり、経験と洞察を比較し、結論を引きだし、より組織的に効果的にこの問題に取り組むことを難しくしている。

47. 国レベルでの女性と女児の人身取引の範囲に関する情報の乏しさは、継続して世界中の問題である。加盟国は、移動者と難民一般(アルゼンチン、アルメニア、ポーランド、スリランカ及びウクライナ)、人

⁴⁸ 機関間常設委員会、「2015年、人道行動にジェンダーに基づく暴力の介入を統合するためのガイドライン」。 <http://gbvguideline.org/>より閲覧可能。

人身取引を含めた女性と女兒に対する暴力一般(ブラジル、アイルランド、イタリア、ナミビア及びポーランド)及び司法へのアクセスを改善するために、人身取引された女性と暴力のサヴァイヴァーを含めた移動女性(ブラジル)に関する性別データを収集する努力に注意を引いた。加盟国の中には、ジェンダー平等問題一般に関して性別データの収集、編集、分析及び普及に対して責任のある、国内または地方レベルの制度的メカニズムを強化することを目的とした活動を報告したところもあった(コロンビア、ジョージア、メキシコ、シンガポール、スウェーデン、東ティモール及びウガンダ)。

48. 加盟国の中には、この問題の知識と理解のギャップの程度のみならず、人身取引の広がりに対するより良い理解を得るために、人身取引に関するデータの収集と分析を始め、強化し、多様化する努力を報告したところもあった。そういった努力には、時には調査機関と協力した調査、プログラム、研究または訓練が含まれた(アルゼンチン、アルメニア、メキシコ及びスイス)。多くの加盟国は、様々なサービスからの性別・年齢別に分類されたものもある、ある形態の行政データを収集した(アルゼンチン、アルメニア、イタリア及びモナコ)。それらは、主として刑事司法制度からの行政データであるが、加盟国の中には、被害者サービスからのデータ(オーストラリアとスイス)または社会サービスに対して責任を有する部局のような政府の部局からのデータを持っているところもある(アルゼンチン)。少数の数の加盟国が、女性と子どもの人身取引の明らかにされた原因、被害者の国籍及び明らかにされた搾取の型を含めたより幅広いデータを収集した。ルーマニアは、身元が明らかとなった被害者に関して収集されたデータに基づいて、国の人身取引の状況に関する年次報告書の作成を継続しており、デンマークは、データがそれに対して収集される一連の指標を開発している。

49. 国連機関は、人身取引をよりよく理解し、対応を改善するために行われたデータ収集と調査を通して、人身取引に関する知識の全体的な蓄えに寄与した。国連機関は、調査研究を支援し、世界的な人身取引統計とデータベースを編集し、維持することにより(ユニセフ、UNODC、国際労働機関(ILO)及びIOM)また、人権メカニズムの法律学(OHCHR)または人身取引の司法結果に関するデータベースを開発すること(UNODC)によるといったいくつかの方法でこれを行った。IOMは、世界の人身取引被害者に関する最大のデータベースを有しており、人身取引に関するデータの最大の公開アクセスである多様な利害関係者の宝庫を開発し主催するためにこの分野で他の指導者たちとチームを組んできた。その人身取引データ・ポータルを開発を通して、IOMは、反人身取引対応の開発と評価のための証拠基盤を急速に高め得るであろう。

50. IOMは、非正規移動のルートと傾向、混合した移動の流れ、人身取引の原因と結果、移動者の搾取並びに保護対応、組織犯罪集団の構造、動機、手口に関する量的・質的調査も行った。ILOは、東南アジア諸国連合のために国際労働移動統計データベースを開発する手助けをしてきた。収集されたデータは、移動の決定と結果のジェンダー差をさらに詳しく理解できるように、性別に分類されるであろう。UNODCは、人身取引事件法律データベースを管理し、特に明確に人身取引に言及しているいくつかの「持続可能な開発目標」に関する進歩を監視する加盟国の必要性に照らして、全世界の人身取引被害者の隠れた数を測定する方法論を開発するために、*人身取引世界報告書*を準備し続けている。

E. 人身取引に関する国連の調整

51. 国連システムは、人身取引を防止し、これと闘い、特に反人身取引機関間調整グループを通して、人身取引被害者を保護し、支援し続けている。2014年10月に、このグループは、人身取引によって満たされる可能性のある労働需要の側面の地図を作成し、これに対処するために用いることのできる戦略を強調することにより、団体と実務家にガイダンスを提供する第2回政策文書を出版した⁴⁹。

52. 2015年に、ILOは、強制労働を根絶し、現代の奴隷制度と人身取引をなくし、子ども兵士の募集と利用を含め、最悪の形態の子ども労働の禁止と撤廃を確保し、2015年までにあらゆる形態の子ども労働をなくす即座の効果的措置を要請している「持続可能な開発目標」のターゲット8.7に関連して、介入を調整するための「8.7同盟」を開始した。「8.7同盟」は、各国政府及び民間セクターとの調整において重要な役割を果たすであろう。世界の不安定を防ぐために持続可能な開発の推進への民間セクターのかか

⁴⁹ 反人身取引機関間調整グループ、「需要に対処することにより人身取引を防止する」。http://icat.network/sites/default/files/publications/documents/ICAT_Demand_paper_-_FINAL_0.pdfより閲覧可能。

わりは、国連グローバル・コンパクトによって組織されつつある来る「国連民間セクター・フォーラム 2016」のターゲットの一つでもある。討論は、需要の側面に重点を置いて、人身取引の防止と対応をカバーするであろう。

V. 結論と勧告

A. 結論

53. 国家は、「持続可能な開発目標」及びその他の国際協定の採択を通して、ジェンダー平等を達成し、人身取引を含めた女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力をなくすという公約を示してきた。

54. 国家は、女性と女兒の人身取引を防止し、対応するための法律、政策及びプログラムがジェンダーに配慮し、対応するものであることを保障することに向けて前進を遂げてきたが、さらなる努力が未だに必要とされる。国家は、人身取引、特に性的搾取、家事奴隷労働及び強制結婚のような特別な形態の搾取に対してより脆弱である女性と女兒が直面する危険の間を十分に区別し、対応していない。

55. 関連する国際条約の遵守とその実施は継続して増えている。国家は、既存の法律と新法が首尾一貫して効果的に施行され、法律執行担当官が、適切に訓練されることを保障することを目的とする行動を取ってはいるが、訴追率は継続して低い。

56. 人身取引と移動との間の関連性に関する証拠は、継続して増えているが、その関連性をよりよく理解するためにも移動プロセスでの人身取引の危険をなくすために、より効果的な対応を開発するためにも、さらなる作業が必要とされる。ますます多くの加盟国が人身取引、移動及び労働に対する需要との間の繋がりに対応してはいるが、これら領域のそれぞれを扱う法律が、人権の原則に沿って調和させられてこなかった。法律の大半も依然として女性と女兒が直面する特別な問題と危険に対して注意を払っていない。

57. 人身取引被害者の身元確認は、これを行う担当官の能力を築くことにより大きな重点が置かれているが、依然として課題である。多くの国々は、人身取引された人、特に女性と子どものための支援サービスを確立し、強化してきたが、一時的居住権や永住権は、刑事手続きに参加する能力や意向に関わりなく、すべての被害者が利用できるとは限らない。人身取引に対する人権に基づく取組みには、刑事手続きに関わる意向に関わりなく、人身取引のすべての被害者に完全な支援と援助が提供されることが必要である。

58. 最近の世界的データは、他のすべての犯罪への女性のかかわりとは対照的に、人身取引犯のために有罪となる者の数において、女性が圧倒的に多いことを示してきた。この格差に対する説明は、依然として大変に不確かで、従って、調査と分析が必要である。

59. 女性と女兒の人身取引の範囲と性質に関する証拠と知識を改善する努力が増えているにもかかわらず、データは継続して信頼できず、様々で、主として刑事司法制度の結果に重点を置いている。世界的に首尾一貫して比較できるように収集され、分析されたもっと包括的なデータは、改善された、もっと対象を絞った解決策の開発と経験のより良い分かち合いを可能にし、人身取引に関連する「持続可能な開発目標」のターゲットに到達する際の進歩を測定するために必要とされる。

60. 人身取引への対応は、紛争と危機・平和・開発の連続に沿って考慮される必要がある。加盟国が、いかに難民、亡命を求める者及び紛争や災害の結果としての国内避難民の間の搾取と人身取引に対する女性と子どもの脆弱性の高まりに対処しているのかに関する情報はほとんどない。

B. 勧告

61. ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの達成とその人権の実現は、難民と移動者の大きな動きに対処することに関する来る総会の高官会議を含め、すべての国際政策公約とそのような動きに対処するすべての政策と行動の核心になければならない。

62. 国家は、人身取引の防止と対応がこの人権侵害のジェンダーと年齢に特化した側面を完全に考慮に入れることを保障すべきである。国家は、特に、性的搾取、強制結婚、家事奴隷労働の主たる被害者である女性と女児の特別なニーズに対処すべきである。対応は、根本原因としてのジェンダーに基づく差別とジェンダー不平等、並びに人身取引に対して女性と女児の脆弱性を高める危険要因にも対処すべきである。

63. 国家は、人、特に女性と女児のあらゆる形態の人身取引を犯罪とする特別法が「国連国際組織犯罪防止条約」とその関連する「議定書」によって設けられた基準に従って、設置されていることを保障すべきである。こういった法律は、すべての加害者、特に人身取引活動の先頭に立っている者がそのすべての犯罪に対して説明責任を持たされることを保障するためにも施行されるべきである。

64. 国家は、措置を拡大して、人々、特に女性と女児を人身取引に対して脆弱にする要因に対処すべきである。そういった努力は、特に貧困と失業、教育へのアクセス、危険な移動プロセスが提起する危険及びジェンダーに基づく差別にも対処しなければならない。女性移動労働者のような人身取引の被害者となる高い危険にさらされている集団は、特に対象とされなければならない。

65. 国家は、移動、労働、人身取引に関する法律とこれらに対応する措置との間の統合力を確保すべきである。そのような法律と措置は、人権原則に基づき、女性移動労働者を含めた移動女性と女児の移動プロセスと雇用プロセスを通して保障され、人身取引に対して効果的保護を提供するように、ジェンダーに配慮したものでなければならない。国家は、非正規移動に対処し、国際組織犯罪と闘うことを目的とする措置が、人身取引された女性と女児及び出発前、経路中、国境で、目的国内で、また、安全な帰還時を含め、移動サイクルで人身取引に対して脆弱な者の人権と尊厳の享受に悪影響を与えることがないことも保障すべきである。

66. 国家は、関連国連機関と共に、女性と女児の移動者の脆弱性に対処する年齢とジェンダーに配慮した介入の開発を導くために、移動と人身取引との間の関連性についてさらなる調査を行うべきである。

67. 紛争と災害中の人身取引に対する女性と女児の脆弱性の高まりとそのような状況での女性と女児にとっての破壊的結果を仮定すれば、そのような状況での人身取引への国家によるジェンダーに配慮した対応が必要とされる。国家は、紛争と災害に対応して行われるすべての国内・地域・国際イニシアティブに、女性と女児の人身取引の防止も含めるべきである。国家と関連利害関係者は、災害危険管理計画並びに復興/紛争後戦略に反人身取引措置と保護措置も含めるべきである。

68. 国連システムとその他の関連政府間組織及び NGO は、特に女性と女児をさらなる人権侵害にさらす移動、武力紛争、災害及び人道危機の状況で、人身取引のジェンダーの側面を解明する手助けをするために、性別・年齢別データの収集、分析及び普及を改善する目的で、各国政府と協力すべきである。

69. 国連システムは、関連調査機関と共に、犯罪一般と比べて、人身取引に関連する女性の有罪判決率のかなりの格差をさらに捜査すべきである。

70. 国連システムは、女性と女児のための良好な結果を出すように、効果的な実施と評価を確保する調整された方法で女性と女児の人身取引に対処する国内努力も継続して支援すべきである。

産科フィステュラをなくす努力の強化(A/71/306)

事務総長報告書

概要

本報告書は、総会決議 69/148 に応えて準備されたものである。産科フィステュラは、女性と女兒を垂れ流しの状態にし、家族と地域社会からしばしば汚名を着せられ、孤立させられる破壊的な出産傷害である。これは、ジェンダー不平等、人権の否定、妊産婦新生児ケアを含めた性と生殖に関する健康サービスへのアクセスの乏しさの赤裸々な結果であり、高い率の妊産婦死亡と罹病を示すものでもある。本報告書は、産科フィステュラをなくすために、世界・地域・国内レベルで国際社会によって払われた努力を概説するものである。本報告書は、妊産婦保健を改善し、保健の不平等を減らし、資金の程度と予見性を高めることにより、2030年までに「持続可能な開発目標」を達成し、誰も取り残さないことの不可欠の構成要素として、1世代のうちに産科フィステュラをなくすために、人権に基づいた取組みで、これら努力を強化するための勧告を提供するものである。

I. 序論

1. 本報告書は、決議の実施に関して、「女性の地位の向上」と題する項目の下で、第 71 回総会に報告書を提出するよう事務総長に要請している総会決議 69/148 に従って提出されるものである。
2. 性と生殖に関する健康サービスへのアクセスの欠如は、依然として、世界中で、出産年齢の女性の病氣と死亡の主要な原因の中にある⁵⁰。あまりにも多くの女性が、保健ケアへのアクセスの権利に課される制限、望まない妊娠、妊産婦死亡と障害、HIV を含めた性感染症、子宮頸がんで不相応に苦しんでいる。女性と女兒を教育し、エンパワーすることは、その福利にとって極めて重要であり、妊産婦保健の改善と産科フィステュラ防止の基本である。世界中のすべての女性と女兒、特に最も貧しく最も脆弱な女性と女兒に、性と生殖に関する健康サービスを含めた保健ケアへの適切なアクセスがあることを保障するために、追加の手段が緊急に取られなければならない。女性に否定的影響を及ぼす経済的・社会的文化的要因は、男性と男児を教育し、地域社会のかかわりを奨励することを通して対処されなければならない。

II. 背景

3. 産科フィステュラをなくすこととは、妊産婦死亡と罹病を減らし、妊産婦新生児保健を改善する基本である。緊急の帝王切開への時宜を得たアクセスなく、長引く難産で苦しんでいる女性と女兒は、産科フィステュラになる高い危険にさらされている。産科フィステュラは、ひどい妊産婦罹病であり、赤裸々な不公正の例である。フィステュラは、文字通り多くの国々で無くなってきているが、世界中で保健サービスにアクセスのない多くの貧しい女性と女兒を苦しめ続けている。フィステュラをなくすために、包括的な緊急産科ケアへのアクセスを提供し、フィステュラの症例を治療し、底辺にある保健・社会経済的・文化的・人権の側面に対処する国の能力を規模拡大することが必要である。国々は、性と生殖に関する健康サービスへの普遍的アクセスを保障し、ジェンダーに基づく社会経済的不公平に対処し、子ども結婚と早期出産を防止し、特に女性のための普遍的教育を推進して性とジェンダーに基づく暴力を撤廃し、女性と女兒の人権を推進・保護しなければならない。
4. 産科フィステュラは、女性とその子どもに壊滅的な保健上のインパクトを与える。もし治療されずに放っておかれると、重大な医療的・心理的・社会的結果を伴う破壊的な、生涯にわたる罹病に繋がるこ

⁵⁰ 世界保健機関(WHO)、「女性の健康」、ファクト・シート第 334 号(2013 年 9 月に更新)。www.who.int/mediacentre/factsheets/fs334/en/より閲覧可能。

ともある。フィステュラにかかった女性の約 90%が、死産であることを証拠が示している⁵¹。フィステュラにかかっている女性は、垂れ流しのままにされるだけでなく、神経異常、整形外科的傷害、膀胱感染、肝臓障害及び不妊症も経験するかも知れない。絶え間ない漏れからくる臭いが、その原因についての思い違いと相俟って、しばしば、汚名と排斥という結果となる。フィステュラにかかっている多くの女性は、夫や家族から捨てられている。彼女たちは所得や支援を確保することが難しく、そのために貧困が深まる。その孤立が精神衛生に悪影響を及ぼすかも知れず、鬱病、低い自尊心及び自殺という結果にさえなる。

5. 産科フィステュラを予防するには、貧困、周縁化、ジェンダー不平等と社会文化的不平等、特に女兒にとっては教育への障害、子ども結婚及び思春期の妊娠を含め、妊産婦死亡と罹病の根本原因に対処することが必要である。保健ケアの費用は、特に併発症が起きた場合には、貧しい家族にとって途方もない、壊滅的なものであることもある。これら要因が、(a)ケアを求める際の遅れ、(b)保健ケア施設に到着する際の遅れ、(c)一旦施設に到着したら、適切で質の高いケアを受ける際の遅れという保健ケアへの女性のアクセスを妨げる 3つのカテゴリーの遅れを助長する⁵²。従って、産科フィステュラをなくすための持続可能な解決策には、機能する強化された保健制度、十分に訓練を受けた保健専門家、基本薬と設備へのアクセスとその供給及び質の高い性と生殖に関する健康サービスへの公正なアクセスが必要である。

6. フィステュラを含めた妊産婦死亡と罹病を減らす 3つの最も費用対効果の高い介入は、(a)質の高い緊急産科・新生児ケアへの時宜を得たアクセス、(b)出生時に助産師スキルを持つ訓練を受けた保健専門家の存在、(c)家族計画への普遍的アクセスである。

7. 出産中に問題を経験し、適切で時宜を得た医療ケアを受けていない女性と女兒は、産科フィステュラになる危険にさらされている。妊娠と出産の併発症は、多くの低・中所得国で 15 歳から 19 歳までの女兒の間の死亡の主要原因である⁵³、⁵⁴。さらに、現在の割合では、低・中所得国(中国を除く)の約 3 名の女兒中 1 人は 18 歳前に結婚するであろう⁵⁵。学校に通っている者も通っていない者も、すべての思春期の女兒と男児は、自分の福利を守るために、性と生殖に関する健康に関連するサービスを含め、保健サービスへのアクセスを必要としている。

8. 産科フィステュラのほとんどの症例は、外科手術を通して治療でき、その後では女性と女兒は、適切な心理的・医療的・経済的支援を得て、その地域社会に再統合されることができる。しかし、フィステュラ治療には、途方もない満たされないニーズがある。現在、保健ケア施設で、必要なスキルを持った保健ケア専門家と基本的な設備と医療器具の欠如のために、質の高いフィステュラ手術を提供できる場所はほとんどない。サービスが利用できる時でも、多くの女性はそれに気づいていないかまたは交通費のような障害のために、その余裕がないかまたはそれらにアクセスできない。悲しいことに、現在行われている外科手術の割合では、フィステュラを抱えているほとんどの女性と女兒は治療を受けずに死んでいくであろう。

III. 国際・地域・国内レベルで行われたイニシャティヴ

A. 主要な国際イニシャティヴ

9. 2007 年に、第 62 回総会は、産科フィステュラを初めて女性の主要な健康問題として認め、多数の加盟国が提案国となって、産科フィステュラをなくす努力支援に関する決議 62/138 を採択した。続いて、

⁵¹ Saifuddin Ahmed, Erin Anastasi 及び Laura Laski、「悲劇の二重の重荷：死産と産科フィステュラ」、*ランセット世界保健*、第 4 巻、第 2 号(2016 年 2 月)、e80-e82。

⁵² Screen Thaddeus 及び Deborah Maine、「歩いていくには遠すぎる：状況による妊産婦死亡」、*社会科学と医学*、第 38 巻、第 8 号(1994 年 4 月)、1091-1110 頁。

⁵³ 2000 年から 2012 年までの期間の WHO 保健推定から、詳細は、<http://apps.who.int/gho/data/view.wrapper.MortSdov?lang=en> より閲覧可能。

⁵⁴ 30 歳以上の女性も、併発症を発生し、出産中に亡くなる高い危険にさらされていることを証拠が示している。

⁵⁵ 国連人口基金(UNFPA)、*あまりにも幼い結婚：子ども結婚をなくす*(ニューヨーク、2012 年)。

2010年、2012年及び2014年に、第65回・67回・69回総会は、産科フィステュラ撤廃のための努力に新たに重点を置いて、これを強化することを要請する決議65/188、67/147、69/148を採択した。それぞれの決議で、各国は、すべての女性と女兒の権利を推進・保護し、世界的な「フィステュラをなくすキャンペーン」を含め、フィステュラをなくす努力に貢献する責務を再確認した。

10. 2015年9月に、世界の指導者たちは、ニューヨークの国連に集まり、貧困根絶、ジェンダー平等の達成及びすべての人々のための保健と福利を達成することに関する一連の世界目標を採択した。「持続可能な開発2030アジェンダ」に概説されているこの大胆で新しい普遍的アジェンダは、その決議70/1で総会によって採択された。17の「持続可能な開発目標」は、「ミレニアム開発目標」の成功に基づき、妊産婦保健の改善に関する「ミレニアム開発目標」の「目標5」を含め、実現されていない目標を達成するという公約を概説している。「持続可能な開発目標」の完全で効果的な実施と達成は、産科フィステュラをなくすことにとっての基本である。

11. 1994年にカイロで採択された「国際人口開発会議行動計画」とこの見直し会議の成果文書の中で、妊産婦保健は、性と生殖に関する健康と権利の重要な構成要素として認められた。2014年以降の「国際人口開発会議行動計画」のフォローアップのための行動の枠組に関する報告書の中で、事務総長は、産科フィステュラが、「女性と女兒の性と生殖に関する健康を保護する国際社会としての失敗の顔を表している」ことを強調した(A/69/62、パラ384を参照)。1995年に北京で開催された第4回世界女性会議で、女性の性と生殖に関する健康を含めた女性の保健を改善する世界的努力の呼び掛けと共に、「行動綱領」が採択された。第59回女性の地位委員会で採択された政治宣言の中で、女性の健康の重要性が、「北京宣言と行動綱領」の実施の見直しと評価の一部として、さらに強調された(E/2015/27、第I章、セクションC、決議59/1、付録を参照)。

12. 2015年に、「女性と子どもの保健のための世界戦略」は変革のための巨大な可能性を解き明かして、「持続可能な開発2030アジェンダ」の核心に女性、子ども、思春期の若者を保つことを目的とするより包括的な取組みを取るために改訂された。「女性・子ども・思春期の若者のための世界戦略」は⁵⁶、あらゆる年齢で、身体的精神的・社会的に最高の水準の健康と福利を達成するためのライフ・コースの取組みを取っている。これは、予防できる妊産婦・新生児死亡をなくし、世界の妊産婦死亡を出生10万につき70名より少ない率に減らし(「目標3」、ターゲット3.1)、「持続可能な開発目標」を実施する際に各国を支援することを目的としている。第69回世界保健大会で、加盟国は、これを推し進める活動計画と共に戦略にコミットするよう勧められた(2016年5月28日の世界保健大会決議69.2を参照)。この決議は、国のリーダーシップを強調し、国の進歩の監視とデータを収集し、分析し、利用する能力の強化を通して、説明責任を強化する必要性を強調した。これは、証拠に基づく保健資金調達戦略の開発、保健制度の強化、様々なセクターにわたって広範な行為者とのパートナーシップを築くことの重要性を強調した。

13. 2015年5月26日に、第68回世界保健大会は、産科フィステュラの防止と治療を含め、万人のための緊急手術・基本手術へのアクセスを要請しているユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジの構成要素としての緊急の基本的外科ケアと麻酔薬の強化に関する決議68.15を満場一致で採択した。

14. 2016年の「産科フィステュラをなくすための国際デー」記念の一部として、事務総長は、一世代のうちにフィステュラをなくすことを呼びかけた。この呼びかけは、2016年5月16日から19日までコペンハーゲンで開催された第4回世界「ウィメン・デリヴァー会議」中に、世界レベルで発表された。

B. 主要な地域イニシャティヴ

15. 妊産婦・新生児死亡をなくすことに向けた進歩を促進するために、各国政府が保健制度を強化し、妊娠・出産・産後期の熟練した介添を計画し、支援を動員する手助けをするために、道程表が確立された。国連とパートナーからの支援で、43のアフリカ諸国は、先ず妊産婦死亡の削減を促進するための道程表

⁵⁶ www.everywomeneverychild.org/global-sgrategy-2 より閲覧可能。

を開発し、妊産婦、新生児及び子どもの保健をその貧困削減戦略と保健計画に含めた。これら国々の中で、35カ国が、地方レベルで妊産婦・新生児保健のための活動計画を開発した⁵⁷。

16. 2015年に、「性と生殖に関する健康と権利に関する大陸政策枠組機構のためのマプト行動計画」(2007-2010年)が行われた。「行動計画」は、保健セクターをさらに強化し、資金の配分を増額することを要請した。「行動計画」を実施する際にある程度の進歩が遂げられてきたが、相当する資金の配分は、依然として大変に限られており、性と生殖に関する健康サービスに割り当てられた資金を有する国はほんの僅かしかない。その結果、重要な大陸政策枠組のうちの2つが2016年から2030年までをカバーし、産科フィステュラに関するものを含め、性と生殖に関する健康に対処するための延長を求めて折衝されている。

17. アフリカの妊産婦死亡の促進された削減に関するキャンペーン」は、「マプト行動計画」の強化された実施を促進している。国連人口基金(UNFPA)、国連子ども基金(ユニセフ)、世界保健機関(WHO)、ドナー及び市民社会団体は、国内・地域レベルで、このキャンペーンに対する支援を提供している。数多くの戦略政策対話とアドヴォカシー活動が、その開始以来行われてきた。アフリカのほとんどすべての国々が、国内レベルで「キャンペーン」を開始してきた。2015年に、UNFPAと西アフリカ諸国経済共同体のジェンダー開発センターは、産科フィステュラをなくす5カ年行動計画を開発する際に、15カ国を支援した。

18. 西アフリカで、妊産婦・新生児死亡と罹病を削減し、助産術を強化し、助産師の利用可能性を高める目的で、「Sahel女性のエンパワーメント・開発配当プロジェクト」が、ブルキナファソ、チャド、コートジボワール、マリ、モーリタニア及びニジェール政府によって、UNFPAと世界銀行からの支援を得て、2015年に開始された。

19. 東部・南部アフリカは、妊産婦死亡率を1990年の出生10万に対し918名から2015年には出生10万に対して407名と56%削減した。さらなる改善が、エリトリア、エチオピア、モザンビーク及びウガンダで観察された。エリトリア、エチオピア及びウガンダは、フィステュラに対処するための最も確立されたプログラムを有するアフリカ諸国の中にあり、来る数年間で、フィステュラをなくすための国内戦略と行動計画を有している。

20. ジブティ、ソマリア、スーダン及びイエメンでは、フィステュラは、緊急産科ケアへのアクセスの欠如のために、紛争の悪影響を受けた地域で最も広がっているため、人道プログラムを通して、開発プログラムを通して対処されている。イエメンでの継続する紛争の結果として、フィステュラに対処するプログラムは、難民がジブティに逃れている状態で、中止しなければならなかった。これに 대응して、UNFPAは、パートナーと共に、フィステュラを予防するために、緊急産科ケアと新生児ケア・サービスをジブティの北部地域の地方の病院へ分権化するプロジェクトを開始した。帝王切開が、初めて首都の外の農山漁村地域で行われつつある。さらに、一般の施術師が、現在、帝王切開を含め、緊急産科ケアと新生児ケアを行うために訓練されつつある。

21. アジア太平洋地域では、産科フィステュラは、農山漁村地域で保健・社会サービスの提供に大きな格差が根強く続いている特にアフガニスタン、バングラデシュ、ネパール、及びパキスタンの女兒と女性にとって、罹病、苦しみ、社会的孤立の重要な原因であり続けている。多様なパートナーが、フィステュラをなくすための国に特化したキャンペーンを開始してきた。アフガニスタンでは、地域社会の意識を高め、フィステュラの外科的管理のためのマニュアルを開発することに重点があり、パキスタンは、助産師ケアを支持し、家族計画へのアクセスを高め、フィステュラ外科医を訓練する多様なレベルの努力を開始してきた。リファーマル・センターとして役立つフィステュラ手術優秀センターが、バングラデシュとネパールに設立され、一方助産師教育が強化されつつある。ネパールでは、フィステュラ・ケアへの政府の介入が、UNFPA、ジョンズ・ホプキンス国際産婦人科教育プログラム及び女性リハビリテーション・センターによって支援されている。

⁵⁷ Triphonie Nkorunziza 他、「アフリカにおける妊産婦・新生児保健に関連する「ミレニアム開発目標」の達成を促進するための道程表に関する進捗報告書」、アフリカ保健モニター、第18号(WHOアフリカ地域事務所、2013年11月)。

22. ラテンアメリカ・カリブ海では、ハイティが、最近、国内のフィステュラの問題をよりよく理解し、対処する行動を取った。2016年に、ハイティ政府と UNFPA は、ハイティ泌尿器科学協会、ハイティ産婦人科医協会、ハイティ助産師協会、Institut National Supérieur de Formation de Sages-femmes を含めた専門家のパネルで、「国際産科フィステュラ撲滅デー」を記念し、フィステュラをなくすための国内計画を策定するという公約となった。

23. 南南協力は、産科フィステュラをなくすための戦略の基本的な部分である。国の能力と持続可能性を築き、フランス語圏諸国とポルトガル語圏諸国(母国語で技術支援を確保するために時にはもがいている)でのフィステュラ治療へのアクセスを高めるために、チャド、モザンビーク、セネガルからの専門のフィステュラ外科医が、アンゴラ、ブルキナファソ及びギニアビサウを含めた国々で、近年、訓練と治療を支援してきた。チャド、ニジェール及びトーゴを含めたアフリカ諸国の中には、2015年10月にバマコで開催されたフランス語圏アフリカの助産師協会連盟の第1回会議への国の助産師協会のメンバーの参加を支援したところもある。

C. 主要な国内イニシャティヴ

24. 国々は、妊産婦死亡と罹病を減少させる際に進歩を遂げている。世界の妊産婦死亡率は、1990年から2015年までで44%減少し、妊産婦死亡数は、同期間に年間532,000から303,000にまで減った⁵⁸。妊産婦死亡と罹病の減少と性と生殖に関する健康の改善において目覚ましい進歩が遂げられたにもかかわらず、主要な課題が依然として対処されるべく残っているし、また対処されなければならない。

25. 性と生殖に関する健康の改善は、国主体の国が牽引するプロセスでなければならない。国々は、国際社会によって提供される追加の技術的・財政的支援と共に、保健への国の予算のさらに大きな割合を配分する必要がある。現在、UNFPAによって収集されつつあるデータによれば、フィステュラの悪影響を受けている少なくとも15カ国が産科フィステュラをなくすための国内戦略を有しており、そのうちの9カ国が、時間制限のある活動計画のコストを計算している。さらに、少なくとも28カ国が、パートナー活動のための国内の調整メカニズムとして役立つ国内産科フィステュラ・タスク・フォースを有している。

26. 国々の中には、意識を啓発し、治療へのアクセスを高める革新的取組みを用いているところもある。電話ホットラインが、ブルンディ(国境なき医師団とのパートナーシップで)、カンボディア、ケニア、マラウィ及びシエラレオネで遠隔地域で暮らしている女性を医療ケアにつなげるために携帯電話を利用して、フィステュラ治療について継続して情報を提供している。タンザニア連合共和国では、2009年に設立されたM-PESAとして知られている携帯電話を基盤とした送金少額金融サービスが、継続して貧しいフィステュラ患者がフィステュラ手術にアクセスできるように、その前払いの交通費をカバーしている。この制度は、マラウィとシエラレオネのフィステュラからの自由財団が後援する制度と共に、手術前後の無料の宿泊と食事も提供しており、これによってフィステュラ治療へのアクセスに対する主な障害に対処している。マラウィでは、フィステュラに対する地域社会の意識を高める訓練を受けた元患者であるフィステュラ大使が、今では、治療のためのリロングェにあるフィステュラ・ケア・センターに新しい患者を案内し、どのようにフィステュラを予防し、ケアにアクセスするかについて農山漁村の地域社会に話をする患者募集者も務めている。患者の結果を追跡し、外科的慣行を改善するための改善されたデータ収集のための多くのイニシャティヴが進行中である。

27. 継続中の人道状況にかかわらず、2015年にソマリアの3つの地帯すべてで、フィステュラ・タスク・フォースが設立され、家族計画、妊婦待機ホームを含めた出産・出産後のケアを通じたフィステュラの予防と治療に対処し、メディアと「アフリカ妊産婦死亡削減促進キャンペーン」の親善大使を通して、救急車と意識啓発キャンペーンを提供している。UNFPAの支援で、強化されたサービス提供が、出産時の熟練した介添の割合を高め、助産師教育と要員政策を改善し、助産師協会の強化に寄与した。

⁵⁸ 妊産婦死亡の傾向: 1990年から2015年。WHO、ユニセフ、UNFPA、世界銀行グループ及び国連人口部による推計(ジュネーブ、世界保健機関、2015年)。

28. 2015年に、バングラデシュは、EngenderHealthとUNFPAとの協働で、国内でフィステュラと取り組む多様な取組みに関する経費を割り出した計画を含むフィステュラ対策戦略を普及した。政府は、2016年に助産師の地位を専門職として認め、現在出産の僅か42%にしか熟練した助産師がいないので、3,000の助産師の地位の創設を発表した。現在まで、10の医学校がフィステュラ修復サーヴスを提供する際に支援されており、一方複雑な症例は、国立フィステュラ・センターに移送されている。国レベルで、約250名の医師と280名の看護師が、手術とフィステュラ管理に関して訓練されており、5,000名の患者が、フィステュラ修復手術を受けてきた。2016年には、バングラデシュは、産科フィステュラの国内の広がりやを推定することが含まれる妊産婦死亡と罹病の国内調査を行うことを計画している。

29. 2015年に、トーゴ政府、UNFPA及び市民社会パートナーは、フィステュラ・サヴァイヴァーのための社会経済再統合を開始した。自分のフィステュラを修復する手術に続いて、女性たちは自分が選んだ職業に向けて訓練と立ち上げ資金を申し出られた。チャドでの同様の更生プログラムは、2007年以来、2,000名の女性を支援している。このプログラムは、保健ケア・ワーカーと助産師も教育し、産科フィステュラは、十代で出産することに関連する大きな危険であるというメッセージを広げるためにメディアを利用している。

30. 「喜びの癒しの手」は、エチオピアで、フィステュラ治療を受けた女性のための安全な母性大使訓練と再統合プログラムを行っている。2015年に、この団体は、Mekelleで以前に設立されたセンターに加えて、Bahir DarとHawassaで2つの新しいセンターを開設した。これらセンターは、2010年から2015年の間に524名の大使を訓練し、代わって大使たちが推定13,720名の妊婦を教育し、12,171件の安全な施設での出産に寄与し、この期間に80件のフィステュラを明らかにした。大使たちは、所得創出活動を支援するために、フィステュラ・サヴァイヴァーに115件の少額ローンも提供している。この団体は、サヴァイヴァーのためのフィステュラ予防、治療、サポートのあらゆる側面を確保するために、Hamlinフィステュラ・エチオピアとPathfinderインターナショナルとパートナーを組んでいる。

31. スーダンでは、国内保健セクター戦略が、保健ケア施設を格上げし、設備を整え、助産師や保健ケア提供者を訓練し、難産のためのリファーマル制度を支援し、農山漁村地域の医師をハートゥームの国立フィステュラ・センターで訓練することにより、緊急産科ケアと新生児ケアの提供を強化してきた。連邦保健省は、フィステュラ国内作業計画を実施し、スーダンでフィステュラ外科医協会を設立することを含め、資金を動員するために、保健省のリーダーシップの下で、国内フィステュラ・タスク・フォースを設立することに合意している。

32. 2015年に、パキスタンは、無料のフィステュラ修復手術を提供するために、1つの国立フィステュラ・センターと6つの地域フィステュラ・センターの設立を含め、産科フィステュラをなくすキャンペーンを開始した。4,300名以上のフィステュラ患者がフィステュラ修復手術を受け、600名の女性と女児がリハビリを受けてきた。7名の外科医が外科技術の訓練を受け、一方、さらに約650名の医師がフィステュラ防止と管理に関する訓練を受けてきた。国の助産師学位プログラムは、国際助産師連合とWHOの権限に基づくカリキュラムで、2013年に導入された。さらに政府は、現代の避妊法へのさらなるアクセスと利用を可能にし、妊娠の健全な時期と間隔を提唱するため、女性保健ケア・ワーカーの家族計画の役割を再活性化している。

33. 悲劇的なことに、エボラ出血熱の勃発が、悪影響を受けた国々で、妊産婦と新生児の生存と健康を脅かし悪化させた。しかし、2014年と2015年にエボラの悪影響を受けた国々は、産科フィステュラを予防し、修復する作業を継続するかなりの努力を払った。リベリアは、その資金と活動の多くをこの勃発に直接対応することにつなげ、定期的活動の中には中止に追い込まれたものもあった。しかし、ゾンタ・インターナショナルとUNFPAを含めた団体の支援を得て、フィステュラ・サヴァイヴァーへのサーヴイスの中には、継続して提供されたものもあった。シエラレオネでは、アバディーン女性センターで妊産婦ケアは継続したが、フィステュラ手術は一時停止されたが、一旦国が、エボラがなくなると宣言した直後に再開された。

IV. 国際社会が取った行動: 遂げられた進歩と行く手にある大きな課題

A. 妊産婦・新生児保健を達成し、産科フィステュラをなくすための予防戦略と介入

34. 2003年に、UNFPAとパートナーは、先進工業国と同じように開発途上国においてフィステュラを珍しいものにするという目的で、世界的な「フィステュラをなくすキャンペーン」を開始した。UNFPAは、「フィステュラをなくすキャンペーン」の主要な意思決定機関である国際産科フィステュラ作業部会の事務局を務めている。「キャンペーン」は、①予防、②治療、③社会再統合という3つの重要な戦略に重点を置いている。「キャンペーン」は、アフリカ、アジア、アラブ地域及びラテンアメリカの50カ国以上で活動しており、世界レベルで90以上のパートナー団体、国内・地域・地域社会レベルではさらに何百もの団体をまとめている。「キャンペーン」の開始以来、UNFPAは、70,000件以上のフィステュラ修復を直接支援し、EngenderHealth、フィステュラ財団、フィステュラからの自由財団及び女性と健康同盟インターナショナルのようなパートナーは、さらに何千ものフィステュラ修復を支援してきた⁵⁹。

35. 助産師は、質の高い熟練した出産ケアを提供し、女性の出産が長引くときまたは分娩異常のときを明らかにし、必要に応じて緊急産科ケアに移送したりすることにより、妊産婦と新生児の命を救い、産科フィステュラを含めた罹病を防ぐ際に重要な役割を果たしている。適切な訓練を受け、支援され、最も必要とされる地域に公正に配置されたとき、助産師は、女性と新生児が必要とする基本的ケアの87%を提供でき、これが妊産婦・新生児死亡を3分の2減らす可能性がある⁶⁰。資金の少ない場での助産師強化を支援する世界イニシアティブには、フィステュラの主要原因である長引く分娩異常の管理に関する助産師のためのモジュールを含めた革新的なマルチメディアe-学習モジュールを通して助産師訓練の質を改善するインテル社、産婦人科国際教育ジョーンズ・ホプキンズ・プログラム、UNFPA及びWHOが含まれる。2015年に、スウェーデン政府は、助産師に関するより幅広いいかかわりのためのオンライン・プラットフォームとネットワーク・メカニズムを提供する革新的なコミュニケーション技術主導の取り組みを利用する「万人のための助産師」というタイトルの下でのキャンペーンを開始した⁶¹。

36. 国々の中には、利用者料金を廃止したケニアとシエラレオネを含め、妊産婦保健ケアへの財政的障害を減らす政策を実施しているところもある。普遍的で、アクセスでき、質の高い保健ケアは、先進国で参加フィステュラをなくす手助けをしてきており、「すべての新生児: 予防できる死亡をなくすための行動計画」⁶²として知られているWHO、ユニセフ及びパートナー主導の行動計画は、革新、説明責任とデータを伴った質の高い普遍的カヴァレッジ、リーダーシップ、ガバナンス及び資金提供、世界及び国内の目標、ターゲット及び道程表(2014年から2035年まで)の見直しを要請している。そのような戦略は、新生児の健康に対処するだけでなく、予防できる妊産婦死亡とフィステュラを含めた罹病をなくす手助けもする。

37. H6パートナーシップ⁶³(以前はH4+パートナーシップとして知られていた)は、調和した対応を通して、低所得・高重荷国で妊産婦・新生児保健のために集团的・協働的支援を提供する国連機関のグループである。この「パートナーシップ」は、「女性・子供・思春期の若者の保健のための世界戦略」(2016-2030年)のために国々の政治的公約を動員し、性と生殖、妊産婦、新生児、子ども、思春期の若者の保健政策・戦略・計画及び投資事例を開発し、実施し、監視するための証拠に基づく技術支援を提供し、優先事項に関してパートナーを緊密に協力させ、関連性を支援し、部門にわたって調整を育成する国主導の努力を支援している。このパートナーシップには、継続してより幅広い国の保健戦略に統合されることになるフィステュラ予防・治療活動に対する支援が含まれる。

38. 家族計画への普遍的アクセスは、女性の命を救い、望まない妊娠を防止し、人工妊娠中絶の数を減らし、自分の健康と赤ん坊の健康を最大限利用するために妊娠の時期と間隔を空け、産科フィステュラを

⁵⁹ 詳細は、www.endfistula.org/より閲覧可能。

⁶⁰ 2014年世界の助産師の状態: 普遍的経路。健康への女性の権利(国連出版物、販売番号E.14.III.H.2)。

⁶¹ 詳細は、<http://midwives4all.org>より閲覧できる。

⁶² WHO及びユニセフ、「すべての新生児: 予防できる死亡をなくすための行動計画」、(ジュネーブ、世界保健機関、2014年)。

⁶³ 2016年に、H6は、国連エイズ合同計画(UNAIDS)、UNFPA、ユニセフ、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの他の国連機関(国連ウィメン)、世界銀行及びWHOより成っている。

含めた妊娠と出産の併発症に関連する死亡と障害の発生を減らすことに寄与する。家族計画は、フィステュラ・サヴァイヴァーのその後の妊娠でフィステュラ再発の危険を減らすことにも寄与するかも知れない。「UNFPA 支給品」(以前は「性と生殖に関する健康品の保障を高める世界プログラム」として知られていた)は、家族計画のための最大の世界プログラムである。これは、避妊具の安定した支給を確保するための予見できる資金を提供し、国々がより強力な保健制度を築き、妊産婦保健のために質の高い避妊具と救命薬へのアクセスを拡大する手助けをする。2008年にこのプログラムが国々を支援し始めて以来、1,000,000件近くの妊産婦・新生児・子どもの死亡: 14万件の妊産婦死亡及び83万件の新生児と子どもの死亡が、このプログラムを通して提供された避妊具によって避けられたと推定されている⁶⁴。

39. フィステュラを抱えて暮らしている女性またはフィステュラから回復しつつある女性は、しばしば「目に見えず」、無視され、汚名を着せられている。フィステュラにかかっているほとんどの女性と女兒は、治療を受けることもなく死んでいき、フィステュラが外科的に治療されたが、医療的フォローアップをほとんどまたは全く受けず、再び妊娠する女性にこの条件が再発することもある。総会決議 68/148で要請されているように、フィステュラの悪影響を受けている各国政府は、産科フィステュラを即座の通報と追跡とフォローアップの引き金となる国内的に通告できる条件に指定するべきである。産科フィステュラにかかっているまたは罹ったことのあるそれぞれの女性と女兒の地域社会及び施設レベルでの組織的な登録と追跡メカニズムを開発し、強化し、国の登録にそれら症例を記録する必要がある。このような行動は、フィステュラの再発を防止し、続く妊娠において、母親と赤ん坊の生存と福利を確保することができる。

40. 産科フィステュラと妊産婦・新生児死亡と障害を予防するためには、意識を啓発し、地域社会の意識を高めて動員することが重要な戦略である。フィステュラ・サヴァイヴァーは、この努力においてカギとなる提唱者である。例えば、エチオピアの「喜びの癒しの手」、ケニアの「一人ずつ」、マラウィの「フィステュラからの自由財団」、ナイジェリアの「フィステュラ財団」及びウガンダの「開発のための女性のリハビリテーション・再教育協会」のような団体は、女性、家族、地域社会を出生前ケアと安全な出産について教育し、治療のためにフィステュラ・サヴァイヴァーを明らかにして移送し、それによって孤立と苦しみのサイクルを断ちきる安全な母性大使として、元フィステュラ患者を訓練している。これら団体は、女性とその家族に生活と生計を再建し、その尊厳と働きを立ち直らせる識字、生活技術、マイクロローン・プログラムのような活動を通してフィステュラ・サヴァイヴァーを再統合させる手助けもしている。

B. 治療戦略と介入

41. 困っている女性と女兒のためのフィステュラ治療へのアクセスを高めるために世界的な進歩が遂げられつつあるが、まだまだ不十分である。2015年に、13,000件以上のフィステュラ手術がUNFPAによって直接支援され、これは、2013年の10,000件の手術からのかなりの増加である。フィステュラの悪影響を受けている国々の中には、2013年の245件から2015年の829件にまで手術数の増加を報告したマダガスカルを含め、近年行われた手術数を増加させたところもある。それでも、手術を必要としている人々で、実際に手術を受けた者はほんの僅かである。国際産婦人科連盟、産科フィステュラ手術国際協会及びフィステュラ財団は、世界的な治療能力を拡大するために、能力に基づくフィステュラ手術訓練プログラムを継続して実施している。質の高い治療サービスと訓練を受けた有能なフィステュラ外科医の数の劇的で持続可能な規模拡大が必要とされる。フィステュラ外科修復の満たされていない必要性に対処することは、持続可能な開発アジェンダの高い優先順位になければならない。

42. 国際産科フィステュラ外科医協会とUNFPAは、フィステュラ修復手術を行うために必要な支給品が入っているフィステュラ修復キットを開発し、これによって質の高いフィステュラ治療とケアへの高められたアクセスを推進した。ジョンソン&ジョンソンとのパートナーシップを通して、質の高い縫合術が2015年にキットに統合され、これが個々のキットの価格を30%も削減した。2015年に、UNFPAは、保健ケア施設での使用のために550以上のキットを調達した。

⁶⁴ www.unfpa.org/unfpa-supplies を参照。

43. EngenderHealth に指導され、米国国際開発機関によって支援された「フィステュラ・ケア・プラス・プロジェクト」として知られているプロジェクトが、フィステュラ・サービスへのアクセスを拡大し、フィステュラをなくすための証拠基盤を築いている。2005年から2016年3月までで、EngenderHealth は、33,400以上の外科的フィステュラ修復を支援した。持続可能なフィステュラ修復能力を築くために、33名のフィステュラ外科医を含めた臨床フィステュラ・ケアの1,700名以上の保健施設職員が、このプロジェクトを通して訓練を受けてきた。このプロジェクトは、40以上の各国政府によって採用されてきたプラットフォームである保健管理情報システムを利用するフィステュラ・プログラム・データを監視し、管理するための世界的データベースも築いてきた⁶⁵。さらにWHOとEngenderHealthは、保健制度とフィステュラ患者の全体的な健康と福利のための手術後の回復の効率と費用対効果を改善する調査を行う際に協働した⁶⁶。

44. フィステュラの治療が可能であり、利用できるものであるという意識の欠如とその治療にアクセスする費用の高さが、フィステュラに罹っている女性と女兒のケアに対する大きな障害となっている。国々は、戦略的に選ばれた病院での、継続して利用できる統合されたフィステュラ・サービスの提供を含め、必要としているすべての人々にフィステュラ・サービスをアクセスできるものにするあらゆる努力を払い、フィステュラ・サヴァイヴァーの完全に切れ目のない包括的ケアと治療・リハビリテーション・重要なフォローアップに対する支援を提供するべきである。

C. 再統合戦略と介入

45. 産科フィステュラから完全に回復し癒えるためには、医療的または外科的治療のみならず、サヴァイヴァーの心理社会的・社会経済的ニーズに対処する取組みも必要である。フィステュラ患者のフォローアップは、ケアの連続における主要なギャップである。悲しいことに、フィステュラ患者のごくわずかし、圧倒的ニーズにもかかわらず、ほとんどの場合、再統合サービスを提供していない。フィステュラの悪影響を受けているすべての国々が、再統合サービスへのアクセスを確保するためのこの指標を追跡するべきであり、国々の中には、この領域での進歩をすでに追跡しているところもある。症例が手術できないまたは直せないとみなされている女性と女兒の集中社会再統合も、このグループの女性は、継続する社会的課題に耐えていることが知られているので、依然として大きなギャップである。所得創出、教育、生殖能力と家族計画に関する情報のための支援は、フィステュラに罹っている女性のための医療上・心理社会的サービスと共にすべて必要とされる。

46. 再統合サービスは、必要とされる限り包括的で、継続し、利用できるものでなければならない。これには、最初の接触点から退院後に至るまで、汚名と差別をなくすための地域の意識啓発と結びついた健康教育、家族計画、所得創出活動を含め、治療と回復のすべての段階を通じたカウンセリングとフォローアップが含まれるべきである。ケニアとタンザニア連合共和国における多様な最近の調査は、特にフィステュラ患者が垂れ流しになっているならば、彼女たちの再統合における心理的支援の必要性を示している。フィステュラ患者を所得創出活動につなげることは、大変に必要とされる生計、新たな社会的つながり及び目的感を提供する。例えば、マラウィで手術後に、所得を生み、彼女たちがセンターと連絡することができるようにもする方法として、太陽光発電の携帯電話充電器と共に家に帰されている。こういったこと及び同様のプログラムは、フィステュラ・サヴァイヴァーのためのサービス・パッケージの重要な構成要素として、社会再統合を強調している。

D. 調査、データ収集及び分析

47. フィステュラに関する確固とした包括的なデータを入手することは、特にフィステュラ・サヴァイヴァーの不可視性と世界・国内レベルでこの問題に向けられる優先権と資金の欠如を仮定すれば、依然として課題である。ますます多くの国々で、人口・保健調査に含めるための標準フィステュラ・モジュールの開発と適用を含め、データの利用可能性を改善する際に進歩が遂げられてきた。さらに、「世界フィステュラ地図」が更新され、強化され、拡大されて、世界中のフィステュラ治療能力とギャップの全体

⁶⁵ 詳細は、www.dhis2.org/及び<http://fisutlacare.org/>より閲覧可能。

⁶⁶ Mark Barone 他、「単純な女性性器フィステュラ修復 7 日後対 14 日後の手術後の膀胱カテーテル挿入の内訳：無作為の管理されたオープン・ラベルの非劣性試験」*The Lancet*、第 386 巻、第 9988 号(2015 年 7 月)、56-62 頁。

像のスナップショットを提供している。2015年のフィステュラ利害関係者の国際産婦人科連盟会議中に、フィステュラの悪影響を受けている国々の外科手術センターが、証拠に基づく努力を通じた慣行の分かち合い、協働、改善ができるように、改善されたデータ収集ツールの呼び掛けがなされた。フィステュラの日常的調査と監視を、ささやかな独立した調査を通して行われる代わりに、国の保健制度に統合するようとの勧告が行われた⁶⁷。追加の提案は、地域社会と施設の取組みをデータ収集につなげることで、進歩を追跡し、出産後の訪問でフィステュラを診断し報告する保健提供者を訓練するために、手術の調査を継続することである。

48. 正確な数字は利用できるが、200万人を超える女性と女兒が、産科フィステュラを抱えて暮らしているものと推定されている⁶⁸。フィステュラに関する厳密なデータを入手するための費用対効果の高い方法に対する要請に応じて、「救われた命のツール」として知られているフィステュラの世界的重荷を推定するための新しいモデルが、フィステュラの発生と広がり世界的な国に特化した推定を生み出すためのモデルを試しているジョンズ・ホプキンス・ブルームバーグ公衆衛生校によって開発されている。このモデルは、世界的な前進の主要な手段とフィステュラをなくすことに向けた努力の企画・実施・監視を推進する重要なツールに寄与している。

49. 妊産婦・新生児死亡と罹病を防止する際の助産師の建設的で力強いインパクトの証拠は、2014年世界の助産師の状態⁶⁹とランセットの助産師シリーズの発表で、過去2年にわたってかなり強化された。ランセットの助産師シリーズ⁶⁹の中の、救われた命のツール⁷⁰は、78カ国でもし助産師が規模拡大されれば避けられた死亡を推計するために用いられた。妊産婦死亡と罹病に関連して最も低い指標を持つ国々のための家族計画を含めた妊産婦・新生児のための助産師介入のユニバーサル・カヴァレッジで、すべての妊産婦・胎児・新生児死亡の83%を予防することができた。ランセットの助産師シリーズのフランス語版は、国際助産師連合、UNFPA及びWHOによって、ジュネーブで2015年初めに合同で開始された。

50. 国々の中には、予防できる妊産婦死亡と罹病に対処するための枠組である妊産婦死亡調査と対応が、ますます推進され、制度化されているところもある。妊産婦死亡と重度の罹病のニアミス・ケースの見直し⁷¹、これが代わって妊産婦死亡と産科フィステュラを含めた罹病を予防することになるので、産科ケアの質を改善する際に極めて重要である⁷²。

51. 産科フィステュラの発生を予防するためには、緊急産科サービスを含めた質の高い保健ケアへの時宜を得たアクセスが最も重要である。この目的で、現在の程度のケアにアクセスし、質の高いケアへのアクセスを改善し、あらゆる地域での緊急サービスを規模拡大するために、企画、監視、アドヴォカシー及び資金の動員のために必要な証拠を提供することが極めて重要である。UNFPA、ユニセフ、WHO及びコロンビア大学の妊産婦死亡と障害を避けるプログラムは、妊産婦死亡と罹病の率が高い国々で、緊急産科・新生児ケアのニーズ評価を支援している。2015年までに、妊産婦死亡率が高い33カ国がそのような評価を完了または開始し、ほとんどの国々が、その調査の結果を行動計画に変えた。7カ国が、緊急産科・新生児ケアのシグナル機能と熟練したスタッフの利用可能性に関連して遂げられた進歩を監視している。

⁶⁷ Ozge Tuncalp 他、「産科フィステュラの発生と広がり測定する：取組み、ニーズ及び勧告」、世界保健機関ブレティン、第93号(2015年)、60-62頁。

⁶⁸ 詳細は、www.who.int/features/facfiles/obstertir_fistula/en/より閲覧可能。

⁶⁹ 詳細は、www.thelancet.com/series/midwiferyより閲覧可能。

⁷⁰ www.livessavedtool.org/を参照。

⁷¹ ニアミス見直しは、妊娠・出産中または妊娠中絶後の42時間以内に起きる併発症のために女性が死にかかっているとみなされる命を脅かす出来事の発生後に行われる。WHO、*重度の妊娠併発症のためのケアの質を評価する：WHOの妊産婦保健のためのニアミスの取組み*(ジュネーブ、2011年)を参照。

⁷² WHO 他、*妊産婦死亡調査と対応：技術ガイダンス：妊産婦死亡を予防する行動のための情報*(ジュネーブ、世界保健機関、2013年)。

E. アドヴォカシーと意識啓発

52. 過去2年にわたって、メディアで維持された存在、高められた国及び地域レベルでの協働及びパートナーとの強化された調整が、産科フィステュラに関連する強力なメッセージの発信とかなりのコミュニケーション活動を確保するために役立ってきた。世界中でこの状態についての意識を啓発するのみならず、強い影響を受けている地域で国々を動員する努力が払われた。この目的で、「黙って苦しむ…アジアにおける産科フィステュラ」と題するドキュメンタリーが2015年に開始された。このドキュメンタリーは、産科フィステュラをなくすためのUNFPAと「フィステュラをなくすためのキャンペーン」の作業に対する意識を高めている。

53. 2015年に、国連は、ジュネーブの世界保健大会で開催された特別行事で、「国際産科フィステュラをなくす日」(5月23日)を記念した。ジュネーブ国連事務所へのエチオピア、アイスランド、リベリアの代表部及びその他の団体とUNFPAが主催したこの行事は、「世界から地方へ…フィステュラをなくすことに向けた国のリーダーシップと戦略」という題であった。この行事には、フィステュラの影響を受けた国々が、フィステュラを撤廃するための費用を計算し、時間制限のある国内戦略を開発することの重要性に重点を置くパネル討論が含まれた。エチオピアとリベリアで開発された戦略が、国内レベルでこの問題を優先する例として共有された。さらに、この日は、「フィステュラをなくし、女性の尊厳を取り戻す」というテーマの下での世界中の「フィステュラをなくすキャンペーン」の国の当局とパートナーによるパラレル活動で記念された。多くの国々で、政治の指導者、有名人、保健専門家及び市民社会団体が、ラジオとテレビで、意識啓発、メディア・アウトリーチ及びフィステュラ・サヴァイヴァーからの証言を特集する行事に参加した。カギとなるメッセージは、フィステュラ予防、治療へのアクセス及び産科フィステュラをなくすための行動の強化を呼びかけた。

54. 2016年に、国際社会は、再び、フィステュラを根絶し、「持続可能な開発2030アジェンダ」を達成するための努力の強化を呼びかけて、「一世代のうちにフィステュラをなくす」というテーマの下で(パラ14を参照)、「国際フィステュラをなくす日」を記念した。

E. 財政支援を強化する世界的必要性

55. 国々が直面している主要な課題は、妊産婦保健を推進し、産科フィステュラに対処するための国の財政資金のレベルの不十分さである。この問題は、妊産婦・新生児保健に向けられる政府開発援助のレベルの低さによってさらに複雑化されている。「フィステュラをなくすためのキャンペーン」へ寄付は、ニーズを満たすには大変に不十分であり、近年、着実に減少してきている。緊急に努力を倍増することが、一世代のうちにフィステュラをなくすために、資金の動員を強化することによってフィステュラが無視された問題となることを防ぐために必要とされる。

56. 産科フィステュラをなくす努力は、より幅広い妊産婦保健に重点を置くイニシアティブに統合され、これによって支えられている。これらには、「どの女性もどの子どもも」イニシアティブと「女性と子どもと思春期の若者の保健のための世界戦略」、「H6パートナーシップ」、「妊産婦・新生児・子ども保健ムスコカ・イニシアティブ」、「妊産婦・新生児・子ども保健のためのパートナーシップ」及びUNFPAの「新生児と子ども保健、妊産婦保健テーマ別基金」が含まれる。

57. 2014年と2015年に、「フィステュラをなくすためのキャンペーン」の寄付には、アイスランド、ルクセンブルグ及びポーランドからの財政的公約、民間の個人、ゾンタ・インターナショナルのような慈善財団、ジョンソン&ジョンソン、トータル、ノーブル・エネルギー、ヴァージン・ユナイテッド、UNFCU財団、及びMTN財団を含めた私的企業からの財政公約が含まれていた。さらに、ジョンソン&ジョンソンのような民間セクターのパートナーは、産科フィステュラの予防と出産中の女性の医療サービスへのアクセスを保障する重要な構成要素である助産師と熟練した出産介添えの提供のための資金を提供した。

58. フィステュラの予防と治療のための財政寄付と戦略活動は、これまでのところ建設的結果を生んではいたが、世界中でフィステュラをなくすためには、はるかに多くのことが必要とされる。例えば、毎年行われるフィステュラ外科修復の数は、既存及び新規の症例の推定される数のごく僅かの割合しか治療

しておらず、現在の手術の割合では、フィステュラに罹っている女性の大多数が、治療を受けずに死んでいくことを意味している。「持続可能な開発目標」を達成しようと努力しつつ、一世代のうちにフィステュラをなくすためには、サヴァイヴァーのためのフィステュラ予防、治療、支援のあらゆる側面で、パートナーシップが強化され、財政的公約がかなり増額されなければならない。

V. 結論と勧告

59. 産科フィステュラは、社会経済的不平等とジェンダー不平等、出産中の熟練した介添、併発症の場合の緊急産科ケア及び家族計画を含めたアクセスでき、公正で、質の高い、妊産婦保健ケアを提供する保健ケア制度の失敗の結果である。過去2年にわたって、産科フィステュラを含めた妊産婦死亡と障害に注意を集中する際に、かなりの進歩が遂げられてきた。建設的発展にもかかわらず、多くの重大な課題が残っている。21世紀に、最も貧しく、最も脆弱な女性と女兒が、世界の多くの地域で文字通り撤廃されてきたこの破壊的な状態に不必要に苦しんでいるということは人権侵害である。国際社会が、保健制度を強化し、性と生殖に関する健康サービスへの普遍的アクセスを確保し、「持続可能な開発目標」を達成する統合された努力の一部として、一世代のうちにフィステュラをなくす世界的行動計画を開発することを通して、予防できる妊産婦死亡と罹病をなくすために、緊急に行動することが絶対に必要である。

60. この世界的害悪を撤廃し、新しい症例をすべて予防し、既存の症例をすべて治療することに向けて進歩を加速するために、かなり強化された政治公約と財政的動員が緊急に必要とされる。この状態に苦しんでいるすべての女性と女兒に届き、十分で、持続可能で、継続する撤廃努力を確保するために必要な資金を提供するために、コミットした、複数年にわたる、国内・国際協力とパートナーシップ(公共も民間も)の緊急かつ継続中の必要性がある。最も高い妊産婦死亡率と罹病率を抱えている国々への支援の提供を強化する際に、特別な注意が払われるべきである。ほとんどのフィステュラ・サヴァイヴァーは貧しくて治療費を払う余裕がないことを仮定すれば、これがそのような国々が無料のフィステュラ治療サービスへのアクセスを提供できるようにするであろう。

61. 女性と女兒の福利に悪影響を及ぼす社会的決定要因に重点を置いて、世界的に女性と女兒の健康を改善する促進された努力が非常に必要とされている。これらには、女性と女兒のための普遍的教育の提供、少額貸付と少額金融へのアクセスを伴った経済的エンパワーメント、暴力と差別から女性と女兒を保護する法改革と社会的イニシャティヴ、子ども結婚や早期妊娠をなくすこと及び女性と女兒の人権の推進と保護が含まれる。これは、女性と女兒の安全と福利、自分の家族と地域社会に貢献するためのエンパワーメントと能力を確保するであろう。

62. 「持続可能な開発目標」で要請されているように、性と生殖に関する健康サービスへの普遍的アクセスが産科フィステュラをなくすために、国内・地域・国際レベルで、企画プロセスに統合されることが極めて重要である。産科フィステュラから生じるものを含め、多数の予防できる妊産婦死亡と障害を減らすために、助産師の重要な役割を強調して、妊産婦死亡と障害を減らすために必要なカギとなる介入及び3つの有名な費用対効果の高い介入(熟練した出産介添え、緊急産科ケアと新生児ケア及び家族計画)を規模拡大する緊急の必要性に関しては世界的な合意がある。

63. 人権に基づく取組みでの以下の明確で重要な行動が、一世代のうちに産科フィステュラをなくし、「持続可能な開発目標」を達成するために、民間セクターとのパートナーシップを含め、加盟国と国際社会によって緊急に取られなければならない:

予防と治療戦略及び介入

(a)保健ケア制度の強化へのさらなる投資をコミットすること、十分に訓練を受けた、熟練した医療職員、特に助産師、医師、看護師、及びインフラの開発と維持のための支援の提供を確保すること。そのような投資は、「持続可能な開発目標」の一部としてのユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジを達成する努力の一部として、サービス提供のあらゆる領域と保健ケア制度内の外科手術能力を強化するため

に、機能的で、質の高い管理・監視メカニズムが設置された状態で、妊産婦・新生児保健サービスを改善するためのリファーマル・メカニズム、設備、供給網のために必要とされる。

(b)「持続可能な開発目標」を達成するための国内レベルの企画、プログラム形成及び予算編成にフィステュラに対処する戦略を組み入れることを含め、予防・治療・社会経済的再統合・基本的なフォローアップ・サービスを組み入れた、一世代のうちに産科フィステュラをなくすための包括的で学際的な国内戦略、政策、行動計画及び予算を開発または強化すること。

(c)国内の調整を高め、外科手術能力を高め、基本的な、救命の外科手術への普遍的アクセスを推進する国内の努力とのパートナーを含め、パートナーの協働を改善するために、保健省庁によって主導される産科フィステュラに対処するための国のタスク・フォースを設立または強化すること。

(d)妊産婦保健ケア・サービス、特に緊急産科・新生児ケア、熟練した出産介添え、産科フィステュラの治療及び家族計画を、ほとんどの遠隔地域を含め、財政的・文化的にアクセスできるものにするために、国内計画、政策及びプログラムによって、公正なアクセスとカヴァレッジを保障すること。

(e)保健ケア施設と訓練を受けた医療職員の設立と配置、料金が手頃な輸送選択肢を提供する輸送セクターとの協働、地域社会を基盤とした解決策の推進と支援を通して、特に農山漁村、遠隔地域で、完全に切れ目のないケアへの普遍的アクセスを確保すること。

(f)ケアを待っている女性と女児のかなりの積み残しに対処するために、熟練したフィステュラ外科医だけが治療を提供することを保障することにより、質の保証と共に、戦略的に選ばれた病院に統合された訓練を受け熟練したフィステュラ外科医と永続的で包括的なフィステュラ・サービスの利用可能性を高めること。

財政支援

(g)保健ケアの他の国内予算を増額し、産科フィステュラを含めた性と生殖に関する健康サービスへの普遍的アクセスに適切な資金が配分されることを保障すること。

(h)国内予算のあらゆる部門に、不平等を矯正し、必要とするすべての人々に無料または適切に助成された妊産婦・新生児保健ケア・サービスと産科フィステュラの治療の提供を含めた貧しい、脆弱な女性と女児に到達する政策とプログラムの取組みを組み入れること。

(i)一世代のうちに産科フィステュラをなくすために、特に重荷を負った諸国に、強化された技術的・財政的支援を含め、国際協力を強化すること。

(j)一世代のうちにフィステュラをなくすために、必要な資金が増額され、予見でき、維持され、適切であることを保障するために、公共・民間セクターを動員すること。

再統合戦略と介入

(k)フィステュラ治療を受けたすべての女性と女児が、カウンセリング、教育、技術開発及び所得創出活動を含めた社会再統合サービスにアクセスできることを保障すること。

(l)他の基本的な再統合サービスを提供することに加えて、その症例が治療できないまたは手術できないとみなされた女性と女児の特別なニーズが満たされることを保障すること。

(m)フィステュラ・サヴァイヴァーの健康、福利及び再統合サービスへのアクセスを追跡する指標を含め、フィステュラを国内的に通告できる状態にするためのシステムとフォローアップ・メカニズムを開発・強化すること。

アドヴォカシーと意識啓発

(n)フィステュラの防止、治療及び社会再統合に関するカギとなるメッセージを持って家族と地域社会に効果的に到達するために、メディアを通して、意識啓発とアドヴォカシーを強化すること。

(o)地方の宗教・地域指導者、女性と女兒、男性と男児を含め、地域社会を動員し、性と生殖に関する健康サービスへの普遍的アクセスを提唱し、支援するために、青年の意見が聞いてもらえることを保障し、性と生殖に関する権利を保障し、汚名と差別を減らすこと。

(p)女性と女兒の福利が子ども、家族、社会の生存と健康にかなり良好な結果を与えることを認めて、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを確保すること。

(q)フィステュラ撤廃と安全な母性の提唱者として、地域社会の意識を啓発し、動員するために、産科フィステュラ・サヴァイヴァーをエンパワーすること。

(r)特に小学校卒業以降の教育への普遍的アクセスを確保し、女性と女兒に対する暴力をなくし、その人権を保護・推進するために介入を強化し、拡大し、農山漁村・遠隔地域の女兒を含め、女兒を学校に引き留めておくための家族への革新的奨励策によって支援されなければならない子ども結婚を禁止する法律を制定し、施行すること。

(s)産科フィステュラをなくす手助けをするために、市民社会団体と女性エンパワーメント・グループとのつながりとかかわりを開発すること。

調査、データ収集と分析

(t)産科フィステュラに対処するものを含め、妊産婦保健プログラムの企画と実施を導くために、緊急産科・新生児ケアに関する最新のニーズ評価を含め、調査、データ収集、監視及び評価を強化すること。

(u)国の妊産婦死亡調査と対応システムの一部として、国の保健情報システム内に、妊産婦死亡とニアミス・ケースの日常の見直しを開発・強化・統合すること。

(v)産科フィステュラ・ケースの保健省庁への組織的通告と国の登録への記録のための地域社会と施設を基盤としたメカニズムを開発し、人権に基づく取組みで、即座の通報の引き金となり、追跡し、フォローアップする国内的に通告すべき条件として、産科フィステュラを確立すること。

64. 一世代のうちに産科フィステュラをなくすという課題には、地域社会・準国家・国内・地域・国際レベルでの大いに強化された努力とフィステュラをなくすための世界行動計画の開発が必要である。努力には、保健ケア制度の強化、ジェンダー平等と社会経済的平等、女性と女兒のエンパワーメント及びその人権の推進と保護も含まれなければならない。進歩を加速し、フィステュラをなくすためにかなりの追加の資金も出てくる必要があり、資金提供が増額されなければならない。国際社会が、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を実施するために前進するに連れて、かなり強化された支援が、妊産婦・新生児保健を改善し、産科フィステュラをなくすことに専念している国々、国連機関、「フィステュラをなくすキャンペーン」及びその他の世界的イニシャティヴに提供されるべきである。
